# 平成 28 年度

# 東浦町行政評価外部評価実施結果報告書

東浦町行政評価外部評価委員会

# 目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

１　東浦町行政評価外部評価の概要
（１）行政評価システムとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２）目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（３）評価の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（４）外部評価とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２　東浦町行政評価外部評価の実施
（１）当日のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）東浦町行政評価外部評価委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（３）外部評価の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（４）外部評価対象事業の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（５）施策評価表の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（６）事業評価表の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
３　東浦町行政評価外部評価事業
（１）図書館資料購入事業・図書リサイクル関係事業
施策評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
事業評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
議事抄録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
外部評価委員評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（２）中学生海外派遣補助事業
施策評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
事業評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
議事抄録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
外部評価委員評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（３）提案事業・まちづくり実行委員会
施策評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
事業評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
議事抄録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
外部評価委員評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（４）雨水貯留浸透施設設置支援事業
施策評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

事業評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
議事抄録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
外部評価委員評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
（５）資源ごみ回収及び処分事業
施策評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
事業評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
議事抄録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
外部評価委員評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
（６）老人クラブ補助事業
施策評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
事業評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
議事抄録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
外部評価委員評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
（７）健康増進事業
施策評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
事業評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
議事抄録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
外部評価委員評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
（８）不妊治療費補助金交付事業
施策評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
事業評価表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
議事抄録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
外部評価委員評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108

# 東浦町行政評価外部評価

# はじめに

行政評価を外部評価の形で実施する目的は、事業の点検、見直しである。住民公募委員の問題関心と経験、学識委員としての経験、先行研究などの知識の中から、時に行政の常識を打ち破るような新たな視点を入れること。あるいは、行政的にはあたり前すぎて気づかないまま過ぎてきたこと、職員が個人的にうすうすこれは違うかもと感じてはいても行政とはこういうものだと現状に合わせてきたことを、やはりそう見るかと再確認し気づいていただくことである。行政でなくとも、身内の評価、内部評価はどうしても甘くなりがちである。政治における選挙、学校の試験、スポーツ選手の契約更改、あらゆるところで評価が行われるが、他者の評価が自らの評価とまったく同じなどということはそうあるものではない。時に、内部的評価と全く異なるものがあるかもしれない。それでも、自らの見方と異なる他の見方があったことに「気づく」、もう少しレベルアップできる可能性、もし外部評価が正しくないと感じた場合は、なぜうまく伝わらなかったのかを「考える」材料としていただきたい。指摘された外部評価結果をもとに、行政が指標などの点検を行い、事業内容に絶えず修正を加えるという性質のものである。したがって、現状維持はあり得ない。ただ、予算は、行政が関わり、議会が決定する事項である。外部評価結果をどのように反映させるか、最終的には、行政と議会、住民における真剣な議論の材料という位置づけと考える。

本年度の外部評価は、継続か廃止かを問ういわゆる「仕分け型」の評価ではない。バブル崩壊後の低成長、マイナス成長の時代が長く続き、地方分権改革とともに地方自治に経営性が求められるようになってきた。行政は民間との競争をたえず意識しなくてはならず、そうした緊張感は地方財政健全化法という形で数字の中にも表れ、自治体自ら点検の必要が出てきている。民間との競争という観点からの「仕分け」は、確かに効果的なものであるが、行政の機能とは、というそもそもの部分が揺らいでしまう可能性がある。行政の役割は経営性のみではない。公共性と経営性。両輪のうち、経営性ばかりが注目されると、住民生活、住民の幸せのための行政サービスという公共性の観点が後回しになるのである。それでは、やはり正しい方向とはいえない。時に経営的な観点から問題はあったとしても、

行政の実施すべきサービスとして、公共性からその効果に意味があることを説明できる場合は必要ということになる。

今回は、多様な住民委員を中心に行政評価外部評価が実施され、若い委員さんの参加もいただき、活発な議論がなされた。少子高齢化が進み超高齢社会を迎える中で、こうした若い力による自治への参加、これこそが力強い東浦町の歩みを進める原動力になる。外部評価結果を基に、事業の点検、見直し作業を行い、町民がますます元気になり、東浦町がますます発展することを願うものである。

平成 28 年 11 月 10 日

東浦町行政評価外部評価委員会委員長

星野　泉

# １　東浦町行政評価外部評価の概要

## （１）行政評価システムとは

行政サービスを無駄なく、効果的に提供するため各施策及び事業の目的と目標を明確にした上で、取組の成果や効率性を評価し、その結果に基づいた改善を次の企画立案、事業実施に反映させる仕組みです。

本町では、行政活動の基本指針である第５次東浦町総合計画（以下、総合計画という。）の施策体系に従って施策評価及び事業評価を行い、総合計画、実施計画、予算・決算、そして行政評価を連動させ、計画→事業実施→評価→改善（ＰＤＣＡサイクル）によるまちづくりを推進するものです。

【イメージ】

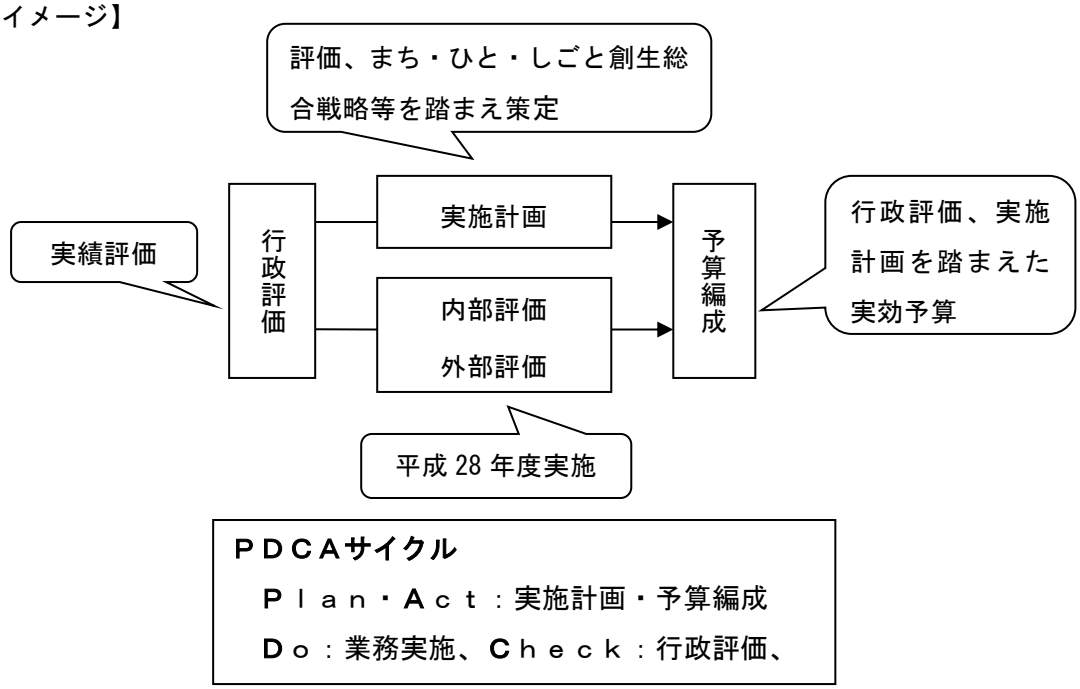


## （２）目標

〇必要な行政サービスを効果的に提供します。

総合計画を基本指針とし、社会状況や財政状況の変化を踏まえ、行政サービスを計画的、効果的に提供します。

〇住民に対する説明責任を果たします。

行政評価表を作成し、活用することで事業の説明手法を統一するとともに公表します。

〇職員の意識改革、政策形成能力の向上の機会とします。

評価過程を通じて、組織内の情報と認識の共有化を図るとともに職員の意識

改革、政策形成能力の向上に繋げます。

### （３）評価の単位

総合計画の基本別計画における「基本事業の方針」を施策評価の単位とし事業評価は、その施策に属する各事業について評価しました。

### （４）外部評価とは

本町が実施する行政評価について、当該評価の客観性及び妥当性を高めるとともに、当該評価の見直し及び改善をし、効果的かつ効率的な事業の執行を図るものです。

また、住民のみなさんに説明責任を果たし、事業の内容や目的を少しでも知っていただくとともに、職員の意識改革、政策形成能力の向上にもつなげます。

## ２　東浦町行政評価外部評価の実施

### （１）当日のスケジュール

10 月 13 日(木)

| 時　間 | 事業番号 | 外部評価事業名 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 10:00　～　10:10 | | 開　会 | |
| 10:10　～　10:55 | 1 | 図書館資料購入事業・図書リサイクル関係事業 | 図書館 |
| | | 休憩(5分) | |
| 11:00　～　11:45 | 2 | 中学生海外派遣補助事業 | 学校教育課 |
| | | 休　憩(昼食) | |
| 13:00　～　13:45 | 3 | 提案事業・まちづくり実行委員会 | 協働推進課 |
| | | 休憩(5分) | |
| 13:50　～　14:35 | 4 | 雨水貯留浸透施設設置支援事業 | 土木課 |

10 月 14 日(金)

| 時　間 | 事業番号 | 外部評価事業名 | 担当課 |
|---|---|---|---|
| 10:00　～　10:10 | | 開　会 | |
| 10:10　～　10:55 | 5 | 資源ごみ回収及び処分事業 | 環境課 |
| | | 休憩(5分) | |
| 11:00　～　11:45 | 6 | 老人クラブ補助事業 | 福祉課 |
| | | 休　憩(昼食) | |
| 13:00　～　13:45 | 7 | 健康増進事業 | 健康課 |
| | | 休憩(5分) | |
| 13:50　～　14:35 | 8 | 不妊治療費補助金交付事業 | 保険医療課 |
| 14:35　～　14:45 | | 閉　会 | |

## （２）東浦町行政評価外部評価委員会

学識経験者、住民の方から構成される東浦町行政評価外部評価委員会を設置し実施します。

（敬称略、順不同）

| 役 割 | | 氏 名 | 所 属 |
|---|---|---|---|
| 委員長・コーディネーター | | 星野 泉 | 明治大学政治経済学部地域行政学科長 教授 |
| 外部評価委員（計5名） | 1 | 兼村 高文 | 明治大学大学院ガバナンス研究科 教授 |
| | 2 | 稲田 圭祐 | 和光大学経済経営学部 専任講師 |
| | 3 | 戸崎 昌子 | 住民公募 |
| | 4 | 友永 涼子 | 住民公募 |
| | 5 | 小林 桃子 | 住民公募 |

コーディネーター：議事進行役　　外部評価委員：質疑・議論を行う。

## （３）外部評価の進め方

１事業 45 分程度の公開ヒアリング形式で実施しました。

担当課からの事業説明（5～10 分程度）

外部評価委員と担当課による議論（25～30 分程度）

総括（10 分程度）

## （４）外部評価対象事業の選定

住民のみなさんや学識経験者等の、客観的な視点での意見、評価が必要であると事務局が判断し、選出した約 50 事業の中から、学識経験者と事務局が検討を行った上で、今回の８事業を選定しました。

## （５）　施策評価表の見方

1ページ　平成　28　　年度　施策評価表（評価対象年度：平成　　27　年度）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 2　担当課 | |
| 1　第5次総合計画 | | | 推進施策 | 関係課 | |
| 3 基本事業の方針 | 項番･表題 | | | 総合計画書掲載ﾍﾟｰｼﾞ | |
| | | | | | |

総合計画の部門別計画に従い整理しています。
「基本事業の方針」を施策評価の単位とします。

| | | |
|---|---|---|
| 4　めざす姿 | 誰(なに)がどうなる | |
| | 達成するための取組 | |

「３基本事業の方針」によって、誰（なに）がどのような状態になることを目指すのかを記載しています。

目指す姿を達成するために、どのような取組みをしているかを記載しています。

| 5　基本成果指標 | 単位 | H21 | H27 | | H28 | H32 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標 | 目標 | 達成度(%) | 目標 | 目標 |
| | | 実績 | 実績 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

総合計画に記載されている目標で、「基本事業の方針」と関連する目標と実績を主に記載しています。

6　「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業　（構成個別事業数　　事業）

| No. | 個別事業名 | 事業実績 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 実績名(単位) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | |

「基本事業の方針」と関連する個別事業名と実績です。

２ページ

「基本事業の方針」の達成状況です。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | めざす姿の達成度 | 達成度評価 | 高い | 普通 | 低い | |
| | | 評価理由（達成状況・成果等） | 「７めざす姿の達成度」の評価理由です。 | | | |
| 8 | めざす姿を達成するための問題点、課題 | | 「４めざす姿」を達成するための課題を記載しています。 | | | |
| 9 | 今後の方針及び具体的な取組内容 | | 今後、見直すべき事業や新たな取組みなど、事業の方針を記載しています。 | | | |

## （６）　事業評価表の見方

１ページ

平成 28　　年度　事 業 評 価 表　1（評価対象年度：平成　　27　年度）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合計画 | 節 | | 推進施策 | | 平成　27　年度予算 | | 款 | | 項 | | 目 |
| | 基本事業の方針 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | | 担当課 | 部 | 課 | 係 | | |
| 1　予算の小事業名 | 予算説明書の小事業名です。 | 個別事業名 | 評価対象とする個別事業名です。 | 度 | | | |
| 3　事業の背景 | 事業開始に至ったきっかけ、開始後の状況変化等について記載しています。 | | | | | | |
| 4　事業の目的 | | | | | | | |
| 5　関係法令 国等補助制度 関連計画 | 事業実施の根拠や関係法令、国、県を含む関係計画等を記載しています。 | | | | | | |
| 6　関連事業 | 国、県を含む関連事業、類似事業を記載しています。 | | | | | | |
| 7　具体的な実施内容（事業概要・評価対象年度における取組、実績等） | 制度の概要、評価対象年度（平成 27 年度）に実施した具体的な取組み内容や実績等を記載しています。 | | | | | | |
| 8　事業実績（H25～27年度） | 事業の利用者や実施回数など、３年間の実績を記載しています。 | | | | | | |
| 9　特記事項 | 必要に応じて、今までの経緯や用語の説明、補足事項等を記載しています。 | | | | | | |

２ページ

| 10 総事業費（千円・人） | | | | 25年度決算 | 26年度決算 | 対前年比(%) | 27年度決算 | 対前年比(%) | 28年度予算 | 対前年比(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 0 | 0 | | 0 | | 0 | |
| 支出 | 人件費 | 正規 | 人数 | | | 0 | | 0 | | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 臨時 | 人数 | | | | | | | 0 |
| | | | 人件費 | | | | | | | 0 |
| | | 再任用 | 人数 | | | | | | | 0 |
| | | | 人件費 | | | | | | 0 | 0 |
| | | 合計 | | | | | | | 0 | 0 |
| | 事業費 | | | | | | | | | 0 |
| | | | | | | | | | | 0 |
| | | | | | | | | | | 0 |
| | | その他 | | | | | | | | 0 |
| | | 合計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財源内訳 | 一般財源 | | | | | 0 | | 0 | | 0 |
| | 受益者負担金 | | | | | 0 | | 0 | | 0 |
| | 国県支出金 | | | | | 0 | | 0 | | 0 |
| | その他 | | | | | 0 | | 0 | | 0 |
| | 合計 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

事業実施のために必要とした経費です。
人件費については、正規職員は各年度の平均年間給与額（25～28年度 600 万円）としています。
臨時職員は、決算額（28 年度は予算額）に基いた金額です。
再任用職員は、各年度の平均年間給与額（25、26 年度 280 万円、27、28 年度 270 万円）としています。
事業費については、主な支出項目を記載しています。

| 11 コスト評価 | 住民一人当たり事業費 | 円 |
|---|---|---|

住民一人当たり事業費の計算式
（「総事業費」－「受益者負担金」）÷50,327 人（平成 27 年 10 月末人口）

| 12 指標評価 | | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標 ① | | | | | | | |
| 目標値 | （達成度） | | 0 | | 0 | | 0 |
| 実績値 | | | | | | | |
| 指標 ② | | | | | | | |
| 目標値 | （達成度） | | 0 | | 0 | | 0 |
| 実績値 | | | | | | | |

| 13 事業の評価 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ①法により市町村義務と定められている。 | すべて | 一部 | | いいえ |
| ②行政関与の必要性が高い。 | 高い | 普通 | | 低い |
| ③事業効果が高い。 | 高い | 普通 | | 低い |
| ④事業範囲・規模は妥当である。 | 妥当 | 改善の余地あり | | |
| ⑤受益者負担は妥当である。 | 妥当 | 改善の余地あり | | |
| ⑥手法は適切である。 | 適切 | 改善の余地あり | | |

14 評価の理由
②
③
④
⑤
⑥

「13 事業の評価」の理由を項目ごとに記載しています。

15 事業を
拡大した場合
縮小・廃止した場合

事業規模を変えた場合のメリット、デメリット等を記載しています。

16 想定される代替事業

他に考えられる代替事業等を記載しています。

17 事業の方向性　拡　廃止

18 総括評価
・事業の実効性、成果、目的の達成状況等
・課題と今後の具体的な取組

事業の全体評価と今後の課題、取組み等を記載しています。

## ３　東浦町行政評価外部評価事業

（１）施策：図書館活動の充実

事業：図書館資料購入事業・図書リサイクル関係事業

# 平成　28　　年度　施策評価表（評価対象年度：平成　　27　年度）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 2　担当課 | 図書館 |
| 1　第5次総合計画 | 2節 | 第２項　生涯学習 | 推進施策 | （1）　生涯学習 | | | 関係課 | 生涯学習課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 基本事業の方針 | 項番･表題 | 3 図書館活動の充実 | 総合計画書掲載ﾍﾟｰｼﾞ　94 |
| | 地域文化の発展や住民の自主学習や知識向上に貢献するため、図書館の資料購入や情報化、サービス体制の充実により住民のみなさんの図書館の利用を促進するとともに、子ども読書活動や図書リサイクルなど特色ある図書館運営を推進します。 | | |
| 4 めざす姿 | 誰(なに)がどうなる | 住民のみなさんが気軽に来館できる環境があり、親しまれています。情報の発信基地としての情報があり、利用しやすい状況にあります。生涯学習の拠点として、いろいろな活動をしています。読書活動を通じ、生き生きと生活できています。 | |
| | 達成するための取組 | 図書館資料、レファレンス、ボランティアグループとの連携などの充実を図り、読書活動を推進します。生涯学習活動施設として住民のみなさんの学習の機会を増やし、奨励します。子ども読書活動計画に基づき、読書活動を通じ情緒豊かな子どもを育てます。ティーンズ（ヤングアダルト）の読書活動を推進するため、コーナーの設置等の環境を整えます。 | |

| 5　基本成果指標 | 単位 | H21 | H27 | | H28 | H32 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標 | 目標 | 達成度(%) | 目標 | 目標 |
| | | 実績 | 実績 | | | |
| 図書館入館者数 | 人 | | 160,000 | 100.5% | 160,000 | 165,000 |
| | | － | 160,761 | | | |
| － | | | | | | |

6　「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業　（構成個別事業数　6　事業）

| No. | 個別事業名 | 事業実績 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 実績名(単位) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 1 | 図書館資料購入事業・図書リサイクル関係事業 | 町民一人あたりの資料点数（点） | 3.7 | 3.6 | 3.7 | 3.7 | 3.8 | 3.8 |
| | | リサイクル率（%） | 75.5 | 93.8 | 95.6 | 96.4 | 95.5 | 98.2 |
| 2 | 図書館情報化事業 | インターネットパソコン利用者数（人） | － | 1,048 | 983 | 647 | 627 | 753 |
| 3 | 図書館サービス体制充実事業 | レファレンスサービス件数（件） | 901 | 821 | 1,263 | 1,329 | 1,287 | 1,285 |
| 4 | 子ども読書活動推進事業 | 子ども関連事業参加者数（人） | － | － | 9,804 | 9,610 | 10,163 | 9,909 |
| 5 | 施設修繕工事 | 工事費（円） | － | － | － | 33,177,900 | － | 6,443,280 |
| | | － | | | | | | |
| 6 | － | | | | | | | |
| 7 | － | | | | | | | |
| 8 | － | | | | | | | |
| 9 | － | | | | | | | |
| 10 | － | | | | | | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">7 めざす姿の達成度</td><td>達成度評価</td><td>高い</td><td>○</td><td>普通</td><td></td><td>低い</td><td></td></tr>
<tr><td>評価理由（達成状況・成果等）</td><td colspan="6">住民参加型ワークショップ参加者の有志で構成された「よむらびサポーターズ」が活躍し、魅力ある図書館を目指して取り組みを始めていますがまだ十分とは言い難く、図書館の利用者は増加傾向にはありません。この傾向は全国的なものではありますが、達成度が高いとは言えず、普通であると判断しました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 めざす姿を達成するための問題点、課題</td><td colspan="6">図書館の資料は、質において十分とは言えず、図書館資料購入事業により資料の充実を図る必要があります。図書館サービスの充実の観点から大人のための事業の充実が不可欠で、大人に図書館に足を運んでもらうための施策を検討する必要があります。同時に第2次子ども読書活動推進計画を推進する上で図書館だけでなく、学校、保育園、児童館等との連携を密にし推進していく必要があります。<br>また、中高生が自主活動の場として図書館を利用するだけではなく、本を手にとって読みやすい環境づくりのために、「ティーンズコーナー」の充実を図る必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">9 今後の方針及び具体的な取組内容</td><td colspan="6">図書館資料の充実を図り、住民のみなさんの知的要求に応えてゆく必要があります。<br>また、住民のみなさんとの協働により魅力あるイベントや講座を実施し、日頃図書館に目が向いていない人にも図書館を認識してもらい、足を運んでもらえるような取り組みを行いたいと考えています。<br>ティーンズや子どもの読書活動を推進し、子育て応援のまちにふさわしい取り組みを進めていきます。</td></tr>
</table>

平成 28　　年度　事 業 評 価 表　1（評価対象年度：平成　　27　年度）

| 総合計画 | 2 | 節 | 第2項　生涯学習 | 推進施策 | （1）　生涯学習 | 平成　27　年度予算 | 10 | 款 | 4 | 項 | 3 | 目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 基本事業の方針 | | 3 図書館活動の充実 | | | | | | | | | |

| 事業番号 | 1 | 担当課 | 教育 部 図書館 図書館 係 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 予算の小事業名 | 中央図書館運営費 | 2 個別事業名 | 図書館資料購入事業・図書リサイクル関係事業 | 事業開始年度<br>平成3年度 |
| 3 事業の背景 | 住民のみなさんの生涯学習の場として、知的要求やニーズに応えるために図書館資料の充実が求められています。 | | | |
| 4 事業の目的 | 住民のみなさんの多様な知的要求や課題解決に的確に応えるために、図書館資料を十分に備えます。また、図書館で利用されなくなった本をリサイクル本として、住民のみなさんに利用していただくことで資源の有効活用をしています。 | | | |
| 5 関係法令<br>国等補助制度<br>関連計画 | 図書館法、東浦町中央図書館条例、同規則、東浦町子ども読書推進計画 | | | |
| 6 関連事業 | 図書館情報化事業、図書館サービス体制充実事業、子ども読書活動推進事業 | | | |
| 7 具体的な実施内容（事業概要・評価対象年度における取組、実績等） | ・図書館資料購入　一般書　2,728点、児童書　1,605点、CD　7点<br>DVD　19点、紙芝居　47点　計4,406点<br>・雑誌のリサイクルフェア（6月に1回）<br>6月提供冊数　1,695冊　譲渡冊数　1,618冊（譲渡率95.5%）<br>・本のリサイクルフェア（11月、3月に各1回）<br>11月提供冊数　1,868冊　譲渡冊数　1,867冊（譲渡率99.9%）<br>3月提供冊数　1,512冊　譲渡冊数　1,500冊（譲渡率99.2%） | | | |
| 8 事業実績（H25～27年度） | | | | |

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---|---|---|---|
| 図書館カード登録率 | 36.7% | 39.8% | 42.6% |
| 町民1人当たりの貸出点数 | 6.8点 | 6.5点 | 6.1点 |
| 登録者1人当たりの貸出点数 | 18.4点 | 16.3点 | 14.4点 |
| 1日平均貸出者数 | 257人 | 241人 | 226人 |
| 1日平均貸出点数 | 1,192.8点 | 1,089.1点 | 1,015.6点 |
| 町民1人当たりの資料点数 | 3.7点 | 3.8点 | 3.8点 |
| 蔵書回転率 | 181.6% | 172.7% | 161.0% |
| 蔵書冊数 | 187,232冊 | 189,243冊 | 191,720冊 |
| 購入点数 | 4,654点 | 4,438点 | 4,406点 |
| 除籍冊数 | 2,947冊 | 3,027冊 | 2,514冊 |
| リサイクル譲渡率（平均） | 96.4% | 95.5% | 98.2% |

| | |
|---|---|
| 9 特記事項 | 平成3年7月開館 |

| 10 総事業費（千円・人） | | | | 25年度決算 | 26年度決算 | 対前年比(%) | 27年度決算 | 対前年比(%) | 28年度予算 | 対前年比(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 22,820 | 22,366 | | 23,000 | | 24,425 | |
| 支出 | 人件費 | 正規 | 人数 | 0.58 | 0.58 | 100.0% | 0.58 | 100.0% | 0.58 | 100.0% |
| | | | 人件費 | 3,480 | 3,480 | 100.0% | 3,480 | 100.0% | 3,480 | 100.0% |
| | | 臨時 | 人数 | 4.82 | 4.89 | 101.5% | 4.87 | 99.6% | 4.89 | 100.4% |
| | | | 人件費 | 7,903 | 8,013 | 101.4% | 8,203 | 102.4% | 8,427 | 102.7% |
| | | 再任用 | 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.10 | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 270 | 0 |
| | | 合計 | | 11,383 | 11,493 | 101.0% | 11,683 | 101.7% | 12,177 | 104.2% |
| | 事業費 | 需用費 | | 1,575 | 1,346 | 85.5% | 1,523 | 113.2% | 1,359 | 89.2% |
| | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | | 9,862 | 9,527 | 96.6% | 9,794 | 102.8% | 10,889 | 111.2% |
| | | 合計 | | 11,437 | 10,873 | 95.1% | 11,317 | 104.1% | 12,248 | 108.2% |
| 財源内訳 | 一般財源 | | | 22,730 | 22,300 | 98.1% | 22,932 | 102.8% | 24,341 | 106.1% |
| | 受益者負担金 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 国県支出金 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | | | 90 | 66 | 73.3% | 68 | 103.0% | 84 | 123.5% |
| | 合計 | | | 22,820 | 22,366 | 98.0% | 23,000 | 102.8% | 24,425 | 106.2% |

**11 コスト評価**

住民一人当たり事業費　457　円

図書館資料の購入費は限りがあり、利用者のリクエストに対応できない部分もあります。それを補うため、予約の多い人気本については寄贈をPRしたり、他の図書館から資料を借りることのできる相互貸借事業にも力をいれて対応しています。

**12 指標評価**

| | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標 ① | 図書館入館者数（人）（目標値は、総合計画による。） | | | | | | |
| 目標値 | 160,000 | 101.1% | 160,000 | 101.3% | 160,000 | 100.5% | |
| 実績値 | 161,725 | | 162,065 | | 160,761 | | |
| 指標 ② | ― | | | | | | |
| 目標値 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 実績値 | | | | | | | |

**13 事業の評価**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①法により市町村義務と定められている。 | | すべて | | 一部 | ○ | いいえ |
| ②行政関与の必要性が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | | 低い |
| ③事業効果が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | | 低い |
| ④事業範囲・規模は妥当である。 | ○ | 妥当 | | 改善の余地あり | | |
| ⑤受益者負担は妥当である。 | | 妥当 | | 改善の余地あり | | |
| ⑥手法は適切である。 | ○ | 適切 | | 改善の余地あり | | |

**14 評価の理由**

② 公共図書館は図書館法で行政の関与が定められています。

③ 一日平均530人、年間延べ16万人以上の方が利用しています。

④ 知多5市４町、刈谷市及び高浜市と相互利用をしており、広く地域の人に利用してもらえています。

⑤ 受益者負担はありません。（図書館無料の原則）

⑥ 図書館の利用は無料であり、利用者登録をしなくても自由に本を閲覧等できるため、手法は適切です。

**15 事業を**

拡大した場合：所蔵本を増やすことで、利用者サービスが向上します。一方、図書館の収容能力に限界があるため、本棚に収まりきらなくなります。今の所蔵冊数が最良の状態です。

縮小・廃止した場合：新しい本等の購入ができなくなり、利用者サービスが低下します。

**16 想定される代替事業**

中央公民館事業、地区公民館事業

**17 事業の方向性**

| 拡大 | | 改善 | | 現状維持 | ○ | 縮小 | | 廃止 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

**18 総括評価**
・事業の実効性、成果、目的の達成状況等
・課題と今後の具体的な取組

魅力的な新刊書の購入を継続的に行わなければ、来館者や登録者数を増やすことが難しくなってきています。

図書館を利用しなかった人に対し、図書館でできること（本を借りる、新聞や雑誌を読む、視聴覚資料を借りたり視聴する）を知ってもらい、利用につなげます。

また、郷土資料の充実及びPRを図っていきます。

他団体の類似事例

| | | | | 作成年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | 1 | 個別事業名 | 図書館資料購入事業・図書リサイクル関係事業 | 担当課 | 図書館 |

| 項目名<br>(制度内容<br>事業費等) | 平成27年度<br>図書館資料購入費（千円） | 平成27年度<br>入館者数<br>（人） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東浦町 | 7,880 | 160,761 | | | |
| 半田市 | 30,699 | 396,906 | | | |
| 常滑市 | 10,000 | カウントしてない | | | |
| 東海市 | 23,097 | 376,333 | | | |
| 大府市 | 33,286 | 528,769 | | | |
| 知多市 | 16,500 | 116,348 | | | |
| 阿久比町 | 7,992 | 92,437 | | | |
| 南知多町 | 図書館なし | 図書館なし | | | |
| 美浜町 | 9,199 | 88,968 | | | |
| 武豊町 | 14,297 | 216,287 | | | |
| 刈谷市 | 40,015 | 486,553 | | | |

【議事抄録・ホワイトボードに記載】

■　入館者数は？

・　年齢別にみると、高齢者が多く、若年は少ない現状です。

入館者数のカウント方法はどのようになっていますか？

・　入口にセンサーを設置してカウントしています。多少の誤差はあります。

■利用率（入館者/人口）向上のために実施していることは？例えば、浦安市では、開館時間を平日は 20 時としています。

■図書館カードの登録率とは何ですか？

・　登録者/町民人口　ただし、５年間利用がない人は削除しています。

■利用の質も考慮に入れてはいかがですか？

■レファレンスの件数はどの程度でしょうか？

・　1,200～1,300 件/年　ほどあります。

■項目 10　人件費について、非正規職員の数字上の扱い方はどのようになっているのでしょうか？

・　図書購入、リサイクルのための人員をカウントしている。

■名古屋都市センターにある「まちづくりライブラリー」では、貸出期間は３週間となっています。現行の２週間を延長してはどうでしょうか？

・　相互貸借できる体制です。

・　現在１度に借りられるのは、18 点までで２週間となっています。

■子育ての専門書を増やして、子ども連れでも行きやすい環境にしていただきたいです。

・　１階の特集展示を増やしたいと思います。

■東浦町の図書館のビジョンはどのようなものでしょうか？また、子育てのビジョンはありますか？

・　今はいろいろなことに取組んでみよう！という段階です。ワークショップから「よむらびサポーター」ができ、協働して取り組んでいます。

・　住民が来てくれる。情報の発信。住民が図書館を通していきいきしていることをビジョンとしています。

■本当に利用したい人が利用できているのでしょうか？

・　18 時閉館を 19 時閉館にしました。

・　館内コンサートを開催し、図書館に親しんでもらえるように取組んでいます。

・　館内整理日を休館日に移動させ、来館者を増やす工夫をしています。

中高生が本にふれる機会にしたいと思いますので、さらなる時間延長をご検討ください。

・　21 時まで延長を検討します。

■蔵書の方針は？

・　バランスのある蔵書を心がけています。

・　子育て、子どもに関する本を充実させます。

雑誌のような継続して購入する本は打ち切るのが難しいのではないですか？

・　購入開始の前に吟味、リクエスト、新聞書評を参考に購入しています。また、毎年、担当者を替えるようにしてバランスのよい蔵書を心がけています。

蔵書の電子化、電子媒体活用について検討していますか？

・　本を開く感覚を大切にしたいと思っています。

・　将来の検討要件ではあると認識しています。ただし、著作権が整理されて以降としたいと考えています。

■リサイクルフェアの開催回数を増やしてはどうしょうか？

・　１回/年だったのを、現在は３回/年に増やしています。この目的は、除籍本の再利用です。回数が増えますと蔵書が減ってしまいます。

■学生の来館を増やす策を考えていますか？

・　学習室を増やしています。今後も今のスペースで活用していきたいと考えています。

■蔵書のスペースを確保することで仕事が増えるのではないですか？

・　業務量はそれほど増えません。

■民営化を検討していますか？

・　まずは、行政職員でできることをやります。その結果を見てから検討します。

■年齢層別の貸し出し、点数などを把握していますか？

・　はい。しています。ただし、カテゴリー別にはまだ把握していません。
子ども、ティーンズの本を増やしていきたいと考えています。

■成果指標から「一人当たりの貸出件数」が外れているが？

・　本を借りないが、図書館を利用している人も増えてきたため、今回は外しました。

**まとめ**

○より良い本、住民が希望する本をバランスよく取りそろえること。

**【外部評価委員評価・住民】**

（住民委員Ａ）

図書館資料購入事業については、これからも今までどおり時代・要望に合った資料購入をしてほしい。

図書リサイクル事業は、そのリサイクル率の高さにより、十分に住民に認知・利用されていると評価できる。

これから図書館に求めることは、快適な空間づくりも考えてほしい。空調がゆるく、または入っていなくて蒸し暑いことがある。

また、入館者数、話題性だけを追わず、図書館の目指す姿、特色をはっきりさせて、みんなから「東浦町の図書館は〇〇」と表現してもらえるほど、さらに親しまれる図書館になってほしいです。

（住民委員Ｂ）

最近は、コンサートやこども向けの工作などイベントも多く、今まで図書館に足の向かなかった人が足を運ぶきっかけになっているのではないかと思います。

本の購入ですが、町民から不要になった本を募集してみるのも面白いですね。求める本をホームページや広報に記載してみてはいかがでしょうか？自分の寄付した本が使われるのも嬉しいですし、寄付することで、協力できている喜びに繋がることもあるかと思います。

子育て中のお母さん向けのコーナーも考えているとお聞きしました。図書館の今後をとても楽しみにしています。

（住民委員Ｃ）

図書館資料購入事業に関して述べると、資料購入の内容を見ても偏りがあるように思える。この偏りが図書館の方向性と一致しているのならいいのだが、話を聞いたところ方向性が確立していないように思える。今一度、方向性を確認し、それに沿った資料を購入するべきである。図書リサイクル事業に関して述べると、譲渡率がこんなにも高いということは住民が蔵書を必要としている現れである。ならば、図書館の除籍本だけではなく家で利用しなくなった本もリサイクル本として有効活用してみてはどうだろうか。

**【外部評価委委員評価・学識経験者】**

（兼村委員）
・図書館サービスに関る図書資料購入・リサイクルの町単独事業で重要性はある。
・図書館は蔵書が一杯で増やす余地はない状態。
・入館者数を増やすために開館時間の延長やコンサート等のイベントを開催してきた。
・魅力的な図書の購入は予算面やスペースの面で厳しい状況にあるが、子どもを連れた方にも利用できるようなスペースの設置も実施。
→　図書館は民間委託などの事例もみられるが町直営で継続して地域の図書館として、また近隣自治体との連携を図りながら継続してくことも求められるのではないか。そのための図書間資料購入等の事業予算は確保すべきであろう。

（稲田委員）
質問事項
・書籍の電子化の必要性について
コメント
　図書館の役割として、外部経済的効果を考えれば、幅広い分野の蔵書を有する必要性について疑う余地はない。しかしながら、近年のＩＴ技術の発達と情報リソースへのアクセスの容易さを考えたとき、図書館の役割を改めて問う必要がある。すなわち、全国平均的な図書館サービスの提供ではく、地域住民のニーズに対応したサービスが求められる。そこに、町営図書館としての意義が求められよう。本業の方針としては、希少本以外の資料については、積極的に住民へ無償提供するとともに、蔵書スペースの確保のために、過去ナンバーの雑誌などは電子化してく必要があろう。その上で、住民のニーズにあった図書資料の購入を行うべきである。

（星野委員長）
　図書館利用への関心は高い。高齢者の利用が多いことから外部評価委員すべてがその生涯学習的意義を感じており、サービスの発展を望んでいる。図書館入館者数や貸し出し量に関する数値は増加傾向とは言えないが、民営化の弊害が報道されることもあり、この方向での議論は出なかった。今回評価すべき事業は、図書館資料購入事業と図書リサイクル関係事業であり、このことに限ってみても住民の関心は高く、利用者が多いことが紹介された。蔵書冊数は増加しており、リサイクル譲渡率も近年上昇している。これ以上リサイクルのための本の数を増やすことは、蔵書を減らすことでもあり、望ましいものとはならない。評価のための指標については、総合計画における入館者数に対する達成度となっているが、これら事業の指標としては、リサイクル譲渡率や購入点数の方が適切だろう。

図書館全体の評価として、地域の特色のある図書館を目指すべきということができる。大学の専門的図書館と違い、地域住民のための図書館として、地域の子育て世代の利用に供するという側面を重視していただくことが必要である。施策評価表にもあるように、「ティーンズや子どもの読書活動を推進し、子育て推進のまちにふさわしい取り組み」の観点から再検討することで実現できよう。リサイクル事業については、対象の本の数を増やすためにも、家で不要になった本を持ち寄り、交換会として加えていくことを考えてもよい。近所に古本屋があるということで、「民業圧迫」という面もあるが、イベントとして行われる分には問題ない。問題があれば、量を調整していけばと考える。蔵書の拡大は財源のかさむことであり困難な課題ではあるが、中古図書の購入なども含め工夫していただき増やしていくことをお考えいただきたい。

部課の説明は、わかりやすく、さすがに日常的に住民と関わる部署であることが感じられた。今後とも、レファレンスの充実など今後のより一層のサービス充実に向けご努力されること、図書館に来られる住民の立場になって対応するサービスを希望する。

（２）施策：学校教育の充実
事業：中学生海外派遣費補助事業

# 平成　28　　年度　施策評価表（評価対象年度：平成　　27　年度）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 2　担当課 | 学校教育課 |
| 1　第5次総合計画 | 2節 | 第１項　次世代育成 | 推進施策 | （２）　学校教育 | | 関係課 | － |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 基本事業の方針 | 項番･表題 | 1 学校教育の充実 | 総合計画書掲載ﾍﾟｰｼﾞ　88 |
| | 児童・生徒の学力や体力、健康増進をはじめ、心の教育の充実に努めるとともに、いじめや不登校の対策、少人数学習への対応、情報化に対応できる教育の推進、特別支援教育の充実、国際化に向けた教育の充実を図ります。<br>社会情勢の変化に柔軟に対応できる適切な学習や指導、相談等ができるよう、教職員の資質向上を図るとともに、教員免許を持つ住民などを活用したサポート教員、各種の専門教員を確保するなど、教育体制の充実を図ります。<br>家庭や地域と連携、協力しながら、放課後児童対策、外国籍児童生徒対策、不審者対策などに取り組むなど、地域に開かれた学校づくりを進めます。 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 4 めざす姿 | 誰(なに)がどうなる | 児童・生徒が、心身健康な状態で楽しく学校で学んでいます。<br>世代を担う人材に育っています。<br>外国人児童生徒が、ほかの子どもたちと意思疎通が図れています。 |
| | 達成するための取組 | 経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者への援助<br>学習内容をわからないままにしないための教師の補助員の配置<br>児童・生徒の悩み、心配ごとを和らげる体制の確立<br>学校生活に支援が必要な児童・生徒に対しての支援員の配置<br>不登校児童・生徒への学校復帰に向けての支援 |

| 5　基本成果指標 | 単位 | H21 | H27 | | H28 | H32 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標／実績 | 目標／実績 | 達成度(%) | 目標 | 目標 |
| － | | | | | | |

6　「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業　（構成個別事業数　10　事業）

| No. | 個別事業名 | 事業実績 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 実績名(単位) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 1 | 私立幼稚園就園奨励費補助事業 | 補助対象者数（人） | 175 | 151 | 135 | 133 | 186 | 166 |
| | | 補助額（千円） | 15,458 | 12,315 | 13,135 | 14,079 | 22,946 | 20,642 |
| 2 | 私立高等学校等授業料補助事業 | 補助対象者数（人） | 254 | 249 | 261 | 272 | 248 | 236 |
| | | 補助額（千円） | 3,038 | 2,970 | 3,100 | 3,236 | 2,993 | 2,842 |
| 3・4 | 要保護・準要保護児童扶助事業（小学校）<br>要保護・準要保護生徒扶助事業（中学校） | 小学生対象者数（人） | 309 | 331 | 262 | 283 | 277 | 284 |
| | | 中学生対象者数（人） | 184 | 201 | 178 | 185 | 177 | 181 |
| 5 | いじめ不登校対策事業（ふれあい教室運営事業） | いじめ認知件数（件） | － | － | 55 | 64 | 71 | 72 |
| | | 不登校児童生徒数（人） | － | － | 81 | 69 | 77 | 71 |
| 6 | こどもと親の相談事業 | 相談件数（件） | － | － | － | － | － | 101 |
| | | 訪問件数（件） | － | － | － | － | － | 45 |
| 7 | 特別支援教育事業 | 学校生活支援員人数（人） | － | － | 18 | 27 | 29 | 29 |
| 8 | 外国人英語指導業務 | 小学校クラスあたりの年間時間数（時間） | 20 | 20 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| | | 中学校クラスあたりの年間時間数（時間） | 10 | 10 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 9 | 学校経営活性化事業 | 必須事業数 | － | － | 12 | 12 | 13 | 13 |
| | | 選択事業数 | － | － | 24 | 25 | 26 | 24 |
| 10 | 中学生海外派遣補助事業 | 応募生徒人数（人） | 39 | 67 | 63 | 67 | 35 | 46 |
| | | 派遣生徒人数（人） | 20 | 20 | 18 | 18 | 18 | 18 |

<table>
<tr><td rowspan="2">7 めざす姿の達成度</td><td>達成度評価</td><td>高い</td><td>○</td><td>普通</td><td></td><td>低い</td><td></td></tr>
<tr><td>評価理由（達成状況・成果等）</td><td colspan="6">いじめ、不登校の問題解決のため、各学校へ「心の健康相談員」の配置、不登校となった児童・生徒の学校復帰、学習を支援するための「ふれあい教室」を実施していますがいじめの件数、不登校児童生徒数は、毎年度、大きな変化はありません。<br>支援を必要とする児童生徒数に応じ学校生活支援員を配置しており、障がいのある児童・生徒は安定した学校生活をおくっています。<br>外国人児童生徒の多い学校には日本語適応教室補助員を配置しており、ほかの児童・生徒との意思疎通はおおむね図られています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 めざす姿を達成するための問題点、課題</td><td colspan="6">児童・生徒の悩みや心配ごとを和らげることでいじめ、不登校の未然防止に繋げるとともに不登校となった児童生徒への支援の拡大が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">9 今後の方針及び具体的な取組内容</td><td colspan="6">現在実施している「ふれあい教室」や「心の健康相談員」による相談に加え、いじめ、不登校対策として専門員を配置し、相談窓口を学校教育課内に設けるとともに、学校、家庭、関係機関との連携を行い家庭訪問を行っていきます。</td></tr>
</table>

平成 28　　年度　事 業 評 価 表　1（評価対象年度：平成　　27　年度）

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合計画 | 2 | 節 | 第１項　次世代育成 | 推進施策 | （2）　学校教育 | 平成　27　年度予算 | 10 | 款 | 1 | 項 | 3 | 目 |
| | 基本事業の方針 | | 1 学校教育の充実 | | | | | | | | | |

| 事業番号 | 114 | 担当課 | 教育 部 学校教育 課 学校教育 係 | |
|---|---|---|---|---|
| 1 予算の小事業名 | 義務教育振興一般管理費 | 2 個別事業名 | 中学生海外派遣補助事業 | 事業開始年度<br>平成10年度 |
| 3 事業の背景 | 国際社会に貢献できる人材を育てるために、中学生のうちから、国際的な感覚・視野を育むとともに、他国、自国文化理解を深め国際社会に貢献できる人材の育成が必要となっています。 | | | |
| 4 事業の目的 | 町内の中学生に在学する生徒を、一定期間海外に派遣することにより、国際的な感覚・視野を育むとともに、他国、自国文化理解を深め国際社会に貢献できる人材の育成を図ります。 | | | |
| 5 関係法令<br>国等補助制度<br>関連計画 | 町長政策集推進計画<br>東浦町中学生海外派遣事業実施要綱 | | | |
| 6 関連事業 | ― | | | |
| 7 具体的な実施内容（事業概要・評価対象年度における取組、実績等） | 夏休みを利用し、中学校３年生を対象に一定期間海外に派遣をしています。<br>また、この事業は実施委員会への委託事業として行っています。<br><br>＜実施委員会の構成＞<br>教育長、校長会会長・副会長、各中学校長、教育部長、課長、指導主事<br>＜派遣先＞<br>カナダ（ノースバンクーバー市を中心としたエリア）<br>＜派遣期間＞<br>平成27年８月17日(月)から８月26日(水)　10日間<br>＜派遣人員＞<br>18名<br>＜派遣学年＞<br>中学校３年生<br>＜派遣方式＞<br>ホームステイ<br>＜自己負担額＞<br>一人あたり　102,399円<br><br>参加者の募集については、各中学校を経由し、作文及び人物の評価により選考します。<br>参加者の決定後、説明会を３回、７月下旬に夏季集中研修会（４日間）、出発式、帰国報告会を行います。 | | | |
| 8 事業実績（H25～27年度） | ＜25年度＞　4,600,000円　生徒18名、引率2名　応募生徒数　67名<br><br>＜26年度＞　4,420,000円　生徒18名、引率2名　応募生徒数　35名<br><br>＜27年度＞　4,028,000円　生徒18名、引率2名　応募生徒数　46名 | | | |
| 9 特記事項 | ― | | | |

| 10 総事業費（千円・人） | | | | 25年度決算 | 26年度決算 | 対前年比(%) | 27年度決算 | 対前年比(%) | 28年度予算 | 対前年比(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 8,500 | 7,563 | | 7,731 | | 8,440 | |
| 支出 | 人件費 | 正規 | 人数 | 0.26 | 0.26 | 100.0% | 0.31 | 119.2% | 0.28 | 90.3% |
| | | | 人件費 | 1,560 | 1,560 | 100.0% | 1,860 | 119.2% | 1,680 | 90.3% |
| | | 臨時 | 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 再任用 | 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | | 1,560 | 1,560 | 100.0% | 1,860 | 119.2% | 1,680 | 90.3% |
| | 事業費 | 補助金 | | 4,600 | 4,420 | 96.1% | 4,028 | 91.1% | 4,600 | 114.2% |
| | | 役務費 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 需用費 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 受益者負担金 | | 2,340 | 1,583 | 67.6% | 1,843 | 116.4% | 2,160 | 117.2% |
| | | 合計 | | 6,940 | 6,003 | 86.5% | 5,871 | 97.8% | 6,760 | 115.1% |
| 財源内訳 | 一般財源 | | | 6,160 | 5,980 | 97.1% | 5,888 | 98.5% | 6,280 | 106.7% |
| | 受益者負担金 | | | 2,340 | 1,583 | 67.6% | 1,843 | 116.4% | 2,160 | 117.2% |
| | 国県支出金 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | | | 8,500 | 7,563 | 89.0% | 7,731 | 102.2% | 8,440 | 109.2% |

**11 コスト評価**

住民一人当たり事業費　117　円

参加生徒一人当たり事業費　327,111　円

| 12 指標評価 | | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標 ① | | 満足度（%） | | | | | | |
| 目標値 | | 100 | | 100 | | 100 | | |
| 実績値 | （達成度） | 100 | 100.0% | 100 | 100.0% | 100 | 100.0% | |
| 指標 ② | | ― | | | | | | |
| 目標値 | | | | | | | | |
| 実績値 | （達成度） | | 0 | | 0 | | 0 | |

**13 事業の評価**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①法により市町村義務と定められている。 | | すべて | | 一部 | ○ | いいえ |
| ②行政関与の必要性が高い。 | | 高い | ○ | 普通 | | 低い |
| ③事業効果が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | | 低い |
| ④事業範囲・規模は妥当である。 | ○ | 妥当 | | 改善の余地あり | | |
| ⑤受益者負担は妥当である。 | ○ | 妥当 | | 改善の余地あり | | |
| ⑥手法は適切である。 | ○ | 適切 | | 改善の余地あり | | |

**14 評価の理由**

② 行政が関与することで、生徒たちの可能性を広げます。

③ 外国の文化に触れることで、広い視野で物事が考えられるようになります。

④ ホームステイという形態なので、10日間程度が妥当です。

⑤ 補助額を超えた分については、保護者負担としています。

⑥ 人物及び作文評価による選考であるため、生徒自身の努力が必要となります。

**15 事業を**

拡大した場合：多くの生徒が国際文化を体験することが出来ます。

縮小・廃止した場合：国際的な感覚・視野を育むことができなくなります。

**16 想定される代替事業**：―

**17 事業の方向性**

| 拡大 | | 改善 | | 現状維持 | ○ | 縮小 | | 廃止 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

**18 総括評価**
・事業の実効性、成果、目的の達成状況等
・課題と今後の具体的な取組

外国の文化に触れる機会は少なく、ホームステイを行うことで実際に体験する機会を作ります。また、参加者たちの満足度も高くなっています。

今後、国際的な感覚・視野の育成について学校からの評価や、より多くの生徒が外国の文化に触れることができるよう考えていく必要があります。

他団体の類似事例

| 作成年度 | 平成28年度 |
|---|---|

| 事業番号 | 2 | 個別事業名 | 中学生海外派遣補助事業 | 担当課 | 学校教育課 |
|---|---|---|---|---|---|

| 項目名<br>(制度内容<br>事業費等) | 海外派遣事業 | 派遣国 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東浦町 | 有 | カナダ | | | |
| 半田市 | 無 | ― | | | |
| 常滑市 | 無 | ― | | | |
| 東海市 | 有 | オーストラリア | | | |
| 大府市 | 有 | オーストラリア | | | |
| 知多市 | 有 | ニュージーランド | | | |
| 阿久比町 | 有 | カナダ | | | |
| 南知多町 | 無 | ― | | | |
| 美浜町 | 有 | シンガポール | | | |
| 武豊町 | 有 | オーストラリア | | | |
| 刈谷市 | 無 | ― | | | |

【議事抄録・ホワイトボードに記載】

■プログラムの特長は？

・　10 日間とし、すべてホームステイで過ごしています。
　事前に自分たちで派遣先の文化や歴史等を調査します。
　土日はホストファミリーと過ごします。
　平日は語学学校に行ったり、カナダの歴史等を学んだりしています。

■満足度とあるのは、行った人の満足度でしょうか？

・　はい。

行った人について追跡調査はしていますか？

・　いいえ、していません。中学校に在籍している期間は可能ですが、卒業後について追跡は難しいと考えます。

是非、追跡調査をしていただきたいです。

契約時に一文（追跡調査時にはご協力をお願いする）入れておくのはどうでしょうか？

TOEIC で測るという手段もあり得ますか？

■自己負担分を負担できない生徒への補助は考えられますか？

・　検討し、手当てできる状態にはあります。今まで該当者がいませんでした。

■国際感覚を身に付けるという事業の目的であるならば、海外派遣のほかにも手段があるのではないですか？外国人との交流など、ご検討ください。

・　ＡＬＴの契約をし、授業の中で進めています。事業費は委託費として 10,715,000 円/年（３名）となっています。
・　帰国後、校内で全員を対象に報告会を開催しています。これが間接的な体験になっていると考えます。この報告会に参加して「行きたい」と思う生徒もいます。

カナダから生徒を招くことも検討しては？

プログラムにカナダの中学校に訪問すること入れてみては？

派遣の説明会時にパスポートを持っていない人は２/18 人だった。家庭からは行かせてあげられない子を対象としてはどうでしょうか？

■選ばれるのは、「自己負担＋お小遣い」を支出できる家庭の子であること、作文が上手な子です。もっとたくさんの人数が安価で体験できる事業としてはどうでしょう？

■なぜ、カナダなのでしょうか？

・　この事業は東浦町にカナダとつながりのある人がいたこと、治安が良いこと、治安が良いために日本からの留学生が多く、受け入れ態勢があることです。

■18 人の根拠は何ですか？

■項目７　自己負担額の根拠は何ですか？

・　約 10,000 円/日×10 日間です。

■知多の自治体の中でこの事業についての交流はありますか？

・　ありません。

■半田市、刈谷市は実施していませんが、この事業に該当するような事業はしていますか？

■若いうちに外国に行くのは刺激的でも、たくさんの子どもに経験してほしいことです。

■満足度について、住民にアンケートをしたことはありますか？

■所得の低い家庭の子にも体験させてあげたい事業ですので、所得制限を設けるとか、負担を所得のスライド制にするなどの検討をしてはどうでしょうか？

■一人当たりの事業費の見方は？

・　町の負担については、5,888（千円）÷18 人となります。
国、県からの支出はありません。5,888（千円）は人件費を含んでいます。
一人当たりの旅費については（4,028（千円）+1,843　（千円））÷18（人）となります。

■プログラムの内容について再検討してはどうですか？事業が始まって１８年であれば、初期のようなコストもかかっていないと考えられます。

**まとめ**

〇それなりの効果はあります。しかし、その効果は一部に偏っているようです。

〇プログラムの内容を再検討してください。

〇行き先の再検討をしてください。

〇負担配分を再検討してください。

（家庭の所得が低くても国際化に関心のある子が行けるように工夫してください）

**【外部評価委員評価・住民】**

（住民委員Ａ）

生徒も親たちもとても興味があり経験したいと思っている事業です。経験した生徒の満足度 100％は事業効果が高いと判断できます。今後も続けてほしい事業です。

事業開始から 18 年、経験した方たちに、その後の人生にどう影響したかなど、聞いてみると、さらにこの事業の効果を知ることもできると思います。

（住民委員Ｂ）

安全などに配慮しての 10 日間のホームステイは大変だと思いますし、ありがたい事業だと思います。

毎年 18 名の生徒が参加し、外国の文化に触れて満足度も高いとのことでした。

平成 10 年から変わらない事業とのことでした。多くの子どもたちにチャンスがあり、外国の文化に触れる機会があればと思います。

（住民委員Ｃ）

実際にこの事業に参加した方の話を聞いていると、この海外派遣制度がお受験の一種のように思えた。ただ、２つの大きな相違点は税金で賄われているかどうかということである。そもそも現地を訪問できた学生の話を聞くだけで訪問できなかった学生にも国際的な感覚・視野が育まれるというならば、現地の方を招いて学生に向けた講演会を開いた方がよっぽど税金の負担も軽減されるのではないだろうか。なるべく広範囲に行き届かなければならない税金をほんの限られた 18 名の学生に充てるのだから満足度は高くて当然であるが、本当に学生を思うならば訪問できなかった学生の満足度も視野に入れ改善策を練る必要である。

**【外部評価委委員評価・学識経験者】**

（兼村委員）
・中学生に国際的視野をもってもらうために 10 年以上継続している町単独事業で実績がある。
・負担できない生徒への対応はどうなっているか。できるだけ多くの生徒に参加できるよう配慮する必要があろう。所得制限なり、負担金の差をつけてはどうか。
・外国人講師を学校へ派遣することも国際化等の目的にも合致するのではないか、現在は３名、１千万円で配置している、留学生などに非常勤で来てもらうこともよいのではないか。
・委員の子供が参加経験あり、その後の人生が変わるほどの効果があり継続すべきよい事業と評価。
→　予算規模と実績からみれば継続してもよいという評価もできようが、多くの生徒がすでに家庭で海外に行ける現在、見直しをしてもよいのではないか。

（稲田委員）
質問事項
・利用者に対する追跡調査の必要性について
コメント
　事業開始から 20 年近く経過しており、事業開始当初と経済社会的背景が異なるため、当該事業の必要性については、現在の経済社会的状況を踏まえた上で、改めて議論する必要がある。このため、本事業を継続的に行っていくためには、可能な限り利用者への追跡調を実施し、事業成果について、住民に丁寧に説明する必要があろう。また、外国人講師による語学学習がインターネットを通じて低価に受講できる状況を考えれば、渡航後のプログラムとして現地語学学校における語学学習以外のプログラムを考慮する必要がある。

（星野委員長）
　若い世代が異文化を体験することは素晴らしい効果がある。そのことは全く否定すべき点はない。ただ、自己負担の３倍もの公費を投入して、ほんの一部の住民のための事業を行う場合、より慎重な仕組みを作るほうがよいのではないか。公費が大きいとはいえ自己負担が大きいこともあり、余裕のある世帯向けサービスになっているとみられる。参加者の多くが海外旅行などの経験があるようで､そうした子供たちにとってさらなる 10 日間程度の旅行の意味が、極めて大きいのかどうか検証する必要がある。５つ点検すべき点がある。
　１　プログラムに特徴がない。現地の中学校に行って交流するなど含めてはどうか。ス

ポーツなどの交流などで、ことばがすべてでないこともわかるだろう。

2　資金に余裕のある世帯向け事業となっていないかどうか。所得によって自己負担額に少しずつでも差をつける、低所得世帯の自己負担をかなり少なくする、などが考えられる。

3　派遣国はこれでよいか。価格や派遣人数の観点からの見直し作業をお願いしたい。

4　異文化とのふれあいの方法は海外派遣ばかりではない。既存の外国人英語指導業務の充実と仕事内容の再検討、内外中学生の相互交流、国内の異文化体験の仕組みなど、他に方法がないか、本事業の縮小も含め検討を求めたい。

5　派遣後の子供たちがどのようにこの体験を経て国際性を本物としていったか、その後を検証できるかどうか。公費を投入している以上必要と考えるが、可能であれば検討いただきたい。

（３）施策：協働事業の推進
事業：提案事業・まちづくり実行委員会

# 平成　28　　年度　施策評価表（評価対象年度：平成　　27　年度）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 2　担当課 | 協働推進課 |
| 1 | 第5次総合計画 | 5節 | 第１項　共生・協働 | 推進施策 | （１）　住民協働 | | | 関係課 | ー |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 基本事業の方針 | 項番･表題 | ２ 協働事業の推進 | 総合計画書掲載ﾍﾟｰｼﾞ　174 |
| | 地域が抱える課題を解決するため、それぞれが目標を共有し、お互いの特性や違いを認め合い、尊重し合いながらお互いの信頼関係に基づいた対等な立場で役割分担を行い、相乗効果を発揮するような協力・連携を促進します。そのために、行政と住民が一緒に検討する場の定期的な開催や具体的な協働事業を推進する制度を検討します。 | | |
| 4 めざす姿 | 誰(なに)がどうなる | 行政と住民との役割分担をし、行政と住民の協働により、地域が抱える課題を解決します。 | |
| | 達成するための取組 | 行政だけでは解決しがたい課題に対し、企画提案を公募し、町と提案者が協働して行うパートナーシップ推進事業を実施します。<br>身近な道路や公園などの公共施設の美化清掃活動行う団体に対し、その活動を支援するアダプトプログラム事業を実施します。 | |

| 5　基本成果指標 | 単位 | H21 目標 | H21 実績 | H27 目標 | H27 実績 | H27 達成度(%) | H28 目標 | H32 目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アダプトプログラム（里親制度）の登録団体数 | 団体 | | 5 | 10 | 32 | 320.0% | 32 | 40 |
| ー | | | | | | | | |

6　「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業　（構成個別事業数　6　事業）

| No. | 個別事業名 | 事業実績 実績名(単位) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | パートナーシップ推進事業（協働推進事業） | テーマ特定型（件） | ー | ー | ー | ー | ー | 2 |
| | | 補助金額（円） | ー | ー | ー | ー | ー | 448,899 |
| | | ＮＰＯ初動支援型（件） | ー | ー | ー | ー | ー | 1 |
| | | 補助金額（円） | ー | ー | ー | ー | ー | 200,000 |
| 2 | 提案事業・まちづくり実行委員会（協働推進事業） | 提案事業数（件） | ー | ー | 2 | 3 | 6 | 9 |
| | | ー | | | | | | |
| 3 | 協働職員研修事業（協働推進事業） | 開催数（回） | ー | ー | ー | 3 | 1 | 1 |
| | | 参加者（人） | ー | ー | ー | 78 | 17 | 18 |
| 4 | ふれあい保険事業（協働推進事業） | 事故報告数（件） | 15 | 8 | 11 | 6 | 12 | 7 |
| | | 補償金額（千円） | 552 | 424 | 220 | 216 | 594 | 574 |
| 5 | アダプトプログラム事業（協働推進事業） | 登録団体数（団体） | ー | ー | 25 | 27 | 30 | 32 |
| | | ー | | | | | | |
| 6 | 連絡所運営事業 | 交付金額（千円） | 13,197 | 13,237 | 13,268 | 13,286 | 13,345 | 13,392 |
| | | ー | | | | | | |
| 7 | 自治基本条例制定事業 | 自治に関するワークショップ等の回数（回） | ー | ー | ー | ー | 1 | 3 |
| | | 自治に関するワークショップ等への参加者数（人） | ー | ー | ー | ー | 64 | 70 |
| 8 | ー | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">7 めざす姿の達成度</td><td>達成度評価</td><td>○ 高い</td><td></td><td>普通</td><td></td><td>低い</td><td></td></tr>
<tr><td>評価理由（達成状況・成果等）</td><td colspan="6">住民協働、住民自治の一つの形としてのアダプトプログラムでは、登録団体数が増加し、自分たちの手で住みよい環境づくりを目指した活動が地域に浸透してきています。<br>行政だけでは解決しがたい課題に対し、提案者と協働で取り組むパートナーシップ推進事業を実施するようになりました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 めざす姿を達成するための問題点、課題</td><td colspan="6">これからの少子高齢化社会による地域課題に対し、地域住民のみなさんが自ら発見し、解決していくために、コミュニティを主体とした地域で解決するための組織、体制づくりが重要となっています。<br>職員ひとりひとりが地縁組織、ボランティア、NPO等、それぞれの利害関係や役割を理解し、地域課題を解決に導く「協働コーディネーター」としての意識を向上させる必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">9 今後の方針及び具体的な取組内容</td><td colspan="6">地域住民のみなさんが地域の課題を的確に捉える力をつけるとともに、コミュニティを主体とした地域全体で解決する組織、体制づくりの支援をしていきます。<br>職員ひとりひとりの協働意識を醸成するために、職員研修を実施します。</td></tr>
</table>

平成 28　　年度　事 業 評 価 表　1（評価対象年度：平成　　27　年度）

| 総合計画 | 5 | 節 | 第１項　共生・協働 | 推進施策 | （1）　住民協働 | 平成　27　年度予算 | 2 | 款 | 1 | 項 | 9 | 目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 基本事業の方針 | | 2 協働事業の推進 | | | | | | | | | |

| 事業番号 | 3 | 担当課 | 企画政策 部 | 協働推進 課 | 協働推進 係 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 予算の小事業名 | 協働推進事業費 | 2 個別事業名 | 提案事業・まちづくり実行委員会（協働推進事業） | 事業開始年度 | ― |
| 3 事業の背景 | 少子・高齢化、家族形態の多様化・個人化、近所づきあいの希薄化が進むにつれ、地域における課題も多様化し、住民のみなさんと行政が協働して取組むことが望ましい課題も多くみられるようになってきました。<br>こうした状況を受け、災害時の危機的状況に対する隣近所の連携を始め、地域の安心・安全の確保等、住みよいまちづくりに向けて、住民のみなさんが互いに連帯感をもち、自ら考え、主体的に地域課題の解決に取組むことが重要となっています。 | | | | |
| 4 事業の目的 | 地域課題を、住民のみなさん自らが洗い出し、その解決に向けて住民のみなさんと行政が協働して活動していくため、コミュニティ組織と住民のみなさんの意識向上及び地域課題の解決に向けた活動を支援します。 | | | | |
| 5 関係法令<br>国等補助制度<br>関連計画 | 東浦町提案事業交付金交付要綱 | | | | |
| 6 関連事業 | コミュニティ活動推進事業（組織力強化事業）、がんばる地域支援事業（組織力強化事業） | | | | |
| 7 具体的な実施内容（事業概要・評価対象年度における取組、実績等） | ＜平成27年度＞<br>○コミュニティ単位で地域課題の解決に取組む、まちづくり実行委員会の活動を支援しました。<br>○提案事業交付金を交付しました。<br>対象事業<br>・緒川コミュニティ　①防犯巡視パトロール、子どもの見守り事業　②犬のふん放置対策事業<br>・卯ノ里コミュニティ①コミュニティ花壇整備事業　②地域福祉啓蒙事業<br>・石浜コミュニティ　①新しい石浜づくり事業　②ゴミステーションの美化推進と啓発活動事業<br>③石浜の良さ発信事業<br>・生路コミュニティ　①避難所案内看板設置事業<br>・藤江コミュニティ　①ハザードマップ作成事業 | | | | |
| 8 事業実績（H25～27年度） | ○提案事業交付金<br>平成25年度　3事業<br>卯ノ里コミュニティ　①福島ひまわり里親プロジェクト参加事業<br>②独居老人にお花をプレゼント事業<br>生路コミュニティ　①スクールガードの組織化とあいさつ運動事業<br>平成26年度　6事業<br>緒川コミュニティ　①飛び出し坊や看板設置事業　②犬のふん放置対策事業<br>石浜コミュニティ　①新しい石浜づくり事業　②ゴミステーションの美化推進と啓発活動事業<br>③石浜の良さ発信事業<br>藤江コミュニティ　①ゴミステーションの美化活動事業<br>平成27年度　9事業<br>緒川コミュニティ　①防犯巡視パトロール、子どもの見守り事業　②犬のふん放置対策事業<br>卯ノ里コミュニティ①コミュニティ花壇整備事業　②地域福祉啓蒙事業<br>石浜コミュニティ　①新しい石浜づくり事業　②ゴミステーションの美化推進と啓発活動事業<br>③石浜の良さ発信事業<br>生路コミュニティ　①避難所案内看板設置事業<br>藤江コミュニティ　①ハザードマップ作成事業 | | | | |
| 9 特記事項 | 提案事業交付金は、平成22年度から各地区で実施された自主勉強会「まちづくり勉強会」（がんばる地域支援事業）で作成された「がんばる地域行動計画」に基づき、まちづくり実行委員会により実行された事業に対し、１事業５万円上限として交付するものです。まちづくり勉強会（がんばる地域支援事業）は、平成25年度で終了しました。 | | | | |

| 10 総事業費（千円・人） | | | 25年度決算 | 26年度決算 | 対前年比(%) | 27年度決算 | 対前年比(%) | 28年度予算 | 対前年比(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 16,367 | 4,494 | | 6,901 | | 7,209 | |
| 支出 | 人件費 | 正規 人数 | 2.64 | 0.70 | 26.5% | 1.08 | 154.3% | 1.10 | 101.9% |
| | | 正規 人件費 | 15,840 | 4,200 | 26.5% | 6,480 | 154.3% | 6,600 | 101.9% |
| | | 臨時 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | 臨時 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 再任用 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | 再任用 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | 15,840 | 4,200 | 26.5% | 6,480 | 154.3% | 6,600 | 101.9% |
| | 事業費 | 補助金 | 3 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 交付金 | 450 | 268 | 59.6% | 411 | 153.4% | 600 | 146.0% |
| | | 需用費 | 20 | 10 | 50.0% | 6 | 60.0% | 0 | 0.0% |
| | | その他 | 54 | 16 | 29.6% | 4 | 25.0% | 9 | 225.0% |
| | | 合計 | 527 | 294 | 55.8% | 421 | 143.2% | 609 | 144.7% |
| 財源内訳 | 一般財源 | | 16,367 | 4,494 | 27.5% | 6,901 | 153.6% | 7,209 | 104.5% |
| | 受益者負担金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 国県支出金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | | 16,367 | 4,494 | 27.5% | 6,901 | 153.6% | 7,209 | 104.5% |

**11 コスト評価**

住民一人当たり事業費　137　円

・平成26年度まで、協働職員研修に関する人件費等を合算して計上していました。
・平成27年度需用費及びその他（旅費）については、他4事業と等分して計上しています。

**12 指標評価**

| | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標 ① | まちづくり実行委員会での取組件数（件） | | | | | | |
| 目標値 | 8 | 100.0% | 12 | 150.0% | 12 | 158.3% | |
| 実績値 | 8 | | 18 | | 19 | | |
| 指標 ② | ― | | | | | | |
| 目標値 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 実績値 | | | | | | | |

**13 事業の評価**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①法により市町村義務と定められている。 | | すべて | | 一部 | ○ | いいえ |
| ②行政関与の必要性が高い。 | | 高い | ○ | 普通 | | 低い |
| ③事業効果が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | | 低い |
| ④事業範囲・規模は妥当である。 | ○ | 妥当 | | 改善の余地あり | | |
| ⑤受益者負担は妥当である。 | | 妥当 | ○ | 改善の余地あり | | |
| ⑥手法は適切である。 | | 適切 | ○ | 改善の余地あり | | |

**14 評価の理由**

② 住民のみなさんの自主的・主体的活動を後押しする仕組みづくりが重要であり、地域の取組みをサポートする行政側の適度な支援は必要です。

③ 各地域での活動が少しづつ活発となっており、地域課題の解決につながっています。

④ コミュニティごとに事業範囲が分かれており、取組みに応じてグループ化されています。住民のみなさんが主体となって事業範囲や規模が決められているため、妥当です。

⑤ 行政側の財政支援は初期投資を主としており、それ以上に経費がかかる場合には各地区コミュニティが支出をしています。継続的な活動に対する財政的仕組みを整える必要があります。

⑥ コミュニティ活動の活性化と連帯感の醸成につながっています。しかし、活動の核となる人材の発掘育成については伸び止まり傾向にあるため、新たな人材の確保を促す必要があります。

**15 事業を**

拡大した場合：コミュニティ活動（地域課題の解決に向けた活動）は住民のみなさんが主体となって行うものであり、必要以上に関与することは活動自体の活性化を損なう可能性があります。

縮小・廃止した場合：地区で醸成されつつある協働の意識、自分たちのまちは自分たちでよくしていこうという考え方が先細りしていく可能性があります。

**16 想定される代替事業**

―

**17 事業の方向性**

| 拡大 | | 改善 | | 現状維持 | ○ | 縮小 | | 廃止 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

**18 総括評価**
・事業の実効性、成果、目的の達成状況等
・課題と今後の具体的な取組

地域の問題や課題を地域住民のみなさん自らが発見し、解決していくといった地区コミュニティが主体的に行う地域づくり活動は、今後ますます重要になっていきます。

一方、これらの活動に取組むまちづくり実行委員会のメンバーの間に疲弊感が漂いはじめているという現状があります。これは、まちづくり実行委員会のメンバーがコミュニティ役員を兼ねている場合が多いため、実質的にコミュニティ役員が行うことが増えたことが理由の一つとしてあげられます。

今後、地域の課題解決に向けた取組を継続していくためには、まずコミュニティ役員の負担感を軽減する必要があります。コミュニティ事業を整理し、既存の親睦型事業から地域課題解決型の事業へ移行するよう、コミュニティに対し十分説明する必要があります。

【議事抄録】

■項目 18 に疲弊感とありますが、具体的にどのようなことでしょうか？

・ それぞれのコミュニティにまちづくり実行委員会が一つずつあり、役員とコミュニティの委員が兼務となっている人が多いので、疲弊感が出てきています。地域活動を担う新たな人財を発掘することが今後の課題です。

■項目 12　目標値 12、実績値 19 とありますが、この評価の方法を説明してください。

・ 19 事業のうち９事業が交付金を受けた事業です。
10 事業は交付金をもらっていませんが取り組んでいる事業です。経費が掛かっていない事業もあります。また、交付金を受ける・受けないの判断はコミュニティ協議会に任せています。

■コミュニティ協議会（イベントが多い）＋まちづくり実行委員会ということでしょうか？

・ はい。人を分けるよりも、むしろ役員が入っていたほうが話が速く進む一面があります。

■まちづくり実行委員会のメンバーはどのように決めるのですか？

・ コミュニティ協議会から選出します。コミュニティ協議会を辞めても、実行委員会として残り、活動を続ける人も多いようです。しかし、いつになったら抜けられるのかという話も聞きます。

■コミュニティ協議会の構成員となっている（１～２年）だけでも負担に思う人もいます。自分のやりたいことをやりたいので、時間をまちづくり実行委員会に割かれるのは避けたいという話も聞きます。今のシニア世代の方が一番、地域のために活動してくださっていると思います。その次の世代になると難しいのではないでしょうか？
そうなると、ボランティアでお願いし続けるのは難しいと考えます。

■指標をどのように人材育成ができているか？若い人や後継者を育成しているか？というようなことができるように検討してみてはいかがですか？
協働推進事業の中の位置づけはどのようになっていますか？

・ 総事業費の内訳はほぼ人件費で、職員約１名がこの事業に関わっています。
提案事業交付金は１事業５万円を上限としています。

職員が関わっていることは評価できます。
協働推進事業全体の予算はどのようになっているのでしょうか？提案事業・まちづくり実行委員会のみの評価ではなく、施策ごとに評価する方が望ましいのではないでしょうか。

■町内会の組織率は？

・ コミュニティ加入率は約 70%ほどです。

この組織率を上げていくというのはいかがですか？

■住民提案でやってほしい、というのには、補助する金額が少なすぎるのではないですか？

宮崎市の例では、500 円×各戸を徴収し、数百万円の資金を確保、ほたる復活事業や街頭の電球を取り換える費用、町内清掃の費用などに充当しています。

・ 提案事業の５万円は初期の資金です。コミュニティへは助成金として支援しています。

提案事業５万円→コミュニティ推進事業交付金 30 万円

→パートナーシップ推進事業→ＮＰＯや市民活動団体へ

→コミュニティへ

■若い人の活躍（ＰＴＡや母の会などを含む）が必要ではないですか？

・ 年齢的には幅広くなるかもしれません。しかし、地域によっては、若人がいないところもあります。

コミュニティ×子供会・ＰＴＡで事業を実施していることもあります。

■人材育成・コミュニティの参加を促すことについて、行政として関わることができるのは具体的にどのようなことでしょうか？

例えば、小中学生が参加できるように促すこともできるのではないですか？

・ なかなか思い当たる事例がありません。
・ 地区は頑張っています。地区独自の広報誌を発行して活動参加を促している地区もあります。
・ コミュニティ事業では、中学生のボランティアを募っている事例もあります。かき氷や焼きそばを焼いたり、販売したりしています。
・ 企画課が実施している自治を促進する事業で、中高生が地域自治を考えるというものもあります。

高齢で時間のある人にますますご活躍いただくこと、若い人にも活躍の場があることが重要なのでしょう。

■人とのつながりは生まれますが、世代をまたいだつながりは生まれにくいようです。

災害時には連携できるよう、若者の参加が必要です。

「石浜の良さ発信事業」「新しい石浜づくり事業」などに若者が参加すると異なる視点が入り、良いのではないでしょうか？

その際に参加した学生などからの発信を行うというアイディアもあります。

呼びかけ方を考えていくことが必要ではないでしょうか？

■実行委員が継続している人の割合はどの程度でしょうか？

・ 地区によって異なりますが、おおむね半分以上の人が残るのではないかとみられます。

■役場の人がぐいっと引っ張っていくのでしょうか？むしろ、役場の人も住民として率

先して行動することで住民を引っ張っていけるのではないでしょうか？お手本を見せていただけるとありがたいです。

- 公務員もみなさんと同じ立場ですので、「職員なんだから」と言われると一歩引いてしまう事もあります。

**まとめ**

○若い人、高齢者が参加する、参加率も指標としてはありえること

○そのしかけについては役場、職員も含めて検討していくこと

○子どもについては自治基本条例のＮＥＸＴ東浦の活動がある、他には？

○働く世代にも声をかけ、巻き込むしかけを検討していくこと（例、イベントを活用するなど）

○「共助」をみんなでやっていきましょう！

**【外部評価委員評価・住民】**

（住民委員Ａ）

これからの時代、協働事業の必要性はみながわかっていることだと思いますが、実際の実施・実行となると、時間や気持ちに余裕のない人たちも多く、現在は、地域ですでにボランティア活動（コミュニティ活動）をしている方たちにさらに協力をしていただくことになってしまうことが多いです。これでは、いつかは立ち行かないことになってしまうと思われます。

また、地区により運営、活動が違います。

各地区に合わせた行政の関与が必要だと思います。

（住民委員Ｂ）

コミュニティの加入率が 70％程度とお聞きしました。加入の減少している中で、役員とまちづくり実行委員を兼ねている人たちが多く、疲弊感が漂っているとのこと。人はプラスの面よりもマイナスの面に目がいきやすいように思います。マイナス面と考えられる、自治会費の支払いや役員が回ってくることが妨げになっているのではないでしょうか。今後、加入する人は減っていくように思います。自分が元気なうちは、地域で支え合うことへの理解は難しいのではないでしょうか。

１人でも多くの住民に、町としての考えや想いを伝え、１人１人が理解して、そこからが協働に繋がるのではと考えています。

住民と行政の協働のまちづくりには、非常に興味を持ち期待しています。

（住民委員Ｃ）

地域課題を、住民のみなさん自らが洗い出すことを事業の目的にしているものの、洗い出す年齢層はいつも偏りがちである。その年齢層の人たちにとって住みやすいまちが必ずしも住民にとって住みやすいまちとは限らないはずだ。様々な世代や職業の視点から考えることで新たな課題点が見つかり、より本当の住みやすいまちに近づくのではないだろうか。

**【外部評価委委員評価・学識経験者】**

（兼村委員）
・地域課題への取り組みなど住民活動を交付金で支援する町単独事業で、地域コミュニティづくりへ貢献する事業として共助の観点から必要性は認められる。
・まちづくり実行委員会の事業は規模が小さく協働推進事業のなかでどう位置付けられているのかということを前提として考えなければならないのではないか。
・行政側からは、５万円交付は限られているが、パートナーシップ交付金（20 万円）等があり、そちらとの事業費とともに考える。
→　まちづくりには役場の職員も自ら協働推進事業に積極的に参加してもらうことも重要であろう。

（稲田委員）
質問事項
・住民（若年層）参加に向けたＰＲの必要性について
コメント
　ソーシャル・キャピタルが地方政府の統治パフォーマンスを高めると仮定すれば、地域社会基盤維持のために、自治会などのコミュニティ組織に行政的な役割を担わせることは大いに意義がある。しかしながら、本事業のようなコミュニティ活動の支援事業が政府の財源不足を理由に行われるのであれば、地方政府が提供すべき公共サービスをコミュニティに単に負担させているにすぎない。このため、補助金政策だけではなく、コミュニティ活動への参加を促す啓蒙活動を積極的に行い、なぜ住民自らが地域づくりを行っていくことが重要であるかを丁寧に説明していく必要がある。

（星野委員長）
　協働推進のため、まちづくり実行委員会の活動支援を行っている。今後の自治の発展に向け、重要な事業であるとの認識は、外部評価委員の中で共有されたようである。ただ、まちづくり実行委員会のメンバーがコミュニティ役員を兼ねているケースが多く、メンバーに疲弊感が漂っていることが紹介された。まちづくりメンバーの固定化は、高齢化との関係、ベッドタウンの宿命ともいえる問題である。住民主体の活動に対する住民の協働意識の醸成、お年寄りと若者をどう取り込むかの課題は明らかである。まずは、役場の職員から、一勤労者として参加をお願いしたいとのご意見は興味深い。

（４）施策：雨水対策の強化
事業：雨水貯留浸透施設設置支援事業

# 平成　28　　年度　施策評価表（評価対象年度：平成　27　年度）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 2　担当課 | 土木課 |
| 1　第5次総合計画 | 3節 | 第２項　安全安心 | 推進施策 | （1）　河川治水 | | | 関係課 | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 基本事業の方針 | 項番･表題 | 2 雨水対策の強化 | 総合計画書掲載ﾍﾟｰｼﾞ　115 |
| | 豪雨による水害を防止し、住民の生命と財産を守るため、１０年に一度程度の大雨に対応できるよう雨水管きょ及びポンプ場等を計画的に整備するとともに、町内５箇所で計画されているポンプ場の整備を順次進めます。<br>宅地開発等に伴う調整池・沈砂池の施設整備の指導を強化します。 | | |

| 4 めざす姿 | | |
|---|---|---|
| | 誰(なに)がどうなる | 住民のみなさんの生命と財産が守られます。 |
| | 達成するための取組 | ・１０年確率の大雨に対応できるよう雨水管きょ及び町内５箇所で計画されているポンプ場等を計画的に整備します。<br>・宅地開発等に伴う調整池・沈砂池の施設整備の指導を強化します。 |

| 5　基本成果指標 | 単位 | H21 目標 | H21 実績 | H27 目標 | H27 実績 | H27 達成度(%) | H28 目標 | H32 目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共下水道雨水整備率 | % | | ― | 56 | 55.6 | 99.3% | 57 | 62 |
| 「雨水貯留浸透施設設置補助金」の件数 | 件 | | ― | 35 | 36 | 102.9% | 55 | 135 |

6　「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業　（構成個別事業数　5　事業）

| No. | 個別事業名 | 実績名(単位) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 雨水貯留浸透施設設置支援事業 | 雨水貯留浸透施設設置補助金件数（件） | 11 | 25 | 24 | 15 | 15 | 21 |
| 2 | 下水道維持管理事業（雨水ポンプ場運転管理） | 運転管理点検管理、修理、清掃等（日） | 245 | 244 | 244 | 244 | 244 | 232 |
| | | 緊急対応時間（時間） | 648 | 1,231 | 648 | 735 | 795 | 824 |
| 3 | 下水道維持管理事業（雨水ポンプ場機器点検） | 藤江ポンプ場　ポンプ場長寿命化計画策定業務<br>緒川ポンプ場　ポンプ場長寿命化計画基礎調査業務（式） | ― | ― | 1 | 1 | 1 | ― |
| 4 | 下水道整備事業（雨水施設整備） | 森岡１、４号線枝線工事（m）<br>石浜３号枝線工事（m） | ― | ― | ― | 110.9 | 361.1 | 515 |
| 5 | 河川水路維持管理事業 | 水路維持修繕工事件数（件） | 43 | 39 | 36 | 33 | 39 | 43 |
| 6 | 調整池設置事業 | ―<br>― | | | | | | |
| 7 | ― | | | | | | | |
| 8 | ― | | | | | | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">7 めざす姿の達成度</td><td>達成度評価</td><td>高い</td><td>○</td><td>普通</td><td></td><td>低い</td><td></td></tr>
<tr><td>評価理由（達成状況・成果等）</td><td colspan="6">現在のところ、ポンプ場の設置件数は、計画どおりですが、今後、整備予定である石浜ポンプ場の着手ができていない状況です。<br>雨水貯留浸透施設の設置については、毎年の申請数は安定していませんが、住民のみなさんに雨水貯留の必要性が認知され設置されています。<br>雨水施設整備については、森岡1号、森岡4号、森岡第四排水区の重要支線についての整備が完了しました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 めざす姿を達成するための問題点、課題</td><td colspan="6">ポンプ場を建設するためには、多大な事業費の確保が必要となります。<br>雨水貯留浸透施設の設置について、住民のみなさんに対しどのようにＰＲするかを検討するとともに、既に設置された雨水貯留浸透施設が適切に管理され、雨水の流出抑制の効果が継続されているかを確認する必要があります。<br>雨水施設整備について、優先順位を検討しつつ、次期事業予定地の選定を行う必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">9 今後の方針及び具体的な取組内容</td><td colspan="6">計画的に石浜ポンプ場を整備します。<br>一般家庭での雨水貯留量を増加させるため、多くの住民に雨水貯留浸透施設設置補助金を活用してもらえるよう平成27年4月に見直しした要綱のPRをします。<br>雨水施設整備について、雨水対策整備計画を作成し、計画的に整備を進めます。</td></tr>
</table>

平成 28　　年度　事 業 評 価 表　1（評価対象年度：平成　　27　年度）

| 総合計画 | 3 | 節 | 第2項　安全安心 | 推進施策 | （1）　河川治水 | 平成　27　年度予算 | 8 | 款 | 3 | 項 | 2 | 目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 基本事業の方針 | 2 雨水対策の強化 | | | | | | | | | | |

| 事業番号 | 4 | 担当課 | 建設 | 部 | 土木 | 課 | 維持修繕 | 係 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　予算の小事業名 | 雨水貯留浸透施設設置事業費 | 2　個別事業名 | 雨水貯留浸透施設設置支援事業 | | | | 事業開始年度<br>平成14年度 | |
| 3　事業の背景 | 都市化の拡大に伴い、緑地が減少し、地表面はアスファルトやコンクリートに覆われ、雨水は地表に浸透しにくくなり、雨水の河川（水路）への流出量が増大しています。 | | | | | | | |
| 4　事業の目的 | 浸透桝、浸透管、貯留槽、浸透槽、透水性舗装の設置に対する支援を行い、計画雨量を上回る降雨（ゲリラ豪雨）時に雨水排水を抑制し、河川等への流入量の軽減を図ることを目的としています。また、一時的にためた雨水は、植物への散水等雨水の有効利用にもつながります。 | | | | | | | |
| 5　関係法令<br>国等補助制度<br>関連計画 | ・東浦町雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱<br>・社会資本整備総合交付金 | | | | | | | |
| 6　関連事業 | 河川水路維持管理事業、水路改修事業 | | | | | | | |
| 7　具体的な実施内容（事業概要・評価対象年度における取組、実績等） | 住宅地に雨水貯留浸透施設の設置等に対する支援（補助金の限度額は15万円）を行います。東浦町内の住宅地が対象となります。<br>（1）浸透桝の設置　　H27　0件<br>内容　雨樋等を接続する桝で雨水を浸透させるもの<br>補助金　設置費用の5分の4の額<br>（2）浸透管の設置　　H27　0件<br>内容　排水管で雨水を土地に浸透させるもの<br>補助金　設置費用の5分の4の額<br>（3）貯留槽の設置　　H27　10件<br>内容　80リットル以上の貯留容量のもの<br>補助金　設置費用の3分の2の額<br>（4）浸透槽の設置　　H27　0件<br>内容　200リットル以上の槽容量で敷地の雨水を土地に浸透させるもの<br>補助金　設置費用の5分の4の額<br>（5）浄化槽転用貯水槽の設置　　H27　11件<br>内容　用途廃止済かつ清掃済のものに加工等を実施して転用するもの<br>補助金　設置費用の3分の2の額<br>（6）浸透性舗装の設置　　H27　0件<br>内容　当該土地の露天部分に10㎡以上設置するもの<br>補助金　1㎡当たり1,000円の額<br>（7）その他　　H27　0件<br>内容　同等の効果があると認めるもの<br>補助金　同等施設の補助金に準ずる額<br>申請の流れ<br>(住民)補助金交付申請→(町)補助金交付決定通知→(住民)工事着手→(住民)工事完了→<br>(住民)実績報告書提出→(町)検査、検査結果通知→(住民)補助金請求→(町)補助金交付 | | | | | | | |
| 8　事業実績（H25～27年度） | H25　雨水貯留浸透施設設置補助金件数　15件<br>H26　雨水貯留浸透施設設置補助金件数　15件<br>H27　雨水貯留浸透施設設置補助金件数　21件<br>H26からH27の累計　36件 | | | | | | | |
| 9　特記事項 | 平成24年4月1日から特定都市河川浸水被害対策法に基づき、「特定都市河川流域」に指定<br><br>※「特定都市河川流域」は、都市部を流れる河川の流域において、浸水被害の防止のための対策の推進を図るために愛知県知事が指定しています。 | | | | | | | |

| 10 総事業費（千円・人） | | | | 25年度決算 | 26年度決算 | 対前年比(%) | 27年度決算 | 対前年比(%) | 28年度予算 | 対前年比(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 3,149 | 3,533 | | 4,426 | | 4,980 | |
| 支出 | 人件費 | 正規 | 人数 | 0.25 | 0.28 | 112.0% | 0.35 | 125.0% | 0.33 | 94.3% |
| | | | 人件費 | 1,500 | 1,680 | 112.0% | 2,100 | 125.0% | 1,980 | 94.3% |
| | | 臨時 | 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 再任用 | 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | | 1,500 | 1,680 | 112.0% | 2,100 | 125.0% | 1,980 | 94.3% |
| | 事業費 | 補助金 | | 1,649 | 1,853 | 112.4% | 2,326 | 125.5% | 2,800 | 120.4% |
| | | 工事費 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 200 | 0 |
| | | 需用費 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | | 1,649 | 1,853 | 112.4% | 2,326 | 125.5% | 3,000 | 129.0% |
| 財源内訳 | 一般財源 | | | 2,499 | 2,783 | 111.4% | 3,276 | 117.7% | 3,580 | 109.3% |
| | 受益者負担金 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 国県支出金 | | | 650 | 750 | 115.4% | 1,150 | 153.3% | 1,400 | 121.7% |
| | その他 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | | | 3,149 | 3,533 | 112.2% | 4,426 | 125.3% | 4,980 | 112.5% |

**11 コスト評価**

住民一人当たり事業費　88　円

平成26年度に比べ平成27年度は、事業費が2割増加しておりますが、申込み件数は15件から21件と4割増加し、貯留量も35㎥から38㎥と1割の増加となっています。したがって、貯留量に対しコストは1割増加しておりますが、より多くの住民のみなさんに設置していただき、雨水流出の抑制効果が得られています。

**12 指標評価**

| | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標 ①「雨水貯留浸透施設設置補助金」の件数（件）（目標値は、総合計画による。） | | | | | | | |
| 目標値 | — | | 15 | | 35 | | |
| 実績値 | — | 0 | 15 | 100.0% | 36 | 102.9% | |
| 指標 ② — | | | | | | | |
| 目標値 | | | | | | | |
| 実績値 | | 0 | | 0 | | 0 | |

**13 事業の評価**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①法により市町村義務と定められている。 | | すべて | | 一部 | ○ | いいえ |
| ②行政関与の必要性が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | | 低い |
| ③事業効果が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | | 低い |
| ④事業範囲・規模は妥当である。 | ○ | 妥当 | | 改善の余地あり | | |
| ⑤受益者負担は妥当である。 | ○ | 妥当 | | 改善の余地あり | | |
| ⑥手法は適切である。 | ○ | 適切 | | 改善の余地あり | | |

**14 評価の理由**

② 河川等の施設管理者として、雨水流入量の軽減を図るため必要です。

③ 市街地の浸水や河川の洪水の被害を最小限に抑えるため、事業効果は高いです。雨水貯留浸透施設の設置は、計画雨量（10年確率70㎜/hr）の排水量に対し、１件当たり5%程度の抑制ができ一定の効果は得られています。

④ 雨水貯留浸透施設設置を推進するために、補助金要綱の要件見直しを行った結果、設置申込み件数が増加したことにより、適当であると判断します。

⑤ ④に同じ

⑥ 住民のみなさんに雨水流出抑制をしていただくための有効な手段です。

**15 事業を**

拡大した場合：ＰＲを強化するとともに、より多くの住民の方々の理解と協力が必要となります。

縮小・廃止した場合：設置件数の減少により、ゲリラ豪雨時等に排水量の抑制が制限されます。

**16 想定される代替事業**：—

**17 事業の方向性**

| 拡大 | | 改善 | | 現状維持 | ○ | 縮小 | | 廃止 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

**18 総括評価**
・事業の実効性、成果、目的の達成状況等
・課題と今後の具体的な取組

雨水貯留浸透施設設置を推進し雨水の貯留量は年々増加していますが、役場やコミュニティセンターに雨水貯留槽を設置してPRする等、雨水流出の抑制につながるよう一層の推進を図ります。また、設置した貯留抑制施設が適切に管理され、抑制に効果があるように運用されるよう指導が必要です。

【議事抄録・ホワイトボードに記載】

■雨水貯留浸透施設の設置にかかる費用は？

・ 一般家庭（200m²）で設置すると、1件あたり 20 万円～20 数万円かかります。これに 15 万円を補助します。

■項目７にある　０件の意味は？

■項目７にある、21 件/年　東浦町の世帯数と比較したときの判断基準は？

・ 浄化槽の転用には多額の費用がかかります。庭を掘り返すことになるかもしれません。

新築時に浸透桝を設置すれば、新設とほぼ同額ですので、「浸透桝」を指定すれば可能かもしれません。ただ、地盤の関係から敬遠されている方もいると思います。

設置するときは、全額補助または免除としてはどうですか？

■設置する一般家庭のメリットは何ですか？

・ 雨水を河川に流す量を少しでも抑制すること、貯留槽の水は散水に使えること、浸透桝設置には４/５補助があること

■ＰＲはどうしていますか？

・ 広報やホームページ、チラシなどで行っています。

主婦にわかりやすい広報をしてください。例えば、災害があると懸念していますので、ここに訴えるような広報にしてはどうですか？

・ 役場などに展示してあります。

・ 排水設備を下水に切り替える時に浄化槽が不要となります。その際、今ある浄化槽を転用してもらうなど、さまざまなケースで補助しています。

・ 刈谷市では

| 平成 24 年 | 25 年 | 26 年 | 27 年 |
|---|---|---|---|
| 41 件 | 30 件 | 22 件 | 30 件 |

となっています。この例を見ても急激に広まるものではないと認識しています。

防災のためには、行政で対応できることのみではなく、住民の力を借りて豪雨で一気に流れない工夫が必要です。

■公共施設でも設置しているのですか？

・ イオンは設置しています。やはり一般家庭への支援が必要です。

■公共下水の受益者負担は、どの程度ですか？

・ 汚水は 350 円/m²です。雨水については行っていません。

本事業に受益者負担は入っていますか？

・ あくまでも実施するのは個人ですので、補助金としています。

・　（浸透桝１基＝１万数千円）×５基が平均的です。必ず個人負担があります。

■全額、町が負担しても良いのではないですか？

■項目 11　コスト評価で 88 円/人はもったいないのではないでしょうか？

・　家を建てる前に周知し、設置してもらった方が良いと考えます。

■雨水貯留施設の効果はいかがですか？

・　気象状況にもよります。

・　項目 14③に試算があります。

・　特定都市河川に指定されていますので、少しでも被害を抑制したいと考えます。

・　愛知県内の 36 市町では、国の補助事業として行っています。

やらないよりも、やったほうがいいかもしれません。

■国交省からは、半額補助があるとのことですが、その他にはありますか？

・　いいえ、ありません。

■「災害のため」というよりも「雨水を貯めるメリット」を訴えた方が効果的ではないですか？

・　豪雨の季節の前に広報に掲載しています。今後、ＰＲにもっと力をいれたいと考えます。

■施策評価表の「雨水貯留浸透施設設置補助金」の件数の目標値の算出根拠は？

・　平成 27 年の実績 15 件から基準値を 20 件としました。

■公共下水の整備率は？

・　平成 26 年度は 85.9％です。

■町道は透水性舗装なのですか？

・　歩道は透水性舗装、車道は一般的なアスファルトとしていきたいと考えています。

車道へも透水性舗装をしても良いのではないでしょうか？

・　国としても透水性舗装の指針が確立されていません。また、水田も多いため、田んぼダム等の取組を行い、少しでも流す量を減らし、災害を防いでいきたいと考えています。

■全額補助をしても良いと思います。できるだけ自己負担を少なくすると良いのでは？

・　浸透桝・管は家全体の堀なおし等もありえますので、貯留槽に比べて、補助率を上げています。1 件当たりの平均額を算出して自己負担を少なくすることはできますが、自己負担は必要と考えています。

■設置後のメンテナンスは？

・　自己負担となります。

それがハードルになりませんか？

・ 雨が降る前に空にしておく必要はありますが、特別なメンテナンスはありません。

■貯留槽よりも下の項目の方が効果が高いのですか？

・ 一般的には浸透させたほうが効果が高いようです。

■事業の方向性は現状維持でしょうか？

・ 補助の内容は、他市町と同程度となっています。今後、件数が増えたとしても、可能な限り補助していきたいと考えます。
他の事業、流域全体も考慮にいれていく必要があります。

**まとめ**

〇事業としては効果があります。

〇内容としては良いと考えられます。ただし、件数が増えたときには検討が必要です。

〇流域全体として取り組んでいく事業と認識しています。

・ 住民の理解を得ること、財源を確保することが課題です。

・ 河川改修と比較した効果を見えることが課題です。水害対策の中で位置づけるようにしてください。

・ できる限り魅力的な広報を心がけることようにしてください。

**【外部評価委員評価・住民】**

（住民委員Ａ）

東海豪雨を経験して、雨水対策の強化の必要性はだれもが感じていることです。しかし現在実施をされている雨水貯留浸透施設設置支援事業の実施実績をみてみると、件数の少なさに効果がでているとは判断できないと思います。件数の増加のためのＰＲを今後は考えてゆかないと中途半端な意味のない事業になってしまうと思われます。

（住民委員Ｂ）

浸透桝がよく理解できずに説明をしていただきありがとうございました。

住民に配布されているチラシ（雨水貯蓄浸透施設の設置）をいただきましたが、このチラシを見て主婦が設置の必要性を理解するのは難しいように感じました。設置の必要性が高いものでしたら、住民が理解しやすいＰＲが必要だと思います。

（住民委員Ｃ）

東浦町に雨水貯留浸透施設の設置に対して助成金が出ることを知るいい機会になった。災害はいつ起こるか分からないこそ常に備える対策が重要だが、どうしても後回しにしてしまいがちである。今回話を聞いて、雨水を貯めておくことで期待される効果は分かったが、実際に効果のあった事例が挙げられなかった。いくつかの事例を提示することで住民の危機意識や協働性が高まり設置件数も増えるのではないだろうか。

**【外部評価委委員評価・学識経験者】**

（兼村委員）
・社会資本整備事業とともに雨水排水を抑制して洪水被害を権限される取り組みとしての事業で最近の豪雨被害に鑑みて必要度は高い。
・浸透桝の設置補助があるが件数が少なく効果はほとんどないのではないか。
・補助件数の実績が少ない、申請を増やすなら設置に係る補助金は５分の４であるが町が全額負担してもよいのではないか。
・広報等で住民に重要性を周知する必要がある。
→　事業の取り組み自体重要であることはわかるが､事業規模が小さく実際の効果は疑問。しかし事業目的からすれば継続するという方向ではあろうが、もう少し効果的な内容とする余地はあるのではないか。

（稲田委員）
質問事項
・メンテナンス費用の支援の必要性について
コメント
　雨水貯留浸透施設の設置理由は、市街化の進展により、農地や雑木林などの雨水が地中に浸透する土地の面積減少にある。すなわち、本事業は「都市型水害」対策として推奨されている事業であり、東浦町において事業を継続していく上では、当町における「都市型水害」の発生の可能性と被害の推定といった調査・分析を継続し行うべきである。仮に、「都市型水害」の発生可能性が他地域より高く認められた場合は、メンテナンス費用の支援までも含めて積極的に雨水貯留浸透施設の拡充を目指す必要があろう。

（星野委員長）
　洪水対策としての効果については、それなりにあるようである。ただ、大型台風の直撃など危機的な天候に伴う災害が生じた場合に対する効果については、必ずしも明確ではない。他の自治体の取組状況の影響も受ける。広域的な取り組みがより重要である。また、田んぼダム、公共施設や大規模施設での対応、効果の方が大きいように感じた。また、太陽光発電による日頃の電気代削減効果のようなものもあるわけでなく、住民に理解を得るのはかなり困難に思える。
　それでも、少しでも効果を求めるのであれば、ＰＲでメリットをよりわかりやすく説明すること、イベントなどで楽しい日曜大工といった部分（があるならば）それを強調できるかどうか。専門家でないこともあり、評価委員の中から積極的に推進すべきとの論や拡大方法について議論はなかった。ただ、専門家でない評価委員にもなんとか説明しようと

する担当課の皆さんの努力は伝わってきた。地道な取り組みを進めれば、住民に少しずつ伝わるのではないか。

（５）施策：ごみの減量化・資源化の推進
事業：資源ごみ回収及び処分事業

# 平成　28　　年度　施策評価表（評価対象年度：平成　　27　年度）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 2　担当課 | 環境課 |
| 1 | 第5次総合計画 | 3節 | 第１項　環境共生 | 推進施策 | （3）　廃棄物 | | 関係課 | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 基本事業の方針 | 項番･表題 | 1 ごみの減量化・資源化の推進 | 総合計画書掲載ﾍﾟｰｼﾞ　110 |
| | ごみの減量化を進めるため、町内商店にレジ袋削減協力店への参加を要請するとともに、ごみの分別収集の徹底を図ります。また、コミュニティとの連携による資源ごみグループ回収事業の実施や、家庭での不用品を必要な人に譲るフリーマーケットの開催を推進します。<br>本町のごみ処理費の負担軽減を図るため、可燃・不燃ごみの中から資源化できる品目を検討します。 | | |
| 4 めざす姿 | 誰(なに)がどうなる | 住民一人当たりが年間に排出する総ごみ量が減少しています。 | |
| | 達成するための取組 | 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの分別の徹底を図ります<br>資源化・再利用できる品目を検討し、回収することで焼却・破砕埋立に係るごみ処理費の負担軽減を図ります。 | |

| 5 基本成果指標 | 単位 | H21 目標/実績 | H27 目標/実績 | H27 達成度(%) | H28 目標 | H32 目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 住民一人当たりのごみ年間排出量（資源ごみを除く） | kg | 187 | 182 / 186 | 97.8% | 181 | 175 |
| ごみ排出量に対する資源ごみ量の割合 | % | 25.9 | 22.4 / 21.6 | 96.4% | 22.0 | 24 |

6　「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業　（構成個別事業数　7　事業）

| No. | 個別事業名 | 事業実績 実績名(単位) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 可燃・不燃ごみ収集運搬事業 | 可燃・不燃ごみ収集量(t) | 9,314 | 9,337 | 9,443 | 9,370 | 9,261 | 9,323 |
| | | 収集費(千円) | 88,603 | 93,466 | 93,466 | 93,467 | 96,137 | 101,023 |
| 2 | 廃乾電池収集運搬及び資源化処理事業 | 収集及び処理量(kg) | 14,120 | 13,260 | 13,280 | 13,160 | 11,640 | 10,360 |
| | | 処理費(千円) | 1,383 | 1,290 | 1,194 | 1,172 | 1,102 | 1,126 |
| 3 | 粗大ごみ収集運搬処理事業(違反ごみ特別収集含む) | 戸別収集申込(件) | 247 | 244 | 251 | 242 | 206 | 186 |
| | | 処理等全経費(千円) | 1,962 | 1,806 | 1,959 | 1,398 | 1,612 | 2,048 |
| 4 | 資源ごみ回収及び処分事業 | 資源ごみ回収量(t) | 3,255 | 2,955 | 2,958 | 2,881 | 2,619 | 2,548 |
| | | 回収処分費(千円) | 105,366 | 104,991 | 105,509 | 105,742 | 115,958 | 115,329 |
| | | 資源ごみ回収地元交付金対象品目回収量(t) | 1,388 | 1,245 | 1,281 | 1,288 | 890 | 1,136 |
| | | 資源ごみ回収地元交付金交付額(千円) | 6,940 | 6,226 | 6,405 | 6,442 | － | － |
| 5 | 生ごみ処理機器購入費補助事業 | 助成基数(基) | 21 | 14 | 8 | 11 | 13 | 6 |
| | | 助成額(千円) | 367 | 149 | 67 | 129 | 159 | 45 |
| 6 | (自転車・三輪車・ベビーカー無料回収及びリユース事業) | 回収台数(台) | 601 | 349 | 659 | 518 | 537 | 497 |
| | | リユース台数(台) | 37 | 32 | 75 | 38 | 34 | 29 |
| 7 | ― | | | | | | | |
| 8 | ― | | | | | | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">7 めざす姿の達成度</td><td>達成度評価</td><td>高い</td><td>○</td><td>普通</td><td></td><td>低い</td><td></td></tr>
<tr><td>評価理由（達成状況・成果等）</td><td colspan="6">「東浦町の環境を守る基本計画策定から５年が経過し、本町を取り巻く状況、環境に関する社会経済動向は変化してきたことから、これまでの取り組みを検証し、方向性を改めて検討し、計画の中間見直しをしました。<br>住民一人当たりの年間ごみ排出量は、減少傾向にあります。ごみ減量とともにごみの資源化も進めていますが、ごみ排出量に対する資源ごみの割合は、減少傾向にあります。これは、資源ごみを民間の回収に出されることが一つの要因と考えます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 めざす姿を達成するための問題点、課題</td><td colspan="6">資源の分別回収等の実施により、可燃ごみや不燃ごみの減量化は、一定の成果が現れています。<br>しかしながら、家庭から排出されるごみの処理については、公費で賄われることから、安易にごみとして排出されることが考えられ、今後さらにごみの減量化を進めるには新たな対策が必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">9 今後の方針及び具体的な取組内容</td><td colspan="6">可燃ごみの減量を図るため、資源として使用可能な廃食用油の分別収集の検討を行います。<br>また、可燃ごみについては排出量に応じた受益者負担を求めるため、ごみ袋の販売単価に相応の処理費を加算した金額での販売も環境審議会等の意見を聴き実施に向けた調査・検討を行います。</td></tr>
</table>

平成 28　　年度　事業評価表　1（評価対象年度：平成　　27 年度）

| 総合計画 | 3 節 | 第1項　環境共生 | 推進施策 | （3）　廃棄物 | 平成　27　年度予算 | 4 款 | 2 項 | 1 目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 基本事業の方針 | 1 ごみの減量化・資源化の推進 | | | | | | |

| 事業番号 | 5 | 担当課 | 生活経済 部　環境 課　環境衛生 係 |
|---|---|---|---|
| 1 予算の小事業名 | 資源ごみ回収事業費 | 2 個別事業名 | 資源ごみ回収及び処分事業 |
| | | | 事業開始年度：昭和54年度 |
| 3 事業の背景 | 「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の使い捨て社会から脱却し、生産から廃棄に至るまで物質の効果的な利用やリサイクルを進め、「循環型社会」を形成するため、一般家庭から排出される資源ごみを回収し、リサイクルを行う必要があります。 | | |
| 4 事業の目的 | ・限りある天然資源及び循環資源の有効利用を推進します。<br>・焼却・埋立ごみ量の削減により、最終処分場の延命化を図ります。<br>・ごみ焼却量の減量による二酸化炭素量の排出量削減を目指します。 | | |
| 5 関係法令 国等補助制度 関連計画 | ・環境基本法　・循環型社会形成推進基本法　・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第6条）・東浦町一般廃棄物処理計画　・資源の有効な利用の促進に関する法律<br>・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律　・東浦町分別収集計画 | | |
| 6 関連事業 | 可燃・不燃ごみ収集運搬事業 | | |
| 7 具体的な実施内容（事業概要・評価対象年度における取組、実績等） | ＜平成27年度実施内容＞<br>1　回収<br>（1）対象　家庭ごみ（資源ごみ）<br>（2）回収形態　全て町が回収<br>（3）実施方法<br>ア　実施者　民間2業者へ委託<br>イ　実施内容<br>（ア）回収（金属類、びん類、ペットボトル、紙・布類/月2回、プラスチック製容器包装/月4回、小型家電/年1回）<br>（イ）回収箱設置（金属類、びん類、ペットボトル/月2回）<br>（ウ）回収用ネット配り（プラスチック製容器包装/月4回）<br>（エ）回収箱洗浄/月1回<br>（オ）役場資源ごみ回収場所整理業務/日2回<br>（4）回収箇所（平成27年4月1日時点）<br>資源ごみステーション：302箇所　拠点：プラスチック製容器包装10箇所<br>陶磁器12箇所　小型家電10箇所<br>2　処分<br>プラスチック製容器包装、ペットボトルは中間処理業者にて、選別・ごみ除去・圧縮処理をした後、日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引き渡しました。<br>金属類、びん類（生きびん）、紙類、小型家電は再商品化事業者へ売却しています。 | | |
| 8 事業実績（H25～27年度） | 別紙のとおり | | |
| 9 特記事項 | ・平成26年度をもって、白色トレイの別回収を廃止しました。平成27年度からは、白色トレイをプラスチック製容器包装として回収しています。<br>・【プラスチック製容器包装リサイクルによる二酸化炭素削減量】<br>平成25年度　約82.3t　平成26年度　約79.9t　平成27年度80.5t<br>リサイクルによって、焼却した場合よりもごみ1tに対して、0.24tの二酸化炭素を削減することができます。<br>参考：『プラスチック製容器包装の再商品化に伴う環境負荷の削減効果について』平成21年9月　環境省<br>・【資源ごみ回収地元交付金】<br>資源ごみ回収地元交付金は、各地区の資源ごみ回収量に応じて、コミュニティ推進協議会交付金のまちをきれいにする活動加算として、協働推進課が交付しています。<br>交付金額は、対象品目（アルミ、スチール、生きビン、雑ビン、新聞、牛乳パック、ペットボトル）の回収量1kg当たりに5円を乗じて算出し、4月～6月回収分を8月頃、7月～12月回収分を2月頃、1月～3月回収分は、翌年度4月～6月回収とともに交付しています。 | | |

| 10 総事業費（千円・人） | | | | 25年度決算 | 26年度決算 | 対前年比(%) | 27年度決算 | 対前年比(%) | 28年度予算 | 対前年比(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 111,379 | 112,885 | | 113,315 | | 117,287 | |
| 支出 | 人件費 | 正規 | 人数 | 0.54 | 0.54 | 100.0% | 0.79 | 145.9% | 0.79 | 100.0% |
| | | | 人件費 | 3,248 | 3,248 | 100.0% | 4,740 | 145.9% | 4,740 | 100.0% |
| | | 臨時 | 人数 | 0.05 | 0.05 | 100.0% | 0.07 | 134.1% | 0.07 | 100.0% |
| | | | 人件費 | 86 | 86 | 100.0% | 88 | 102.3% | 86 | 97.7% |
| | | 再任用 | 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | | 3,334 | 3,334 | 100.0% | 4,828 | 144.8% | 4,826 | 100.0% |
| | 事業費 | 委託料 | | 105,742 | 107,694 | 101.8% | 106,786 | 99.2% | 110,636 | 103.6% |
| | | 需用費 | | 2,300 | 1,853 | 80.6% | 1,651 | 89.1% | 1,685 | 102.1% |
| | | 旅費 | | 3 | 4 | 133.3% | 5 | 125.0% | 5 | 100.0% |
| | | その他 | | 0 | 0 | 0 | 45 | 0 | 135 | 300.0% |
| | | 合計 | | 108,045 | 109,551 | 101.4% | 108,487 | 99.0% | 112,461 | 103.7% |
| 財源内訳 | 一般財源 | | | 98,986 | 93,207 | 94.2% | 95,735 | 102.7% | 102,087 | 106.6% |
| | 受益者負担金 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 容器包装拠出金 | | | 887 | 1,026 | 115.7% | 765 | 74.6% | 2,000 | 261.4% |
| | 資源ごみ売却金 | | | 11,506 | 18,652 | 162.1% | 16,815 | 90.2% | 13,200 | 78.5% |
| | 合計 | | | 111,379 | 112,885 | 101.4% | 113,315 | 100.4% | 117,287 | 103.5% |

**11 コスト評価**

住民一人当たり事業費　2,222 円

事業費の増加は、石油価格の高騰や消費税の増税によるものです。
今年度から「資源ごみ回収地元交付金」と合わせて事業評価表を作成したため、総事業費が増加しています。

**12 指標評価**

| | | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標 ① | | １人当たりのごみ（可燃・不燃・資源）排出量（kg）に対する資源ごみ量の割合（%） | | | | | | |
| 目標値 | | ― | 0 | ― | 0 | 22.4 | 96.4% | |
| 実績値 | （達成度） | ― | | 22.0 | | 21.6 | | |
| 指標 ② | | ― | | | | | | |
| 目標値 | | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 実績値 | （達成度） | | | | | | | |

**13 事業の評価**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ①法により市町村義務と定められている。 | | すべて | ○ | 一部 | いいえ |
| ②行政関与の必要性が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | 低い |
| ③事業効果が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | 低い |
| ④事業範囲・規模は妥当である。 | ○ | 妥当 | | 改善の余地あり | |
| ⑤受益者負担は妥当である。 | | 妥当 | | 改善の余地あり | |
| ⑥手法は適切である。 | | 適切 | ○ | 改善の余地あり | |

**14 評価の理由**

② 資源ごみ回収を許可業者に委ねた場合、利潤を優先して混乱をきたす恐れがあるため、町が委託発注し、介入することで、効率的に資源ごみを回収し、リサイクルできています。

③ 行政が回収容器設置から、回収まで一環して実施することにより、滞りなく資源ごみを回収できています。

④ 現在の回収方法で、資源ごみでごみ集積所が飽和状態になることなく回収できています。

⑤ 受益者負担はありません。

⑥ 全てを行政回収していますが、住民のみなさんとの協働で回収を行うことも可能です。

**15 事業を**

拡大した場合：回収箇所数や回収回数を増やした場合、ごみを出せる機会が増えるため、住民のみなさんにとっては便利になります。拡大することで委託料の増額が見込まれます。

縮小・廃止した場合：委託料の減額により財政負担が軽くなります。回収回数を減らして縮小した場合、一度に資源ごみが出され、ごみステーションが飽和状態となり、交通安全上危険な状態になります。廃止する場合、家庭からのごみを燃えるごみ又は燃えないごみで区分し、東部知多クリーンセンターで処理するか、地区コミュニティ等で回収する必要があります。

**16 想定される代替事業**

資源ごみ回収を地区コミュニティ等で実施している市町もあります。

**17 事業の方向性**

| 拡大 | | 改善 | | 現状維持 | ○ | 縮小 | | 廃止 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

**18 総括評価**
・事業の実効性、成果、目的の達成状況等
・課題と今後の具体的な取組

本町では、資源ごみ回収を全て行政回収で行っています。他の自治体では、地区コミュニティや自治会、子供会等で回収しているところもあります。資源ごみの一部でも、住民のみなさんと協働で回収し、行政回収の回数を減らすことができれば、委託料の減額等改善も可能です。そのためには、住民のみなさんのご協力が必要不可欠となります。

資源ごみ回収及び処理の流れ

別紙

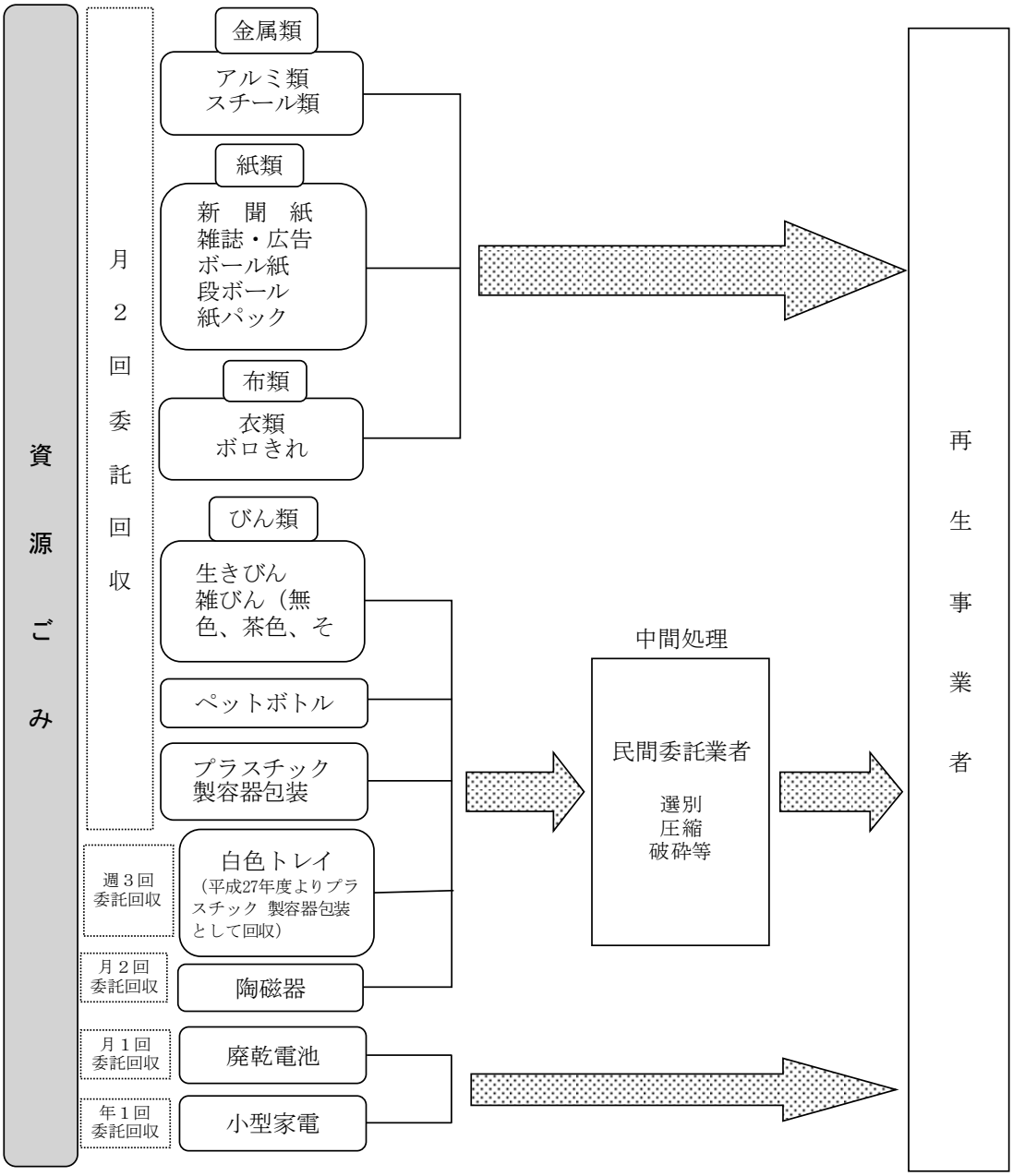

別紙

## 平成27年度　資源ごみ回収量実績

（単位：kg）

| 地 区 | アルミ | スチール | 紙 類 | 布 類 | 生きびん | 雑びん | ペットボトル | プラスチック容器包装 | 乾電池 | 陶磁器 | 小型家電 | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 森 岡 | 10,291 | 13,092 | 240,226 | 11,247 | 2,882 | 53,910 | 18,710 | 43,450 | — | — | — | 393,808 |
| 緒 川 | 8,673 | 11,286 | 160,638 | 8,557 | 2,597 | 47,570 | 14,999 | 37,520 | — | — | — | 291,840 |
| 新 田 | 4,624 | 5,182 | 82,628 | 4,257 | 1,209 | 21,020 | 7,910 | 23,680 | — | — | — | 150,510 |
| 東ヶ丘 | 6,529 | 8,252 | 186,495 | 10,678 | 1,868 | 34,740 | 11,146 | 32,090 | — | — | — | 291,798 |
| 石浜東 | 15,229 | 14,096 | 255,374 | 12,219 | 3,151 | 63,460 | 26,682 | 39,330 | — | — | — | 429,541 |
| 石浜中 | 2,892 | 3,358 | 110,248 | 4,755 | 691 | 12,540 | 4,975 | 19,010 | — | — | — | 158,469 |
| 石浜西 | 5,894 | 5,760 | 105,958 | 6,392 | 651 | 16,690 | 12,740 | 11,240 | — | — | — | 165,325 |
| 生 路 | 9,013 | 8,829 | 181,653 | 10,590 | 2,122 | 39,720 | 13,973 | 42,480 | — | — | — | 308,380 |
| 藤 江 | 10,314 | 8,986 | 148,908 | 7,627 | 2,476 | 40,810 | 16,210 | 35,140 | — | — | — | 270,471 |
| 全 域 | — | — | — | — | — | — | — | 51,621 | 10,060 | 14,630 | 11,346 | 87,657 |
| 計 | 73,459 | 78,841 | 1,472,128 | 76,322 | 17,647 | 330,460 | 127,345 | 335,561 | 10,060 | 14,630 | 11,346 | 2,547,799 |

※全域は、各地区ごとの数量を算出することが困難な収集形態のものを記載
※プラスチック容器包装の役場回収量は、町全域の回収量欄に記載
※乾電池、陶磁器、小型家電は拠点回収のため町全域の回収量を記載

## 平成26年度　資源ごみ回収量実績

（単位：kg）

| 地 区 | アルミ | スチール | 紙 類 | 布 類 | 生きびん | 雑びん | ペットボトル | プラスチック容器包装 | 白 色トレイ | 乾電池 | 陶磁器 | 小型家電 | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 森 岡 | 10,605 | 12,960 | 269,513 | 11,541 | 3,231 | 55,680 | 18,832 | 43,870 | — | — | — | — | 426,232 |
| 緒 川 | 8,208 | 11,759 | 154,050 | 6,073 | 2,689 | 48,550 | 14,380 | 35,200 | — | — | — | — | 280,909 |
| 新 田 | 4,406 | 5,122 | 88,030 | 3,843 | 1,333 | 22,030 | 7,760 | 22,670 | — | — | — | — | 155,194 |
| 東ヶ丘 | 7,053 | 8,886 | 204,228 | 9,928 | 1,642 | 37,380 | 12,066 | 32,160 | — | — | — | — | 313,343 |
| 石浜東 | 15,158 | 13,486 | 252,196 | 12,739 | 2,679 | 62,740 | 25,330 | 40,390 | — | — | — | — | 424,718 |
| 石浜中 | 3,200 | 3,359 | 113,094 | 4,492 | 677 | 12,300 | 5,377 | 19,040 | — | — | — | — | 161,539 |
| 石浜西 | 5,576 | 5,801 | 113,930 | 5,688 | 663 | 16,960 | 11,810 | 11,940 | — | — | — | — | 172,368 |
| 生 路 | 9,499 | 9,078 | 183,628 | 9,360 | 2,005 | 41,520 | 14,498 | 42,910 | — | — | — | — | 312,498 |
| 藤 江 | 10,436 | 9,670 | 155,650 | 8,483 | 2,944 | 42,650 | 16,490 | 35,610 | — | — | — | — | 281,933 |
| 全 域 | — | — | — | — | — | — | — | 49,142 | 3,430 | 10,730 | 14,850 | 11,878 | 90,030 |
| 計 | 74,141 | 80,121 | 1,534,319 | 72,147 | 17,863 | 339,810 | 126,543 | 332,932 | 3,430 | 10,730 | 14,850 | 11,878 | 2,618,764 |

※全域は、各地区ごとの数量を算出することが困難な収集形態のものを記載
※プラスチック容器包装の役場回収量は、町全域の回収量欄に記載
※白色トレイ、乾電池、陶磁器、小型家電は拠点回収のため町全域の回収量を記載

## 平成25年度　資源ごみ回収量実績

（単位：kg）

| 地 区 | アルミ | スチール | 紙 類 | 布 類 | 生きびん | 雑びん | ペットボトル | プラスチック容器包装 | 白 色トレイ | 乾電池 | 陶磁器 | 合 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 森 岡 | 11,209 | 14,335 | 310,370 | 14,383 | 3,836 | 60,830 | 20,197 | 46,462 | — | — | — | 481,622 |
| 緒 川 | 8,596 | 12,594 | 163,046 | 7,313 | 3,201 | 51,150 | 15,124 | 37,402 | — | — | — | 298,426 |
| 新 田 | 4,956 | 5,761 | 104,586 | 4,433 | 1,432 | 23,730 | 8,524 | 23,282 | — | — | — | 176,704 |
| 東ヶ丘 | 7,102 | 8,768 | 244,533 | 12,065 | 2,279 | 41,080 | 12,973 | 33,990 | — | — | — | 362,790 |
| 石浜東 | 15,310 | 14,773 | 313,987 | 13,620 | 3,169 | 61,840 | 26,481 | 41,530 | — | — | — | 490,710 |
| 石浜中 | 3,361 | 4,049 | 122,309 | 4,790 | 796 | 14,380 | 5,633 | 18,650 | — | — | — | 173,968 |
| 石浜西 | 5,486 | 5,970 | 115,756 | 5,758 | 662 | 16,970 | 10,854 | 12,262 | — | — | — | 173,718 |
| 生 路 | 9,458 | 9,353 | 197,964 | 11,883 | 2,413 | 47,120 | 14,763 | 44,470 | — | — | — | 337,424 |
| 藤 江 | 10,586 | 9,904 | 179,886 | 10,073 | 2,617 | 42,370 | 16,534 | 36,782 | — | — | — | 308,752 |
| 全 域 | — | — | — | — | — | — | — | 48,193 | 3,574 | 10,520 | 14,390 | 76,677 |
| 計 | 76,064 | 85,507 | 1,752,437 | 84,318 | 20,405 | 359,470 | 131,083 | 343,023 | 3,574 | 10,520 | 14,390 | 2,880,791 |

※全域は、各地区ごとの数量を算出することが困難な収集形態のものを記載
※プラスチック容器包装の役場回収量は、町全域の回収量欄に記載
※白色トレイ、乾電池、陶磁器は拠点回収のため町全域の回収量を記載

## 各年度交付金額及び対象品目回収量

| 交付年度 | 交付金額（円） | 回収量（kg） |
|---|---|---|
| 平成25年度交付額 | 6,442,496 | 1,288,500 |
| 平成26年度交付額 | 4,452,678 | 890,536 |
| 平成27年度交付額 | 5,683,196 | 1,136,641 |

（９か月分）

※平成26年度の事業費の大幅な減少は、協働推進課との一元化により交付時期を変更したため、４～12月の９か月間の回収量に応じた金額を交付したことによるものです。
※平成27年度の事業費の増加は、１月～12月の12か月間の回収量に応じた金額を交付したことによるものです。

| 他団体の類似事例 | 27年報告で実施 | | | 作成年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | 5 | 個別事業名 | 資源ごみ回収処分及び委託 | 担当課 | 環境課 |

| 項目名<br>(制度内容<br>事業費等) | 人口（人）<br>平成27年10月1日現在の住民基本台帳数 | 経費（千円）<br>（委託料） | 資源ごみ量（t） | 住民一人当りの費用（円） | 集団回収有無<br>（開始年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 東浦町 | 50,327 | 106,786 | 2,548 | 2,122 | 無 |
| 半田市 | 118,700 | 65,281<br>（一部直営除く） | 2,355 | 550 | 有 |
| 常滑市 | 57,978 | 99,056<br>（一部直営除く） | 2,581 | 1,709 | 有<br>（平成４年度） |
| 東海市 | 113,410 | | 5,818 | | 有 |
| 大府市 | 89,664 | 87,620<br>（一部直営除く） | 4,153 | 972 | 有<br>（S54一部地域）<br>（S56市内全域） |
| 知多市 | 85,948 | 17,777<br>（一部直営除く） | 1,804 | 207 | 有（平成５年度）<br>（571ｔ）<br>直接持ち込み<br>（507ｔ） |
| 阿久比町 | 28,174 | 67,418 | 1,247 | 2,393 | 無 |
| 南知多町 | 19,116 | 報償費2,903<br>委託料3,071 | 484 | 313 | 有<br>（平成4年度） |
| 美浜町 | 22,800 | 35,694 | 523 | 1,566 | 有 |
| 武豊町 | 42,968 | 88,498 | 3,089 | 2,060 | 有<br>（昭和62年） |

【議事抄録・ホワイトボードに記載】

補足説明

参考資料については、他市町の委託料は予算より抜粋したもので統一された基準ではありません。

項目 12 指標評価の指標について　資源ごみ/全体ごみの割合です。

25 年度に指標の見直しを行ったため、26 年度以降とは異なるものです。

■目標値の設定の方法はどのようにしているのですか？

・　平成 22 年に東浦町の環境を守る基本計画を策定し、平成 32 年度までに項目 12 の指標を 24.6%に減らすことを目標としています。現状から 24.6%にもって行くことを目標としました。

■指標の設定を変更するのであれば、その理由を付記してください。

・　資源ごみの回収量、形態も変化していますので、指標も変更となります。
別紙に参考として付記します。

■資源ごみ/ごみ全体の指標について、この割合が増えることが環境に良いことなのでしょうか？

・　資源が増えることですので、良いことと考えます。

■参考資料ｐ３で、データに差がある根拠は何ですか？

・　どの自治体も回収品目は同じです。半田市は独自でクリーンセンターを持っています。

直営で処理場を持っていると将来的に住民負担はどうなるのでしょうか？

・　参考資料は、委託料のみで比較しています。東浦町では、一部事務組合（東部知多衛生組合：豊明市、大府市、阿久比町）にて共同の焼却施設を保有しています。現在は老朽化に伴う建替えに着手しています。
より効率化を図るのであれば、更なる広域化も必要であると考えています。

評価の理由にそのような事情を書き込むと評価する側や住民に理解されやすいのではないでしょうか？

■割合だけでなく、ごみ量全体を指標に入れてはいかがですか？

■「ごみの回収所、回収回数を増やした方が便利になる」とのことですが、これらを増やすとかえって、目的である「ごみ量を減らす」ということが達成できないのではないでしょうか？

・　回数を減らすと保管場所等の関係から分別がおろそかになってしまうのではないかと考えています。
現在でも１回の回収の時に、ごみ袋がいっぱいになっていますので。

■ごみの総量は増えているのですか？増えているとしたら、これは東浦町だけの課題ではないと考えますが？

・ 現在、若干の増加は見られます。しかし、人口減少に伴い、将来的にはごみの総量も減少していくだろうと国は予測しています。
・ 国としては、廃棄物処理及び清掃に関する法律を定めています。例として、廃プラスティックの回収では、製造元の事業者が処理費用を負担するように定めています。

指標にある「排出量」は町全体ではなく、一人当たりとしたほうが行動につながるのではないでしょうか？

■「手法は適切」「住民の協力が必要」とありますが、具体的にはどのようなことですか？

・ 現実的には現状維持と考えています。
町が介入しない方法で、手法を考えるよう監査からも指摘がありました。
他市町では子供会等に委託しているところもありますが、子供会に委託すると、子供会も手いっぱいであり、ごみ収集に対応することは難しい現状があります。
・ 一人当たりの金額、2,222 円を減らすことは難しいと考えます。

**まとめ**

○一人当たりの排出量、資源ごみの量がどの程度かわかるものなど、有効な指標に見直すこと
○他の自治体との比較など、コストの評価を提示すること
○回収方法の検討をすること
その際、コストを含めたシミュレーションをしてみるなど、さまざまな方法を探ってください。

**【外部評価委員評価・住民】**

（住民委員Ａ）

現在のこまかいごみの分別回収実施の際には行政職員の度重なる丁寧な指導、ＰＲがあったのでスムーズに住民に受け入れられ、実施できていると思います。

事業効果は高いと判断できます。

資源ごみの回収委託料減額のために住民との協働の実施は、今の住民の暮らしぶりをみてみるとむつかしいと思われます。地区のコミュニティ活動、まちづくり活動だけでも生活時間をとられることにより負担だと感じている人が多いご時勢ですので。

（住民委員Ｂ）

資源ごみの一部をコミュニティで回収することによって、委託料を減らすことが出来るとお聞きしました。しかし、協働推進課の “ まちづくり実行委員会 ” で話された、現在のコミュニティの負担を考えると難しいと思いました。

近隣の阿久比と比較すると差があまりないことから現状維持になるのかと・・・。

コミュニティの活性化とともに、住民も協力していく必要があると感じました。

（住民委員Ｃ）

この事業を拡大した場合、回収箇所数や回収回数が増え住民にとって便利にはなるかもしれないが、それによってごみが増えてしまったら目的である二酸化炭素の排出量削減から逸れ本末転倒である。ごみの減量化にゴールはないが、人口が増えてもごみの焼却量は減っているまちを目指したい。

**【外部評価委委員評価・学識経験者】**

（兼村委員）
・環境基本法等に基づいて資源ごみ回収を進め循環型社会の形成に寄与する事業で重要度は高い。
・評価指標に関し、ごみ総量に対する資源ごみの割合は見直しが必要ではないか、総量を削減することを目標とすることも必要。
・他市との比較表は、委託料に限ったものであり直営は安くなる。市民から見るとわかりにくいので、数字の背景を理解してもらう表記が必要ではないか。
・事業の内容に関して、回収方法について改善の余地はないか。
・コストを含めたシミュレーションを試みてはどうか。

（稲田委員）
質問事項
・指標評価の整合性について
コメント
　環境保護の他、希少資源の効率的利用といった経済学的な意味を有するゴミの減量やリサイクル化は、持続可能な社会の構築を目指す現代においては、重要施策と位置付けられる。
このため、「資源ごみ回収及び処分事業」については、今後も積極的に推進していく必要があろう。ただし、排出者から見ればゴミの分別行為は一種の潜在的コストであるため、資源ゴミの回収率を上昇させるには、排出者の潜在的コストを軽減させるような措置を行うべきである。例えば、資源回収処分によって生じた利益をコミュニティ推進協議会だけではなく住民個人に還元できるような仕組みをつくることも可能だろう。

（星野委員長）
　かなり、丁寧な分別回収が行われており、事業自体は評価できるがそれなりにコストがかさんでいる。ただ、コストについて委託費部分だけを取り上げているため、知多半島各自治体の中で、特にコストがかかっているように見える。他の自治体とは、直営か否か、クリーンセンターがあるか否かなど、条件の違いがあり、比較がしづらい。事業全体のコストとして他の見せ方を検討すべきだろう。
　内部評価の指標は一目でわかるものではなかった。説明を聞いて理解できたが、ごみの中でできるだけ多くの部分を資源ごみとしたいということで、ごみ排出量に占める資源ごみ量の％を総合計画における目標数値％と比較して出している。ただ、相対的に資源ごみ量が増えてもごみの排出量そのものが大きくなってしまっては困るわけで、ごみ排出量、

あるいは資源ごみ以外のごみ排出量などを指標に加えた方がよりわかりやすい、目標にマッチしているといえる。人口動向との関係があるとすれば、人口一人当たりのごみ排出量という観点も必要である。

回収回数を多くしていることについては、多くするから捨てることに躊躇なくごみを出すのではという意見、それに対し、回収回数が少なくなると不法投棄や他種のごみに紛れるとのご回答もあった。事業コストとの関係もあるので、このあたりはテスト、検証する価値はありそうだ。

（６）施策：高齢者の社会参加といきがい活動の推進
事業：老人クラブ補助事業

# 平成　28　　年度　施策評価表（評価対象年度：平成　27　年度）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 2　担当課 | 福祉課 |
| 1 | 第5次総合計画 | 1節 | 第２項　社会福祉 | 推進施策 | （2）　高齢者福祉 | | | 関係課 | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 基本事業の方針 | 項番･表題 | 2　高齢者の社会参加と生きがい活動の推進 | 総合計画書掲載ﾍﾟｰｼﾞ　69 |
| | 高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができるように、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援するとともに、老人憩の家を拠点にしたふれあいサロン等の交流活動や健康増進を促進し、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを推進します。 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 4 めざす姿 | 誰(なに)がどうなる | 高齢者の社会参加できる機会が整い、孤立感が解消され、生きがいのある生活を送ることができる地域となっています。 |
| | 達成するための取組 | ・元気な高齢者が地域を支えるような老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援します。<br>・身近な居場所としてのサロン事業や認知症カフェの展開を支援します。 |

| 5 基本成果指標 | 単位 | H21 目標/実績 | H27 目標/実績 | H27 達成度(%) | H28 目標 | H32 目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| シルバー人材センターの会員数 | 人 | 446 | 448/418 | 93.3 | 452 | 472 |
| 「老人憩の家」の利用者延べ人数 | 人 | 40,156 | 37,500/35,480 | 94.6 | 37,500 | 39,000 |

6　「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業　（構成個別事業数　7　事業）

| No. | 個別事業名 | 事業実績 実績名(単位) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 老人クラブ補助事業 | 会員数（人） | 3,652 | 3,586 | 3,494 | 3,363 | 3,224 | 3,112 |
| | | ― | | | | | | |
| 2 | 高齢者プール等施設利用助成事業 | 利用申請者数（人） | 1,025 | 1,030 | 966 | 764 | 930 | 651 |
| | | 利用件数（件） | 15,613 | 16,196 | 17,201 | 17,498 | 17,486 | 10,034 |
| 3 | 老人憩の家管理事業 | 利用者数（人） | 40,858 | 40,465 | 39,564 | 37,052 | 36,173 | 35,480 |
| | | ― | | | | | | |
| 4 | シルバー人材センター補助事業 | 会員数（人） | 417 | 441 | 461 | 465 | 444 | 418 |
| | | ― | | | | | | |
| 5 | 敬老事業 | 対象者（人） | 4,253 | 4,528 | 4,781 | 4,885 | 5,148 | 5,457 |
| | | ― | | | | | | |
| 6 | 東浦町生きがい活動支援通所事業（ひだまり） | 延べ利用者数（人） | 2,411 | 2,163 | 2,599 | 2,062 | 1,902 | 1,725 |
| | | ― | | | | | | |
| 7 | 高齢者社会参加促進事業（65歳成人式） | 対象者（人） | ― | ― | ― | ― | ― | 676 |
| | | 参加者数（人） | ― | ― | ― | ― | ― | 109 |
| 8 | ― | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 9 | ― | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 10 | ― | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">7 めざす姿の達成度</td><td>達成度評価</td><td>高い</td><td>○</td><td>普通</td><td></td><td>低い</td><td></td></tr>
<tr><td>評価理由（達成状況・成果等）</td><td colspan="6">・老人クラブについては活発に活動しているものの、新たな加入者が伸び悩んでおり、会員数が減少しています。<br>・シルバー人材センターについては、意欲的に新規事業を展開しており、目標値には達していないものの、他のシルバー人材センターと会員数を比較しても高い加入率となっています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 めざす姿を達成するための問題点、課題</td><td colspan="6">地域活動などを通じて、高齢者が地域でいきいきと活動するとともに、元気な高齢者が支援を必要としている高齢者を支える仕組みづくりが必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">9 今後の方針及び具体的な取組内容</td><td colspan="6">・老人クラブの活動について、自分たちが楽しむほかに地域に貢献する事業を実施するよう促します。<br>・社会福祉協議会等と連携し、身近な居場所としてのサロンを、高齢者自らも参加して運営するよう地域の人材を掘り起こします。<br>・高齢者社会参加促進事業（65歳成人式）を実施し、社会参加を促す機会を提供します。</td></tr>
</table>

平成 28　　年度　事 業 評 価 表　1（評価対象年度：平成　　27　年度）

| 総合計画 | 1 節 | 第2項　社会福祉 | 推進施策 | （2）　高齢者福祉 | 平成　27　年度予算 | 3 款 | 1 項 | 2 目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 基本事業の方針 | 2 高齢者の社会参加と生きがい活動の推進 | | | | | | |

| 事業番号 | 34 | 担当課 | 健康福祉 部　福祉 課　高齢福祉 係 |
|---|---|---|---|
| 1 予算の小事業名 | いきがい推進事業費 | 2 個別事業名 | 老人クラブ補助事業 |
| | | | 事業開始年度：不明 |
| 3 事業の背景 | 高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを推進することが必要であり、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう図らなければなりません。 | | |
| 4 事業の目的 | 老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくり及び地域貢献活動を推進することを目的としています。 | | |
| 5 関係法令<br>国等補助制度<br>関連計画 | 在宅福祉事業費補助金交付要綱（国）、老人クラブ活動等事業実施要綱（国）<br>老人クラブ等事業運営要綱（国）、愛知県高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱（県）<br>東浦町老人クラブ補助金交付要綱（町）<br>高齢者福祉計画 | | |
| 6 関連事業 | ― | | |
| 7 具体的な実施内容（事業概要・評価対象年度における取組、実績等） | 老人クラブ連合会及び各地区単位老人クラブに対し、補助金を交付します。<br>【補助の内訳】<br>町老連運営費（3,112人×150円×0.9）＝420,120円<br>愛知県老人クラブ連合会費（67クラブ数×3,600円）＝241,200円<br>知多一市五町高齢者交通安全推進協議会負担金（10,000円）<br>単位クラブ運営費（67クラブ数×4,675円×0.9×12月）＝3,382,830円<br>生きがい推進（1,548千円×0.9）＝1,393,000円<br><br>【平成27年度部員数】<br>（1）芸能部　331人<br>（2）囲碁・将棋部　132人<br>（3）園芸部　129人<br>（4）陶芸部　56人<br>（5）グラウンドゴルフ部　177人<br>※ゲートボール部は、26年度末で廃部<br><br>【単位老人クラブの内訳】<br>単位クラブ運営費（67単位老人クラブ×4,675円×0.9×12月）<br>老人クラブ対象年齢　60歳以上<br>【活動内容】<br>地域でのスクールガード、草刈り、農業体験、<br>保育園・小学校での子供との交流等 | | |
| 8 事業実績（H25～27年度） | 平成25年度　クラブ数、会員数：66クラブ、3,363人<br>平成26年度　クラブ数、会員数：66クラブ、3,224人<br>平成27年度　クラブ数、会員数：67クラブ、3,112人 | | |
| 9 特記事項 | ― | | |

| 10 総事業費（千円・人） | | | | 25年度決算 | 26年度決算 | 対前年比(%) | 27年度決算 | 対前年比(%) | 28年度予算 | 対前年比(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 6,144 | 5,832 | | 5,807 | | 6,060 | |
| 支出 | 人件費 | 正規 | 人数 | 0.12 | 0.07 | 58.3% | 0.06 | 85.7% | 0.10 | 166.7% |
| | | | 人件費 | 720 | 420 | 58.3% | 360 | 85.7% | 600 | 166.7% |
| | | 臨時 | 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 再任用 | 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | | 720 | 420 | 58.3% | 360 | 85.7% | 600 | 166.7% |
| | 事業費 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 補助金 | | 5,424 | 5,412 | 99.8% | 5,447 | 100.6% | 5,460 | 100.2% |
| | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | | 5,424 | 5,412 | 99.8% | 5,447 | 100.6% | 5,460 | 100.2% |
| 財源内訳 | 一般財源 | | | 4,193 | 3,900 | 93.0% | 3,767 | 96.6% | 4,194 | 111.3% |
| | 受益者負担金 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 国県支出金 | | | 1,951 | 1,932 | 99.0% | 2,040 | 105.6% | 1,866 | 91.5% |
| | その他 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | | | 6,144 | 5,832 | 94.9% | 5,807 | 99.6% | 6,060 | 104.4% |

| 11 コスト評価 | |
|---|---|
| | 住民一人当たり事業費 115 円 |
| | 会員一人当たり事業費1,866円。<br>事業費は会員数とクラブ数の増減により変動しています。 |

| 12 指標評価 | | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標 ① | | 老人クラブ会員数（人） | | | | | | |
| 目標値 | | 3,400 | | 3,400 | | 3,400 | | |
| 実績値 | （達成度） | 3,363 | 98.9% | 3,224 | 94.8% | 3,112 | 91.5% | |
| 指標 ② | | 「老人憩の家」の利用者延べ人数（人）（目標値は、総合計画による。） | | | | | | |
| 目標値 | | 37,500 | | 37,500 | | 37,500 | | |
| 実績値 | （達成度） | 37,052 | 98.8% | 36,173 | 96.5% | 35,480 | 94.6% | |

| 13 事業の評価 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①法により市町村義務と定められている。 | | すべて | ○ | 一部 | | いいえ |
| ②行政関与の必要性が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | | 低い |
| ③事業効果が高い。 | | 高い | ○ | 普通 | | 低い |
| ④事業範囲・規模は妥当である。 | | 妥当 | ○ | 改善の余地あり | | |
| ⑤受益者負担は妥当である。 | ○ | 妥当 | ○ | 改善の余地あり | | |
| ⑥手法は適切である。 | ○ | 適切 | | 改善の余地あり | | |

| 14 評価の理由 | |
|---|---|
| ② | 老人クラブの活動に係る諸経費については、高齢者が健康で生きがいのある生活を送り地域貢献活動を推進するための支援として、行政関与の必要性は高いです。 |
| ③ | 高齢者の外出機会の創出や生きがい活動の推進については一定の効果をあげています。 |
| ④ | 会員数が減少傾向であり、事業内容の見直しや会員の勧誘について改善する余地があります。 |
| ⑤ | クラブ員からの会費と町からの補助金で運営されており、受益者負担は適正です。 |
| ⑥ | 通常の補助金交付事務と同様です。 |

| 15 事業を | |
|---|---|
| 拡大した場合 | 補助金を増額したとしても、会員の増加は見込めません。 |
| 縮小・廃止した場合 | 補助金を減額することにより会員の負担が増大し、会員が減少します。また、コストは減少します。 |

| 16 想定される代替事業 | — |
|---|---|

| 17 事業の方向性 | 拡大 | | 改善 | | 現状維持 | ○ | 縮小 | | 廃止 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 18 総括評価<br>・事業の実効性、成果、目的の達成状況等<br>・課題と今後の具体的な取組 | |
|---|---|
| | 高齢社会が今後も進展するなか、高齢者相互の連帯による生きがいづくりや地域との連携による地域貢献は欠くことができないため、介護保険法改正による介護予防事業の社会資源として、新規事業の検討や65歳成人式等の機会にて活動紹介をし、前期高齢者の加入促進が必要です。 |

他団体の類似事例

| 作成年度 | 平成28年度 |
|---|---|

| 事業番号 | 6 | 個別事業名 | 老人クラブ補助事業 | 担当課 | 福祉課 |
|---|---|---|---|---|---|

| 項目名<br>(制度内容<br>事業費等) | 市町補助額<br>(平成27年度) | クラブ数 | 会員数 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東浦町 | 5,473千円 | 67 | 3,112人 | | |
| 半田市 | 8,288千円 | 118 | 6,456人 | | |
| 常滑市 | 6,656千円 | 100 | 5,180人 | | |
| 東海市 | 12,137千円 | 134 | 6,733人 | | |
| 大府市 | 6,062千円 | 71 | 4,285人 | | |
| 知多市 | 4,020千円 | 83 | 9,342人 | | |
| 阿久比町 | 5,274千円 | 60 | 4,008人 | | |
| 南知多町 | 2,756千円 | 48 | 5,020人 | | |
| 美浜町 | 2,946千円 | 40 | 3,981人 | | |
| 武豊町 | 非公開 | 46 | 2,837人 | | |
| 刈谷市 | 7,439千円 | 57 | 7,843人 | | |

【議事抄録・ホワイトボードに記載】

■高齢者数は増え、加入者が減少していることから、施策全体の中での評価も必要ではないでしょうか？

■老人憩いの家とは何ですか？

・ 各小学校区に 60 歳以上の方が利用することを目的とした施設です。
町が設置し、管理は老人クラブが行っています。

■項目 18 にある「65 歳成人式」とは何ですか？

・ 平成 27 年度からの新規事業です。定年後の地域デビューのきっかけづくり、地域活動をしたいと思っている人と地域のニーズをつなぐことを目的としています。
65 歳になった人に集まってもらい、式典を行います。
参加率は 16.1%、109/676 人です。モデルとしている他自治体では３割の参加率です。この理由は、著名人を呼んだ講演会などが企画されていること、事業が継続しているため周知されていること、地域特性もあると考えられます。

■高齢者が増え、加入者は減ることをどのように捉えていますか？

・ 60 歳定年ではありますが、再雇用され働く人が増えていること、地域でなくても活躍の場があることなどが考えられます。

■補助金額についてどのように考えていますか？

・ 人数が増えれば金額も増えます。クラブ数が増えれば金額も増えます。
項目 10 の財源内訳にあるように、町の負担は０円ではありません。会員数に見合った補助額が必要だと考えます。

■老人クラブ加入者だけが指標ではないかもしれません。自分でできること、活躍する場を見つけられるような支援が必要になってきているのではないでしょうか？

・ ゲートボールクラブがなくなり、体操クラブができたりしているように、クラブ活動の内容も変わってきています。
・ スクールガード、農業体験など、地域貢献できる場の提供を行っていきたいと考えます。クラブ活動以外の活動があることを周知していこうと考えます。

■今回、対象となっている事業以外でも、生きがいを見出す方法を考慮にいれてはいかがでしょうか？

・ 国が介護保険を改正し、要支援１、２の介護サービスを見直し、地域で支え合うことが求められるようになってきています。例えば、ゴミ出し支援の担い手等、地域貢献活動をご紹介することも視野に入れたいと考えます。

■施策評価と事業評価の数字の整合性を明確に示して、資料修正をお願いします。

■若い世代の税金が介護予防に使われ、浮いた分は他の事業に使われるとの説明があっ

てもよいのではないでしょうか？

若い世代からすると高齢者の増加に伴い、若い世代の負担が高齢者に回っているという意見は多いかもしれません。介護予防をすれば、若い世代の負担が減ることを知ってもらうためにも、元気な高齢者は頑張っている姿を若者に見せるのは必要なことではないでしょうか？

高齢者と若者の交流事業などがあると良いかもしれません。

■老人クラブの平均年齢はどのようになっていますか？

・ 森岡地区では、

| | | | |
|---|---|---|---|
| 60 代 | 14 人 | 4% | |
| 70 代 | 153 人 | 40% | 男性 153 人　40.2% |
| 80 代 | 161 人 | 42% | 女性 228 人　59.8% |
| 90 代～ | 53 人 | 14% | （合計 381 人） |

となっています。他の地区のデータはありませんが、この年齢構成が常態化していると捉えられます。

■90 代の方々は、老人クラブで活動しているのですか？

・ 名誉会員のような存在になっている方が多いようです。会費は納めているが普段のクラブ活動には参加しない、忘年会は出席するというような方です。

■世代間交流について、ごみ回収はコミュニティで回収するか？との話題がごみ減量の事業で話題となっていました。子供会と一緒にやってみるというのはいかがでしょうか？

・ 地域活動の第一線を協働するというのは、良いアイディアかもしれません。老人クラブだけでなく、子供会、母の会やＰＴＡにも声をかけて活動していますので、地域福祉について話し合う場にもしていきたいと考えます。

■老人クラブの活動を事業としてとらえ直すのはいかがでしょうか？

高齢だから、時間があるから、健康のためになどの理由ではなく、一つの事業を行っているというくらい、もっと積極的に強気に出てもいいのではないでしょうか？

・ 行政がスクールガードをお願いしているのではなく、老人クラブの方が自主的に行っています。ねぎらいが生きがいになっている側面があります。

・ 加入していない人に老人クラブや地域活動に入っていただき、自分の生きがいにつながるように地域活動をコーディネートしていきたいと考えます。

■世代で区切って議論しなくてもいいのではないでしょうか？「福祉」という全体の幸せを考えるという方向性で捉えてみてはいかがでしょう？

■60 歳以上の男性、女性を一括りにして捉えるよりも 60 歳以上の中での世代間交流を行うことも必要かもしれません。

**まとめ**

〇世代間交流の中での老人クラブ、施策の中での位置付けをより効果的なものに見直すこと

〇活動内容をもっとＰＲすること

若い世代、住民の理解、周知を図ることを目的として

〇65 歳は高齢者と呼ばず、70 歳以上にがんばってもらうことを考えるなど、今までの言葉や事業の定義の見直しも考えていくことが必要でしょう。

**【外部評価委員評価・住民】**

（住民委員Ａ）

老人クラブ会員数の減少は必ずしも嘆かわしいことではないと思います。他にやりたいことがあり他で活躍をされていることもあります。しかし、人数が減っているから、といって安易に縮小や廃止をすることは、行政のすることではありません。住民にとって良いと思うことは信念を持って実施・ＰＲをしてほしいです。現在加入している方たちの生きがいになっているのならば今までどおりの事業でよいと思います。

（住民委員Ｂ）

高齢者が増えている中で、老人クラブの加入者数が平成 25 年度から平成 27 年度の 2 年間で 250 名減少していますが、クラブ加入者にとっては生きがいにもなっている事業のため、縮小は難しいかと思います。

新規事業でもある 65 歳成人式の方たちの力を借りることができたら、老人クラブが今以上に元気になるのでは？

これからも地域のこどもたちとの交流や見守りを協力していただけたらと思います。

（住民委員Ｃ）

高齢者は増えているはずなのに、どうして老人クラブの会員数は減っているのか、その理由を模索してみると、対象年齢を 60 歳以上と一括りにしてしまっているためではないだろうか。下は 60 代から上は 90 代まで約 30 もの年が離れているのだから、年齢別の老人クラブも検討してみるのもよい。そうすることで世代間交流も生まれ、より魅力的な老人クラブになるように思えた。

**【外部評価委委員評価・学識経験者】**

（兼村委員）
・老人クラブ等の活性化を図り健康と生きがづくりおよび地域貢献を推進する事業で必要性はある。
・クラブ参加率は 10%台、クラブの周知のため 65 歳成人式を実施、今後さらに周知させる必要性あり。
・高齢者数が増加しているのに対しクラブ会員数等は減少、定年後の再雇用数の増加等で加入が減っているのではないか。
・事業の必要性に介護予防としての役割も持っていることを加える必要があるのでは。
・若者との交流事業があってもいいのではないか、世代間対立を招かないためにも。
・老人クラブの年齢構成は 70、80 歳代がそれぞれ 4 割、90 歳代 1.4 割を占める。男女では 4：6.
・クラブ活動について、地域貢献で過度に過重にならないよう生き生きと活動できるような事業として行政も心掛ける必要あり。
→　世代間交流ができるように他の施策とともに改善する必要性はあるのではないか。またクラブ活動をＰＲすることも必要。

（稲田委員）
質問事項
・若者等に対する活動内容のＰＲの必要性について
コメント
　本事業のような老人クラブの活動助成については､高齢化が進展している現代において、高齢者が健康であることが、社会的コストの削減につながることを住民に対して丁寧に説明する必要がある。補助金などの直接的な支援を受けない者たち、とりわけ、若年層への説明が重要となろう。本事業に対して、地域住民からの租税が充てられている以上、老人クラブの社会的活動のＰＲを通じて、老人クラブとは無関係である者も間接的に社会的便益を受けているという事実を住民に周知させる必要がある。

（星野委員長）
　お年寄りの数は増えているにもかかわらず、指標で見る限り老人クラブ会員数や憩いの家利用は減少傾向である。とはいえ、必ずしもそれが増えればよいとばかりは言えないようである。高齢者の社会参加と生きがい活動の推進という表題から考えれば、他の事業も含めた施策全体の中で位置づけるべきであろう。
　60 歳以上が老人クラブ対象年齢ということであるが、実際は 70 代中心、90 代のメンバ

ーもいる。60 歳代と 80 歳代、90 歳代では親子ほどの年の違いがあるということで、このあたりの世代間交流、高齢者間交流という観点が出された。年金や医療など財政負担とのとの関係から、世代間対立の様相が報道されていることもあり、こうした状況をどう防いでいくかも重要なテーマとなる。元気で地域に貢献するお年寄り、そうした事業に対し若い世代から感謝の気持ちが生じてくるようなイベントや取り組みが必要となる。

（７）施策：健康づくり活動の推進、病気の早期発見・予防の推進
事業：健康増進事業

# 平成　28　　年度　施策評価表（評価対象年度：平成　　27　年度）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 2　担当課 | 健康課 | |
| 1 | 第5次総合計画 | 1節 | 第1項　健康・医療 | 推進施策 | （1）　健康づくり | | 関係課 | 生涯学習課 | |
| 3 基本事業の方針 | | | 項番･表題 | 1 健康づくり活動の推進 | | | 総合計画書掲載ﾍﾟｰｼﾞ | 59 | |
| | | | 全ての住民が健康でいきいきと暮らせるように、健康づくりのための自主的なグループ活動を推進し、住民一人ひとりの健康増進の取組みを推進します。<br>そのために、健康づくり教室などの啓発事業を充実するとともに、健康づくりリーダーの養成・資質の向上を図ります。また、だれもが気楽に参加できる健康体操講習会やウォーキング大会などのイベントの開催、あいち健康プラザの活用など、住民が日常的に取り組める健康づくり活動や環境の整備を推進します。 | | | | | |
| 4 めざす姿 | 誰(なに)がどうなる | | 住民のみなさんが、自分の健康は自分で守るとの意識を持って健康づくりに取り組んでいます。 | | | | | | |
| | 達成するための取組 | | 健康づくり教室等の啓発事業を充実させます。<br>健康づくりリーダーの養成・資質の向上を図ります。<br>各種健康講習会やウォーキング大会等を開催します。<br>あいち健康プラザの活用。 | | | | | | |

| 5 基本成果指標 | 単位 | H21 | H27 | | H28 | H32 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標 / 実績 | 目標 / 実績 | 達成度(%) | 目標 | 目標 |
| 各種健康づくり同好会数 | 団体 | / 48 | 50 / 49 | 98.0% | 50 | 50 |
| — | | | | | | |

6　「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業　（構成個別事業数　1　事業）

| No. | 個別事業名 | 事業実績 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 実績名(単位) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 1 | 健康増進事業 | リーダー研修会参加者（人） | 29 | 22 | 21 | 21 | 19 | 21 |
| | | フレッシュリーダー養成（人） | 20 | 17 | 22 | 12 | 16 | 10 |
| | | いきいき健康体操教室（人） | 31 | 19 | 47 | 18 | 26 | 33 |
| | | ウォーキング教室参加者（人） | 3回<br>102 | 1回<br>41 | 1回<br>42 | 1回<br>24 | 1回<br>18 | 1回<br>18 |
| | | あいち健康プラザ教室受講者人数（人） | 116 | 120 | 129 | 29 | 22 | 15 |
| 2 | — | | | | | | | |
| 3 | — | | | | | | | |
| 4 | — | | | | | | | |
| 5 | — | | | | | | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">7 めざす姿の達成度</td><td>達成度評価</td><td>高い</td><td>○</td><td>普通</td><td></td><td>低い</td><td></td></tr>
<tr><td>評価理由（達成状況・成果等）</td><td colspan="6">各種健康づくり同好会数は４９団体、会員数は1,２２８名ほどで健康づくり教室修了者に同好会への加入を勧めていますが、やめていく人もいるため減少傾向です。<br>運動の種類も多様化し、自主的に日ごろから運動している高齢者が増加しており、健康に関する意識が高まっています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 めざす姿を達成するための問題点、課題</td><td colspan="6">教室受講を健康づくりのきっかけと捉え自ら率先して行動することを目指いますが、個人で継続して健康づくりを行うのは難しいと思われるので、各種教室参加者に同好会等への加入促進を促し継続できるようにつなげることが課題となっています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">9 今後の方針及び具体的な取組内容</td><td colspan="6">住民のみなさんの健康増進を図るため、関心の高い教室を開催し、健康づくりのきっかけとなるよう事業を進めていきます。<br>一層の健康づくりを広く展開していくためには、地域力と住民のみなさんや組織との協働が大切であり健康づくりのリーダー育成を行っていきます。<br>住民のみなさんの、健康づくりや介護予防への取組みを応援する「高齢者いきいきマイレージ事業」を推進していきます。</td></tr>
</table>

# 平成　28　　年度　施策評価表（評価対象年度：平成　　27　年度）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 2　担当課 | 健康課 |
| 1　第5次総合計画 | 1節 | 第１項　健康・医療 | 推進施策 | （1）　健康づくり | | 関係課 | 保険医療課<br>福祉課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 基本事業の方針 | 項番･表題 | 2 病気の早期発見・予防の推進 | 総合計画書掲載ﾍﾟｰｼﾞ　60 |
| | | 全ての住民の疾病予防を図るために、各種検診の受診率を高め、早期発見・早期治療につなげるとともに、メタボリックシンドロームに着目した健診、保健指導、健康相談の充実により生活習慣の改善による生活習慣病の予防を図ります。また、住民の予防意識を高めるために、健康教育など啓発活動の充実を図ります。<br>65歳以上の元気アップシニア（二次予防事業の対象者）に対しては、通所や訪問による介護予防事業を行い、一人ひとりの状態に応じた支援体制の充実を図ります。また、元気シニア（一次予防事業の対象者）を対象とした介護予防教室の充実を図ります。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 4 めざす姿 | 誰(なに)がどうなる | 住民のみなさんの疾病の早期発見・予防に取り組んでいます。 |
| | 達成するための取組 | ・各種検診の受診率を高め、早期発見・早期治療につなげます。<br>・メタボリックシンドロームに着目した健診、保健指導、健康相談の充実により生活習慣病の予防を図ります。<br>・予防意識を高めるために、健康教育など啓発活動の充実を図ります。<br>・介護予防教室の充実、通所や訪問による介護予防事業を行います。<br>・各種歯科検診を実施し、早期発見・早期治療に努めるとともに、口腔機能向上のための保健指導を実施し、歯科保健の充実を図ります。 |

| 5　基本成果指標 | 単位 | H21 | H27 | | H28 | H32 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 目標 | 目標 | 達成度(%) | 目標 | 目標 |
| | | 実績 | 実績 | | | |
| 特定保健指導終了率 | % | 31.6 | 54.0<br>55.4 | 102.6% | 55.2 | 60 |
| メタボリックシンドローム該当率 | % | 30.2 | 25<br>18.9 | 132.3% | 18 | 18 |

6　「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業　（構成個別事業数　5　事業）

| No. | 個別事業名 | 事業実績 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 実績名(単位) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 1 | 各種検診等事業 | 胃ガン検診人数（人） | 1,769 | 1,817 | 1,763 | 1,656 | 1,749 | 1,884 |
| | | 大腸ガン検診人数（人） | 2,347 | 2,814 | 2,598 | 2,540 | 2,599 | 2,973 |
| 2 | 特定健康診査等事業 | 特定健康診査受診者数（人） | 5,439 | 5,614 | 5,633 | 5,566 | 5,528 | 5,373 |
| | | 特定健康診査受診率（%） | 60.1 | 61.1 | 60.8 | 59.1 | 59.0 | 58.6 |
| 3 | 介護予防事業 | 二次予防事業実参加者数（人） | 135 | 180 | 189 | 208 | 188 | 156 |
| | | 一次予防事業延参加者数（人） | 8,757 | 8,562 | 9,228 | 7,701 | 8,409 | 11,632 |
| 4 | 健康増進事業 | 健康相談・訪問指導人数（人） | 213 | 265 | 181 | 90 | 84 | 85 |
| | | 集団健康教育・講演会等人数（人） | 3,364 | 2,860 | 3,092 | 3,082 | 2,753 | 2,417 |
| 5 | 後期高齢者医療事務事業 | 長寿検診受診者数（人） | 2,481 | 2,556 | 2,713 | 2,959 | 3,068 | 3,278 |
| | | 長寿検診受診率（%） | 58.6 | 57.4 | 60.5 | 62.9 | 62.8 | 64.5 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | めざす姿の達成度 | 達成度評価 | | 高い | ○ | 普通 | | 低い |
| | | 評価理由（達成状況・成果等） | 各事業ごとに達成度にばらつきがあるため、全体的な評価として普通としました。<br>各種がん検診受診率については、ほぼ横ばい傾向にあります。<br>特定健康診査受診率はH２７年度５８.６％と県内で高い受診率となりました。また特定保健指導終了率も55.4％と同じく高い率となりました。 | | | | | |
| 8 | めざす姿を達成するための問題点、課題 | | 保健師を始めとする専門職の充実を図っていますが、総合的に広範囲な事業展開をするため恒久的なマンパワーの確保が課題となります。<br>40歳から64歳の受診率を如何に高めるかが課題となります。 | | | | | |
| 9 | 今後の方針及び具体的な取組内容 | | 各種がん検診の受診率向上のために、職域保健との連携を図ります。<br>特定健診は、40歳から64歳の受診率・保健指導率が低いため、４０代からの特定健診の必要性と、生活習慣病予防に関する啓発を行い、受診率、保健指導率を上げるようにします。<br>健康増進事業全体についても、健康の保持増進・生活習慣病予防と住民のみなさんの健康づくりの意識高揚のために、啓発を優先して事業を行っていきます。<br>住民のみなさんの、健康づくりや介護予防への取組みを応援する「高齢者いきいきマイレージ事業」を推進していきます。 | | | | | |

平成 28　　年度　事業評価表　1（評価対象年度：平成　　27 年度）

| 総合計画 | 1 節 | 第１項　健康・医療 | 推進施策 | （1）　健康づくり | 平成　27　年度予算 | 4 款 | 1 項 | 2 目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 基本事業の方針 | 1 健康づくり活動の推進　　2 病気の早期発見・予防の推進 | | | | | | |

| 事業番号 | 7 | 担当課 | 健康福祉 部　健康 課　成人保健 係 |
|---|---|---|---|
| 1 予算の小事業名 | 健康増進事業費 | 2 個別事業名 | 健康増進事業 |
| | | | 事業開始年度：昭和５３年度 |
| 3 事業の背景 | 戦後国民の死亡原因が結核等の感染症から、脳血管疾患や心臓病等の生活習慣が誘因となる疾病へ変化しました。さらに、近年の急速な高齢化の進展に伴い、自治体は住民のみなさんが健康で長生きしていただくための施策を実施する必要が唱えられました。<br>壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに、高齢者が介護を要する状態に陥ることを予防し、その自立を促進・援助すること等を主眼とした保健事業を推進しています。 | | |
| 4 事業の目的 | 生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、住民のみなさんが生活習慣病や要介護状態とならないようにすることが目的です。 | | |
| 5 関係法令 国等補助制度 関連計画 | 健康増進法<br>健康日本21計画(第２次)・健康日本21あいち新計画・東浦いきいき健康プラン21<br>健康増進事業補助金（県費補助金） | | |
| 6 関連事業 | 介護予防一次予防事業 | | |
| 7 具体的な実施内容（事業概要・評価対象年度における取組、実績等） | ①　健康手帳の交付：交付を希望する方に健康手帳(または健康の記録)を交付。<br>[対象者]健康手帳：40歳以上の希望者、健康の記録：希望者　[受益者負担]無料<br>②　健康相談・訪問指導：健康に関する事・生活習慣病・歯科相談や歯科健診等を実施。必要時訪問。<br>[対象者]住民　[受益者負担]無料<br>③　健康づくりリーダー研修会等：地域で活動する健康づくりボランティアの支援及び育成。<br>[対象者]健康づくりリーダー及びリーダーとなることを希望する方。[受益者負担]無料<br>④　各種健康づくり教室：健康増進や病気の予防を目的とした健康づくり教室を開催。<br>[対象者]教室による　[受益者負担]1,500円～4,000円(直営)・4,750円～9,450円(委託)<br>⑤　各種健診事後教室：健康診断等の結果に基づく生活習慣改善を中心とした健康づくり教室。<br>[対象者]検査数値が基準値以上の方　[受益者負担]無料<br>⑥　集団健康教育・講演会等：各種事業参加者等への健康講話及び健康に関する講演会等。<br>[対象者]教室及び講演会等による　[受益者負担]無料<br>⑦　あいち健康プラザ健康づくり教室(受講支援事業)：あいち健康プラザが開催する健康づくり教室の受講料を支援する。<br>[対象者]20歳以上で過去５年間で本事業を利用してない方　[受益者負担]各教室の受講料の約半額<br>⑧　健康展：健康的なメニューの試食や健康チェック、健康相談等を中心とした、健康づくり啓発イベント<br>[対象者]住民　[受益者負担]無料(一部有料の検査コーナー等あり)<br>⑨　歯科保健事業　成人歯科健診・相談、8020表彰、各種健康づくり教室における教育・指導等<br>⑩　栄養事業　食生活改善推進員養成・教育、男性健康づくり教室及び同好会支援、各種健康づくり教室における教育・指導等 | | |
| 8 事業実績（H25～27年度） | H25　H26　H27<br>①健康手帳の交付[交付数]　991人　998人　1,033人<br>②健康相談・訪問指導[相談・訪問延人数]　90人　84人　85人<br>③健康づくりリーダー研修会等[参加実人数]　33人　35人　31人<br>④各種健康づくり教室[参加実人数]　111人　114人　118人<br>⑤各種健診事後教室[参加実人数]　73人　82人　53人<br>⑥集団健康教育・講演会等[参加延人数]　3,082人　2,753人　2,417人<br>⑦あいち健康プラザ健康づくり教室(受講支援事業)[利用実人数]<br>※H25年度から利用は５年度毎に１回　29人　22人　15人<br>⑧健康展[総来所者数]　3,640人　3,953人　4,050人<br>⑨歯科保健事業　成人歯科健診・相談[参加実人数]<br>61人　62人　103 人<br>⑩栄養事業　食生活改善推進委員[登録人数]　79人　50人　37 人 | | |
| 9 特記事項 | 平成25年度より、あいち健康プラザ健康づくり教室受講支援事業の利用が、毎年度１回から５年度毎に１回と変更 | | |

| 10 総事業費（千円・人） | | | 25年度決算 | 26年度決算 | 対前年比(%) | 27年度決算 | 対前年比(%) | 28年度予算 | 対前年比(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 24,251 | 18,655 | | 18,932 | | 18,808 | |
| 支出 | 人件費 | 正規 人数 | 2.94 | 1.71 | 58.2% | 1.72 | 100.8% | 1.58 | 91.5% |
| | | 正規 人件費 | 17,640 | 10,260 | 58.2% | 10,344 | 100.8% | 9,463 | 91.5% |
| | | 臨時 人数 | 1.55 | 1.20 | 77.4% | 1.20 | 100.0% | 0.80 | 66.7% |
| | | 臨時 人件費 | 1,793 | 2,469 | 137.7% | 2,569 | 104.1% | 1,589 | 61.9% |
| | | 再任用 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | 再任用 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | 19,433 | 12,729 | 65.5% | 12,913 | 101.4% | 11,052 | 85.6% |
| | 事業費 | 報償費 | 2,357 | 2,271 | 96.4% | 2,466 | 108.6% | 2,442 | 99.0% |
| | | 需用費 | 644 | 853 | 132.5% | 968 | 113.5% | 896 | 92.6% |
| | | 使用料 | 1,285 | 1,182 | 92.0% | 922 | 78.0% | 1,268 | 137.5% |
| | | その他 | 532 | 1,620 | 304.5% | 1,663 | 102.7% | 3,150 | 189.4% |
| | | 合計 | 4,818 | 5,926 | 123.0% | 6,019 | 101.6% | 7,756 | 128.9% |
| 財源内訳 | 一般財源 | | 23,032 | 17,599 | 76.4% | 17,679 | 100.5% | 17,092 | 96.7% |
| | 受益者負担金 | | 482 | 439 | 91.1% | 457 | 104.1% | 755 | 165.2% |
| | 国県支出金 | | 565 | 418 | 74.0% | 682 | 163.2% | 732 | 107.3% |
| | その他 | | 172 | 199 | 115.7% | 114 | 57.3% | 229 | 200.9% |
| | 合計 | | 24,251 | 18,655 | 76.9% | 18,932 | 101.5% | 18,808 | 99.3% |

**11 コスト評価**

住民一人当たり事業費　367　円

平成25年度から、あいち健康プラザ健康づくり教室受講支援事業の利用できる条件を5年ごとにし、使用料の支出が抑制されましたが、利用者減少にもつながっています。

**12 指標評価**

| | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標 ① 健康増進事業への総参加率（当該年度当初20歳以上の人口比率）（%） | | | | | | |
| 目標値 | 10 | 110.0% | 10 | 109.0% | 10 | 97.6% |
| 実績値 | 11.0 | | 10.9 | | 9.76 | |
| 指標 ② 各種健康づくり同好会数（団体）（目標値は総合計画による。） | | | | | | |
| 目標値 | 50 | 96.0% | 50 | 98.0% | 50 | 98.0% |
| 実績値 | 48 | | 49 | | 49 | |

**13 事業の評価**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①法により市町村義務と定められている。 | | すべて | ○ | 一部 | | いいえ |
| ②行政関与の必要性が高い。 | | 高い | ○ | 普通 | | 低い |
| ③事業効果が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | | 低い |
| ④事業範囲・規模は妥当である。 | ○ | 妥当 | | 改善の余地あり | | |
| ⑤受益者負担は妥当である。 | ○ | 妥当 | | 改善の余地あり | | |
| ⑥手法は適切である。 | ○ | 適切 | | 改善の余地あり | | |

**14 評価の理由**

② 健康づくりに係る自己啓発事業であるため、住民のみなさんの健康自己管理レベルが維持・向上することで行政関与の必要性は低くなります。

③ あいち健康プラザ及び国保連による効果検証では、健康行動を起こすことによる住民のみなさんの健康度及び医療費抑制に対する効果がみられました。

④ 健康増進事業実施要領に基づく事業は全て実施できています。また事業の対象についても有効と考えられる年代や健康状態を検討し、参加対象者としています。

⑤ 健康づくりボランティアの育成に係る事業及び、生活習慣病ハイリスク者対象事業以外に対しては、受益者負担を徴収しています。

⑥ 14－③のとおり、健康づくり事業は効果が認められ、手法も適切です。

**15 事業を**

拡大した場合：

県補助金の基準額は上限が決まっているため、各種健康づくり教室の新規開講や受講料の受益者負担の減額等を行うことで事業費が増えると、一般財源による支出が増額します。

縮小・廃止した場合：

廃止・縮小により糖尿病などの生活習慣病罹患率があがり、医療費が増加します。また、事業開始から30年以上経過し、多くの住民の方が活用している事業のため、住民のみなさんの理解を求めなければ混乱を招く可能性が大きいといえます。

**16 想定される代替事業**

介護予防事業一次予防事業

**17 事業の方向性**

| 拡大 | | 改善 | | 現状維持 | ○ | 縮小 | | 廃止 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

**18 総括評価**
・事業の実効性、成果、目的の達成状況等
・課題と今後の具体的な取組

新規利用者の増加を図り、住民のみなさんが主体的に健康づくりに取り組めるよう支援するため、事業を継続維持していく必要性があります。

引き続き住民のみなさんの健康増進や疾病予防を目的とした教室等を実施します。

また、高齢者の介護予防・健康づくりが目的でもある「高齢者いきいきマイレージ事業」についても推進していきます。

他団体の類似事例

| 作成年度 | 平成28年度 |
|---|---|

| 事業番号 | 7 | 個別事業名 | 健康増進事業 | 担当課 | 健康課 |
|---|---|---|---|---|---|

| 項目名<br>(制度内容<br>事業費等) | あいち健康プラザ健康づくり教室<br>(受講支援事業) | あいち健康プラザ健康づくり教室<br>(市町オリジナル教室) | トレーニング機器の設置<br>(あいち健康プラザ職員派遣) | 健康づくりのための同好会<br>(行政支援の有無) | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東浦町 | 実施 | 健康増進事業及び介護予防事業として実施 | 無 | 有 | |
| 半田市 | 未実施 | 未実施 | 同上 | 同上 | |
| 常滑市 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 東海市 | 同上 | 同上 | 有<br>(しあわせ村トレーニング室) | 同上 | |
| 大府市 | 同上 | 健康増進事業として実施 | 無 | 同上 | |
| 知多市 | 同上 | 未実施 | 同上 | 同上 | |
| 阿久比町 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 南知多町 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 美浜町 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 武豊町 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 刈谷市 | 実施 | 実施 | 有<br>(げんきプラザ) | 同上 | |

【議事抄録・ホワイトボードに記載】

■同好会とはどのような活動をしていますか？

・ ウォーキング、アクアフィットネスなど 49 団体あり、1,228 人が登録しています。地区活動としては最も人数が多い事業です。

・ 健康プラザを利用しての同好会もありますが、保健センターや体育館、ふれあいセンターなど、地区の人が使いやすい場所で行われている活動もあります。

■高齢者いきいきマイレージ事業はどのような内容ですか？

・ 平成 27 年度から始めた事業です。

目的は、高齢者の介護予防、定年後の健康づくりで、対象は 60 歳以上です。

健康ポイント（健康センターで活動すると付与）、自主ポイント（自分で健康にいいことをすると付与）、ふれあいポイント（ふれあいセンターで活動すると付与）でポイントを貯めていきます。

この事業が今後の事業対象となっていくのでしょうか？

・ 介護予防事業として評価しています。

■指標を高齢者として、目的との整合性を測るというのは考えられますか？

■項目８　事業実績について、参加者数が変わらないのは、同じ人がカウントされているからではないのですか？

参加したことがない人にもっとアピールしてはいかがでしょうか？

・ 確かにリピーターもいますので、５年に一回という制限を設けて、支出を抑制しています。

・ 健康づくり教室は、初めて参加する人を対象としています。リピーターは同好会に移行して活動していらっしゃいます。

・ 特定検診の際に、案内しています。

■参加率の目標値の根拠は何ですか？実績とほぼ変化がありませんね。

・ 参加者は 3,892 人、参加率は、参加者数/20 歳以上人口です。実績値をベースにしています。

■同好会数の目標値の根拠は何ですか？

・ 49 団体を維持することとしています。ただし、高齢化していますので、維持は難しい現状です。縮小も検討しなくてはならないかもしれません。

■目標値は現状維持となっていますね。

・ あくまで、きっかけづくりと認識しています。また、事業には定員数も設けていますので、現状維持となっています。

■項目 10　支出事業費、その他について、年度によって数値にばらつきがある理由は何ですか？

・ 平成 27 年度に「東浦町いきいき健康プラン 21」を策定しました。(26 年度にアンケート調査、27 年度に策定）このときの委託料です。このプランは５年に１度見直しをしますので、５年に一度、支出が増えます。

■施策単位でみて、他の施策との関係を見ることも必要と考えます。

■高齢者とは何歳が多いでしょうか？

・ 70～75 歳以上が最も多い年齢層です。

■健康増進について、年齢別に目標値を作って示すのが適切ではないでしょうか？

働く世代は勤務先で検診を受けています。高齢者のための事業に特化したほうが適切なのではないでしょうか？指標の見直しが必要です。

評価しにくい事業もありますが、参加率ではなく、どれだけ健康が増進したか？というものに変更することその一つではないでしょうか？

広報では、よく見かけますので、延べ人数は多いのではないかと考えます。

・ アンケートでは運動習慣について訪ねている項目があります。そこから取り出した数値です。男性は 58%、女性は 52%でした。
このアンケートは運動に特化したものではありません。

■項目８にある歯科検診は産業まつりでは無料で行っていますが、この数字はその時のものですか？

・ 独自に保健センターで行っている、専門医を招いた歯科検診事業を対象としています。

■事業に対して、追加や削減を考えていますか？

・ 本当に必要な事業もあります。しかし、過剰な事業は必要ないと考えます。ある程度は行政が支援することも必要です。最低限、この事業は必要だと考えています。

**まとめ**

○不要な事業はない

○指標を見直すこと

○効果測定は可能か？

・ 教室の前後にアンケート等を行っています。しかし、１回の教室（８～10 回）での変化は見えづらいものです。行動変容への意識付けと位置付けています。

○同好会の位置づけは？

・ みんなで健康維持できる活動と位置付けています。

○アンケートの内容は？

・ 意識の変化の有無、同好会への参加の有無などまで行っています。

○意識の変化を反映できるような事業評価項目にすること

**【外部評価委員評価・住民】**

（住民委員Ａ）

住民は様々な健康増進事業の実施、ＰＲを広報や回覧板などで知ることができています。

私たちは健康であると健康のことをあまり考えません。

だからこそ、日ごろから目に付くように事業展開をしてほしいです。身近すぎて利用の伸び悩むあいち健康プラザの健康づくり教室受講支援事業の利用が５年度毎に１回になってしまい、利用者が減少してしまったことは残念です。理由のひとつには、同じ人が利用していることが多いからだと判断されたようですが、健康づくりに意欲のある人が身近にいることも健康の意識づけにはひと役かっていると思います。

最近はじまった「高齢者いきいきマイレージ事業」の推進に期待します。誰もが知っているようにＰＲをお願いします。

（住民委員Ｂ）

健康づくりへの取り組みは大切なことだと思います。

平成 25 年度からのどの事業実績をみても参加人数などの大きな減少はみられません。

子どもが小学校に入学した 35 歳～50 歳くらいの専業主婦の方の健診についても力をいれてもらえたらと思います。

また、自らの健康は自ら守るとのことからも受益者の負担も必要だと考えます。

（住民委員Ｃ）

話を聞いていると、この事業は高齢者向けの事業であることがわかった。しかし、事業の目的には「生活習慣病の予防」と記載されている。生活習慣病の中には、加齢にともなうものも当然あるが、子どもの頃からの生活習慣の積み重ねが病状の進行に深く関与していることから対象者を高齢者としてしまうのは少し目的に反しているように思えた。

**【外部評価委委員評価・学識経験者】**

（兼村委員）
・生活習慣病の予防等住民の健康維持増進を目的とする事業であり多くのメニューが用意され実施されている。
・高齢者マイレージ事業は 60 歳以上
・評価指標の「健康増進事業への参加率」の目標値はどうきめたのか、実際の参加人数と事業の定員数で決めている。
・効果判定は指標をとるために行っている、医療費の抑制、未病のために。
・個人の動向を探るためアンケート調査を行っている。
→　事業の必要性はだれも認めるところであり評価できるが、評価指標としてなにを用いるか、より工夫が必要ではないか。アンケート結果などを加えては。

（稲田委員）
質問事項
・参加者増をめざした事業ＰＲについて（介護予防の視点からのＰＲについて）
コメント
　疾病予防を目的とした住民の健康増進事業の評価指標としては、本来、事業別にどの程度の予防効果があったのかを測定する必要がある。ただし、個人情報の取り扱いや医療機関との連携といった課題があるため､指標の設定に制限があることも事実である｡そこで、指標評価を事業への参加率とした場合には、少なくとも、各事業の特性（参加の容易さ、事業の有効年齢層）を考慮した参加率の目標設定を行う必要があろう。例えば、高齢者の介護予防や健康づくりに効果が高いと思われる事業については､60 歳以上の参加率を評価指標とするなどの工夫が必要となる。また歯科検診や歯科相談の事業では、小学校において同様の検診があるため、未就学児童の参加率といった設定も可能であろう。

（星野委員長）
　健康増進事業への参加率が指標とされている。20 歳以上人口に対する参加率ということであるが、実際は、多くが高齢者ということである。勤め人の多い地域で現役世代の健康管理は勤務先の仕事なので、当然ともいえる。高齢者に占める比率、あるいは各世代毎の比率にした方がわかりやすいといえる。
　健康づくり同好会への参加を促すことは、コミュニティの人間関係、高齢化対策としても良い影響がある。検証についてはなかなか難しいが、健康増進事業の進展はかなり効果が高いとみられる。

（８）施策：児童福祉医療助成の充実
事業：不妊治療費補助金交付事業

# 平成　28　　年度　施策評価表（評価対象年度：平成　　27　年度）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | 2　担当課 | 保険医療課 |
| 1 | 第5次総合計画 | 1節 | 第３項　社会保障 | 推進施策 | （２）　福祉医療 | | 関係課 | 児童課 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 基本事業の方針 | 項番･表題 | 2 児童福祉医療助成の充実 | 総合計画書掲載ﾍﾟｰｼﾞ　79 |
| | 安心して子育てをできるようにするため、医療保険制度の自己負担分を助成し、子育て世帯を経済的に支援します。 | | |
| 4 めざす姿 | 誰(なに)がどうなる | 対象者が経済的な心配をすることなく安心して医療が受けられ、健康的で安定した暮らしができるようになります。 | |
| | 達成するための取組 | 子ども医療・母子家庭等医療助成事業による、医療費の自己負担額を助成します。<br>不妊治療費補助金交付事業により、補助金を交付します。 | |

| 5 基本成果指標 | 単位 | H21 目標 | H21 実績 | H27 目標 | H27 実績 | 達成度(%) | H28 目標 | H32 目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療費助成の受給者数 | 人 | | 8,327 | 8,400 | 10,080 | 120.0% | 10,090 | 10,100 |
| － | | | | | | | | |

6　「基本事業の方針」を実現するために取り組んでいる事業　（構成個別事業数　5　事業）

| No. | 個別事業名 | 事業実績 実績名(単位) | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 子ども医療助成事業 | 受給者数（人） | 7,594 | 7,324 | 7,321 | 7,226 | 7,132 | 7,042 |
| | | 支給額（万円） | 23,812 | 23,569 | 22,719 | 22,546 | 22,142 | 22,575 |
| 2 | 母子家庭等医療助成事業 | 受給者数（人） | 738 | 780 | 797 | 805 | 761 | 744 |
| | | 支給額（千円） | 25,750 | 27,928 | 29,113 | 28,658 | 28,661 | 27,802 |
| 3 | 不妊治療費補助金交付事業 | 受給者数（組） | 66 | 84 | 74 | 76 | 63 | 65 |
| | | 支給額（千円） | 4,139 | 3,956 | 3,996 | 5,020 | 4,306 | 4,965 |
| 4 | 未熟児養育医療給付事業 | 受給者数（人） | － | － | － | 6 | 16 | 4 |
| | | 支給額（千円） | － | － | － | 1,380 | 3,886 | 1,228 |
| 5 | 育成医療給付事業 | 受給者数（人） | － | － | － | 23 | 14 | 4 |
| | | 支給額（千円） | － | － | － | 1,213 | 736 | 242 |
| 6 | － | | | | | | | |
| 7 | － | | | | | | | |
| 8 | － | | | | | | | |
| 9 | － | | | | | | | |
| 10 | － | | | | | | | |

<table>
<tr><td rowspan="2">7 めざす姿の達成度</td><td>達成度評価</td><td>高い</td><td>○</td><td>普通</td><td></td><td>低い</td><td></td></tr>
<tr><td>評価理由（達成状況・成果等）</td><td colspan="6">子ども医療は中学校卒業までの子どもに対し、入院、通院とも全疾病が無料となるよう助成をしています。また、母子家庭などの経済的支援を図るため、母子家庭等医療制度により福祉の増進を図っています。<br>少子化対策の一環として、不妊治療費補助金の交付を実施しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">8 めざす姿を達成するための問題点、課題</td><td colspan="6">子ども医療の助成は、子育て支援策として助成期間は適正な範囲と考えますが、支給額は減少しているものの、福祉医療費全体の割合は大きく占めています。事業の継続性を考えた場合、一部自己負担、所得制限等を検討する必要があります。また、母子家庭等の医療助成については、児童課と連携し適正に医療受給者証を交付する必要があります。<br>不妊治療助成制度は所得制限・年間補助上限額、年齢制限の導入について、検討する必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">9 今後の方針及び具体的な取組内容</td><td colspan="6">子ども医療の助成に関しては、受診可能な医療機関が県内全域に広がるため、県全体での制度変更がなければ、医療機関の窓口等で混乱が生じる恐れがあり、また、支払機関との調整も不可欠です。そのため、制度の維持に努めると共に、愛知県の医療制度改革の動向を注視し、今後の医療制度の見直しについて、財源確保も含め慎重に検討していきます。<br>所得制限・年間補助上限額、年齢制限の導入について、効果等を検証しながら検討していきます。</td></tr>
</table>

平成 28　　年度　事 業 評 価 表　1（評価対象年度：平成　　27　年度）

| 総合計画 | 1 | 節 | 第３項　社会保障 | 推進施策 | （2）　福祉医療 | 平成　27　年度予算 | 3 | 款 | 2 | 項 | 3 | 目 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 基本事業の方針 | | 2 児童福祉医療助成の充実 | | | | | | | | | |

| 事業番号 | 8 | 担当課 | 健康福祉 部　保険医療 課　福祉医療 係 |
|---|---|---|---|
| 1 予算の小事業名 | 母子家庭等医療助成事業費 | 2 個別事業名 | 不妊治療費補助金交付事業　事業開始年度：平成18年度 |
| 3 事業の背景 | 不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要する費用を補助することで少子化対策の推進に寄与するため事業を開始しました。<br>現在では、女性の社会進出に伴い、結婚年齢が上昇し、高齢になってから出産を希望する方が増えていることも理由にあげられています。 | | |
| 4 事業の目的 | 不妊治療を受けている夫婦に対し、当該夫婦の経済的な負担の軽減を図ることで、少子化対策の推進を図ります。 | | |
| 5 関係法令<br>国等補助制度<br>関連計画 | 【関係法令】少子化対策基本法（平成15年法律第133号）第13条第2項、愛知県一般不妊治療費助成事業実施要綱、東浦町不妊治療費補助金交付要綱<br>【補助制度】東浦町不妊治療費補助金、愛知県特定不妊治療費助成制度 | | |
| 6 関連事業 | ― | | |
| 7 具体的な実施内容（事業概要・評価対象年度における取組、実績等） | 不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療にかかる補助対象額を補助します。<br><br>○助成対象<br>・夫婦の一方又は双方が東浦町に住所を有していること<br>・婚姻の届出をし、引き続き婚姻関係にあること<br>・不妊症と診断され、その治療を受けたことがあること<br>○補助対象とする治療の範囲<br>・不妊検査、一般不妊治療、人工授精<br>○補助対象額<br>・不妊検査及び不妊治療　健康保険の給付対象となる額のうち対象者が負担すべき額<br>・人工授精　　人工授精に要する費用として、対象者が負担すべき額<br>○補助期間<br>・治療を開始してから２年間<br>○補助金の申請方法<br>①保険医療課窓口での相談時に補助金申請書等を交付します。<br>②医療機関で不妊検査・不妊治療を受診します。<br>③３月から翌年２月までの最長１年分の申請を領収書を添付し、翌年度3月に申請を行います。（年度途中で治療終了の場合は終了月）<br>④申請書類を審査後、申請者へ不妊治療費補助金交付決定書を交付し、補助額を指定口座に振り込みます。<br>○助成対象医療費<br>補助対象とする治療の範囲の医療費のうち自己負担額<br>○所得制限<br>なし | | |
| 8 事業実績（H25～27年度） | 平成25年度　受給者数　76組　支給額　5,020千円　【県補助金522千円】<br>平成26年度　受給者数　63組　支給額　4,306千円　【県補助金398千円】<br>平成27年度　受給者数　65組　支給額　4,965千円　【県補助金485千円】 | | |
| 9 特記事項 | 愛知県の一般不妊治療費助成事業は、人工授精を行った夫婦が対象になります。<br>①本人負担額から付加給付を除いた額を治療費の対象経費とする。<br>②対象経費の2分の1を基準額（＝県費補助基本額）とする。（一組あたりの上限は45,000円）<br>③補助額は県費補助基本額の2分の1<br>平成27年度の対象は40組　485,000円 | | |

| 10 総事業費（千円・人） | | | | 25年度決算 | 26年度決算 | 対前年比(%) | 27年度決算 | 対前年比(%) | 28年度予算 | 対前年比(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 7,600 | 6,886 | | 7,545 | | 6,785 | |
| 支出 | 人件費 | 正規 | 人数 | 0.43 | 0.43 | 100.0% | 0.43 | 100.0% | 0.26 | 60.5% |
| | | | 人件費 | 2,580 | 2,580 | 100.0% | 2,580 | 100.0% | 1,560 | 60.5% |
| | | 臨時 | 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 再任用 | 人数 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| | | | 人件費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | | 2,580 | 2,580 | 100.0% | 2,580 | 100.0% | 1,560 | 60.5% |
| | 事業費 | 扶助費 | | 5,020 | 4,306 | 85.8% | 4,965 | 115.3% | 5,225 | 105.2% |
| | | 役務費 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 需用費 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 合計 | | 5,020 | 4,306 | 85.8% | 4,965 | 115.3% | 5,225 | 105.2% |
| 財源内訳 | 一般財源 | | | 7,078 | 6,488 | 91.7% | 7,060 | 108.8% | 6,210 | 88.0% |
| | 受益者負担金 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 国県支出金（県補助金） | | | 522 | 398 | 76.2% | 485 | 121.9% | 575 | 118.6% |
| | その他 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | | | 7,600 | 6,886 | 90.6% | 7,545 | 109.6% | 6,785 | 89.9% |

**11 コスト評価**

住民一人当たり事業費　150　円

平成27年度受給者一組当たり助成額116,077円（平成27年度受給者組数：65組）
総事業費の内、6.4%が愛知県からの補助があります。

| 12 指標評価 | | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標 ① | | ― | | | | | |
| 目標値 | | | | | | | |
| 実績値 | （達成度） | | 0 | | 0 | | 0 |
| 指標 ② | | ― | | | | | |
| 目標値 | | | | | | | |
| 実績値 | （達成度） | | 0 | | 0 | | 0 |

**13 事業の評価**

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①法により市町村義務と定められている。 | | すべて | | 一部 | ○ | いいえ |
| ②行政関与の必要性が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | | 低い |
| ③事業効果が高い。 | ○ | 高い | | 普通 | | 低い |
| ④事業範囲・規模は妥当である。 | ○ | 妥当 | | 改善の余地あり | | |
| ⑤受益者負担は妥当である。 | | 妥当 | ○ | 改善の余地あり | | |
| ⑥手法は適切である。 | ○ | 適切 | | 改善の余地あり | | |

**14 評価の理由**

② 国も少子化対策は必要であると示しており、少子化対策の関連事業として行っている事業であり、行政が関与する必要性が高いです。

③ 経済的負担を考慮せず、必要な人が不妊治療を受けられることから、事業効果は高いです。

④ 夫婦のいずれか一方が町民で、不妊治療を受けていることが条件であり、事業範囲・規模は妥当です。

⑤ 受益者負担として、所得制限・補助金の上限設定を検討する必要があります。

⑥ 補助金であり、補助対象者の支払い実績に応じて補助する手法は適切です。

**15 事業を**

拡大した場合：対象範囲や期間の拡大等が考えられますが、いずれも町の負担増になります。

縮小・廃止した場合：不妊治療を希望する夫婦に経済的負担が生じることから、子どもの出生数に影響があるといえます。

**16 想定される代替事業**：―

**17 事業の方向性**

| 拡大 | | 改善 | | 現状維持 | ○ | 縮小 | | 廃止 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

**18 総括評価**
・事業の実効性、成果、目的の達成状況等
・課題と今後の具体的な取組

- 平成27年度県補助事業の対象（人工授精治療者）40組の内、5組（12.5%）が母子手帳の交付を受けていることから、当事業の実施は有効であると評価します。
- 所得制限・年間補助上限額の導入について、検討の余地があります。
- 出産を希望する女性が高年齢の場合、卵子の老化による妊娠の可能性の低下や生まれてくる子どもに障がいが発生する等の問題が提起されていますが、年齢制限は特に設けていません。

他団体の類似事例

| | | | | 作成年度 | 平成28年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業番号 | 8 | 個別事業名 | 不妊治療費補助金交付事業 | 担当課 | 保険医療課 |

| 項目名<br>(制度内容<br>事業費等) | 治療の範囲 | 助成額の上限額<br>（本町以外は一般不妊治療に保険対象外治療費を含む） | 所得制限 | 助成期間 | 年齢制限 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東浦町 | ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療 | なし | なし | 助成開始月から連続する２年間 | なし |
| 半田市 | ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療 | 50,000円 | 夫および妻の前年度所得の合計額が730万円未満 | 助成開始月から連続する２年間 | なし |
| 常滑市 | ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療 | 50,000円 | 夫および妻の前年度所得の合計額が730万円未満 | ５年間まで助成。県内の他市町村において一般不妊治療等に関する助成を受けている場合は、その期間も含め５年間とする。 | なし |
| 東海市 | 不妊検査・一般不妊治療・人工授精 | なし | なし | 助成開始月から連続する２年間 | なし |
| | 体外授精・顕微授精・男性不妊治療 | 10万円<br>（男性不妊治療がある場合は最高20万円） | 730万<br>（夫婦合計） | 妻の年齢が<br>40歳未満<br>6回<br>40歳～43歳未満<br>3回 | 妻の年齢<br>43歳未満 |
| 大府市 | ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療 | 100,000円 | なし | 助成開始月から連続する２年間 | なし |
| 知多市 | ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療 | 100,000円 | なし | 制限無し | 治療開始時の妻の年齢が<br>４３歳未満 |
| 阿久比町 | ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療 | 50,000円 | なし | 助成開始月から連続する２年間 | なし |
| 南知多町 | ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療 | 100,000円 | なし | 助成開始月から連続する２年間 | なし |
| 美浜町 | ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療 | 50,000円 | なし | 助成開始月から連続する２年間 | なし |
| 武豊町 | ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療 | 50,000円 | なし | ５年度分まで助成 | なし |
| 刈谷市 | ホルモン療法、人工授精等の一般不妊治療 | 100,000円 | なし | 制限なし | なし |
| 愛知県 | ・一般不妊治療：人工授精のみ、１人年45,000円を上限に２年間助成があります。<br>・特定不妊治療：体外受精及び顕微授精（保険適用外）が対象で、１回の治療につき15万円を限度として補助され、通算５年間10回が限度です。夫婦の収入が730万円までの所得制限があります。<br>　なお、平成28年度から、助成金申請した時の開始日の妻の　年齢によって助成回数が変更となります。（40歳未満6回、４０歳以上３回） | | | | |

【議事抄録・ホワイトボードに記載】

補足説明：この事業は、所得制限がないことが特徴です。約 11 万円の交付額です。

■妊娠した件数５/不妊治療を行った件数 40 というのは、一般的にどのように評価されるのでしょうか？

・　５組というのは、母子手帳の交付の際に不妊治療を行ったことがあるかの問がありますので、それでカウントしています。
　他の自治体に転出したときの把握はできていません。従って正確な数値ではありません。

■妊娠の報告をしてもらうことを検討してはいかがですか？

・　母子手帳交付時の妊娠届出書に不妊治療の有無の項目があり、不妊治療の申請者と照らし合わせています。
　不妊治療の申請をしていないのは、１回程度、少額、知られたくないという事情かと考えられます。

公費を使っているので、成果を把握する方法を検討してはいかがですか？

・　不妊治療に対するアンケートを取ることを検討中ですので、その項目に入れてみます。
　アンケートの方向性は不妊治療の有無、苦労した点などを想定しています。
　アンケート対象を不妊治療している人としていましたが、他の住民にも広げることを検討してみます。

補助を受けた人にはアンケートを行ってみてはいかがですか？そして、「お子さんが生まれたらご連絡ください」と添えるのもいいかもしれません。

■所得制限をつけて所得の低い人への補助を検討してはいかがでしょうか？

他の自治体と比較することも可能かと考えますが、所得（愛知県と同じ 730 万円として）が同じでもサラリーマンと、そうでない人では実所得は異なります。

少子化という社会の流れをみると所得制限を設けることはしなくてもいいように考えます。

今後の事業費の動向を見て考えましょう。

■妊娠出産は、町に還元できるのでしょうか？

できるだけ出産したときは連絡がほしいところです。町からの補助金であることを意識づけることが必要ではないですか？

・　東浦町で子どもを産み、育て、定住していただくことが目的です。総合的にみて東浦町に住みたいと思えるような施策を打っていきたいと考えます。

■１回 45,000 円で何度でも補助を受けられるのですか？

・　１年分の合計で 45,000 円までとなっています。これは愛知県の補助金分で

す。町としては上限はありません。

■事後申請は可能ですか？

・　Ｘ年３月～（Ｘ＋１）年２月を対象として（Ｘ＋１）年３月に申請します。期限を過ぎたものは申請できません。

■東浦町の特色として「２年」が該当するのですか？この２年の根拠は何ですか？

・　一般の不妊治療では２年を過ぎると効果が見られないと医学的に言われています。２年を過ぎると特定不妊治療（体外受精など）に移行する方が多いようです。

**まとめ**

〇今の時代としては必要となる事業といえる。

〇東浦町で不妊治療を受けても移動、転出する人もいるが、福祉的サービスは基礎自治体のサービスなので、横並びのほうが良いかもしれない

〇結果の報告をするしかけを検討すること

**【外部評価委員評価・住民】**

（住民委員Ａ）

必要な事業だと思います。

国をあげて少子化対策だと言っているので、本来はすべて国が補助すべきではないでしょうか。

現行の、住んでいる市町村によって補助内容が違うというのは、同じ日本国民であるのに住む所によって格差ができてしまい、自分の市町だけが少子化対策できればよいといった税取り合戦のように感じてしまう。

少子化対策は日本中で必要だと考えられているので、統一した補助にした方がよいと思う。

（住民委員Ｂ）

不妊治療は体力面も大変なうえに費用も高額になり家計が圧迫されます。少子化対策としても治療費の補助は必要なことだと思います。

個人の意見としては、半田市や常滑市のような所得制限があってもよいのではないかと考えています。

（住民委員Ｃ）

東浦町は「子育て応援日本一」を目指しているだけあって、こうした不妊治療にも助成金が出ることを知るいい機会になった。ただ忘れてはならないのは、表面上は住民に優しいサービスかもしれないが税金で賄われているということ。この事業のおかげでどれだけの効果があったかの確認を徹底し改善策を練る必要があるだろう。

**【外部評価委委員評価・学識経験者】**

（兼村委員）
・少子化対策基本法に基づいた事業であり行政関与の必要性あり。
・治療を受けた人に対する報告義務がないため成果が不明、公金による個人的な補助事業であるため追跡調査はむつかしいかもしれないがアンケート調査くらいはすべきではないか、正確な成果が把握できない。
・補助にあたって所得制限を設けるべき、そうすべきでない、意見分かれる。

（稲田委員）
質問事項
・補助金の受給者に対する追跡調査の必要性について
コメント
　不妊治療に対する政府の経済的支援については、出生率の回復を目指す国の政策の一環として位置付けられており、高齢になってからの出産を望む者が増えてきている現在、少子高齢化対策として本事業の重要性が増していることは、誰もが認めるところであろう。自治体が不妊治療への助成を行うにあたっては、地域住民による租税収入をその財源とする以上、受給者以外の住民の理解を得る必要がある。このため、受給者に対する追跡調査等によって、在住者や世帯数の増加に対する本事業の寄与や有用性を、住民に丁寧に説明していく必要がある。もっとも、不妊治療に対する経済的支援を国が少子化防止への重要政策と位置付けるのであれば、特定不妊治療に対する支援の他に、自治体の支援対象である一般不妊治療に対しても、国による積極的な経済的支援が求められよう。

（星野委員長）
　いくつかの自治体に見られるように所得制限をという意見もあったが、それがないというのが東浦町の事業の特徴であり、知多半島地域での自治体でもとくに素晴らしいものといえそうだ。所得制限なしの現行制度がベターであるとする意見が多かった。
　内閣府の高齢社会白書によれば、合計特殊出生率の減少は世界的状況である。一部の途上国も含め高齢化、少子化の流れは明らかであり、進行の速度や程度の違いがあるだけである。OECD の FACT BOOK でも、合計特殊出生率が２を超える OECD 加盟国は極めて少ない。福祉国家、高負担国家、女性活躍国家として多様な子育て支援策を進めていることで知られる北欧諸国でも 1.7 から 1.9 程度、フランスも 2014 年には２を若干下回ってきた。まちひとしごとの総合戦略を進める中で、東浦町としても、できることはすべて進めることが必要との観点である。
　ただ、公費を使う以上何らかの形で報告を求めることができないかとの議論があった。

個人的な問題であり繊細な事柄である故に、これまで対応されてこなかったことは理解できるが、母子手帳配布以外のより正確な成果報告がほしい。検討の必要が認められる。

## おわりに

今回の評価のやり取りの中から、各担当部課の皆さんの丁寧な説明、時に回答に苦しみつつもわかりやすい説明への努力を感じることができた。日常の業務でも、役場の皆さんが一生懸命に対応しているということを役場にいらした住民の皆さんにどう伝えるか。住民の皆さんにとって時に意に沿わない結果であっても納得してお帰りいただけるようにするには、常に住民の気持ちに寄り添うことである。家族に接するよう、役場の仲間に接するよう、住民の皆さんの幸せを願って自分の言葉で語りかけていただきたい。そのための十分な能力を有している職員が多い、失礼ながらそう感じた。

さて、８つの行政評価外部評価の内容については、多くの事業が人口構成との関わりがあった。高齢化と少子化の中でどのように進めていくかというような課題である。全体として、以下のような点を再検討願いたい。

1　指標をより事業にマッチしたものにできないか。一つ二つで無理ならば、いくつかあってもよい。

2　施策評価と事務事業評価を連動させることはぜひ必要である。当該事務事業自体は重要であっても、施策としての目標達成のため、その事業が最も重要か、もっといい手段があるかどうかは議論を要する課題であり、事務事業評価を施策評価とともに議論したい。時間と手間のかかる作業であるが、施策評価がより重要となるかもしれない。

3　施策評価表で、総合計画をもとに町のめざす姿が提示されているが、めざす年を提示していだたきたい。おそらく総合計画の終了年次かと思われるが、できれば、５年後の目標、10 年後の目標、20 年後の目標などをたてて、今後の総合計画策定時、あるいは行政評価の際にチェックすることが望ましい。

4　事業評価表の作成要領で、コスト評価の計算方式が出ているが、ものによってはこれより他の計算方式の方が望ましいものもある。いくつか載せてもよいのではないか。

5　事業選定に学識委員の意見がより入ることが望ましい。さらに、住民委員の意見が入ることが理想である。ただし、評価になじまない事業もあるため、議論の上、庁内で決定していただく。

6　外部評価会場に、担当部署でない職員も入り，聞くことができるよう対応願いたい。やはり、現場をみることでどういう問題があるのかを知る、自分ならこう答えるのにと考えていただく、研修の場としての意義である。「はじめに」で指摘した、外部評価を実施するもう一つの目的として挙げておきたい。

最後に、外部評価について住民の皆さんに親近感をもっていただけるような一つのご提案をしたい。将来的にもし実現できれば、自治と協働への取り組みはかなり日常生活の中に感じられることになる。仕分けのような一方的にみえる作業ではなく、外部評価をみんなで楽しめるそれでいて厳しく議論するようなもの、イベント的に行うことのご提案であ

る。住民、NPO、地場産業などと議会、役場、みんなで築く協働のためにも、誰かがやる気をなくすような行政評価ではなく、みんな元気が出て、幸せになるような行政評価、たいへんでも東浦町の将来のため、努力しようと思うような気にさせる行政評価である。

たとえば、町のイベントの際に、見せる行政評価として実施。観光協会、おだいちゃんにもご尽力いただきたい。住民の傍聴者が増えることが考えられ、自治、協働への親近感が増すことに期待したい。役場が予算上，事業実施に苦労しているところを見て，町民の皆さんがこれなら自分も関わることができるとお考えになるかもしれない。担当部署のプレゼンは、可能であれば立ってボードを使いながらしていただく。回答、議論の際は着席してもよいが、適宜ボードを使う。これにより自分の言葉で語る感じ、アナログ感が出ると思われる。資料を読み上げるより拙い説明になるかもしれないが、自分の言葉で語っていることに親近感がわく。図表で見せること、ファシリテーショングラフィックもあった方がよい。

住民、議員、他の職員などの傍聴者からの質問も受けてもよい。ただし、時間的制約と、議論になじまないものを排除するため基本的に、質問カードのようなものを用意し、ペーパーで質問していただく。ただし、なじまないものでも、できうる限り誠実に答えたい。基本的にこの場合の回答者は、外部評価委員。質問は、外部評価の内容や結果に対する質問や問題指摘であり、担当職員の説明や行政に対するものではない。担当職員は、答えることを望む場合、住民の制度把握が十分でない場合のみ希望があれば回答する。

以上である。今回の外部評価が、東浦町の発展に少しでも寄与できれば、これほどうれしいことはない。神谷町長以下、東浦町の職員の皆さんの今後の取り組みに期待したい。